

企
業
財
務

第一章 戦時補償打切り関連法案

第一節 戦時補償特別税概算額

敗戦後の生産減退とインフレーションの中にある日本経済に対し、司令部は財閥解体、賠償指定等の経済非軍事化・民主化政策をおこない、その一環として戦時補償打切りを日本政府に命じた。政府は石橋湛山蔵相を中心として強く抵抗したものの、昭和二十一年七月二四日に至って司令部案の受諾を余儀なくされ、この結果戦時補償は基本的に一〇〇%課税して打ち切られることとなった。⁽¹⁾ 同年秋「戦時補償特別措置法」が議会に提出されるに際し、一〇月二日政府が発表した戦時補償特別税の内訳によると、打切りとなる戦時補償請求権の総件数は一三七万五五二〇件、請求総額は八〇九億余円であり、法定控除後の課税分は六六九億余円（このほか政府保証社債元利金関係の失効分一九八億円、命令融資等損失補償の打ち切り分五〇億円をあわせると、補償打切り総額は九一八億円）と推計された。同税の内訳の詳細は表1-1、表1-2のとおりであり、戦時補償打切り交渉の過程で一時考慮された賠償および在外資産の損失は、同様に政府補償を打ち切られることとなったものの、戦時補償特別税の対象とはされなかった。⁽²⁾

表 1-1 戦時補償特別税請求権区分別推算 (単位 件, 百万円)

区 分	件 数	金 額	控 除 額	税 額
A. 別表の一の請求権				
1. 軍需会社法に基づく補助金等	283	1,271	2	1,268
2. 国家総動員法に基づく補助金	158	1,835	1	1,833
3. 兵器等製造事業特別助成法第4条に基づくもの	47	350	0	350
4. 同上法第5条に基づくもの	2	61	0	61
5. 防空法に基づく工場疎開等	5,880	1,417	58	1,358
6. 完成品の対価	264,038	14,741	2,640	12,100
7. 契約解除による損害賠償	15,451	5,731	154	5,577
8. 徴傭船舶の原状回復	777	226	7	218
9. 財産の損害による政府に対する損害賠償	120	220	1	218
10. 特別の法令に基かない処分による損害賠償	4,135	11,694	a)	11,694
11. 産業設備営団との設備建設契約	325	1,078	3	1,075
12. 産業設備営団の契約解除による損害賠償	2,093	285	20	264
13. 日本倉庫統制株式会社に対する建物除却代金	15	2	0	2
14. 施行地外財産を保険目的とした戦争保険のうち)	4,275	79	27	52
うち) 法 人	83	46	0	45
個 人	4,192	32	26	6
小 計 (A. 1-14)	297,599	38,996	2,918	36,077
B. 別表の二の請求権				
1. 陸上戦争保険金のうち)	365,443	37,118	12,014	25,104
うち) 法 人	123,515	21,932	1,235	20,696
個 人	b) 241,928	15,186	10,778	4,407
2. 海上戦争保険金のうち)	9,382	1,709	128	1,581
うち) 法 人	9,382	1,674	93	1,581
個 人	c) —	34	34	—
3. 戦時海運管理令による船舶の損失補償	14	1	0	1
4. 徴傭船舶の損失賠償	4,981	892	49	843
5. 強制疎開の補償	2,505	268	85	182
小 計 (B. 1-5)	382,325	39,989	12,277	27,712
C. 別表の三の請求権				
企業整備による補償	695,586	1,985	1,257	d) 728
計 (A+B+C)	1,375,510	80,971	16,453	64,518

(注) 1. 100万円未満切捨て。
 2. A, B, Cの「別表の一, 二, 三」は「戦時補償特別税法」に掲げられた「別表」の戦時補償請求権の区分で, 1, 2, …はその各号に対応する。
 3. a)の未払分4,135件に対しては, 控除がない。
 b) c), は「戦時補償特別税算出資料」(大蔵省資料Z507-2)によると, 法定控除後の課税件数で, 控除前の件数は, b)は1,272,206件, c)は2,850件となっているが, 原表のままとした。
 d)は課税見込みを営業税額表より推定したもの。

出所: 大蔵省主税局歳入課「第90帝国議会参考財産税戦時補償特別税及財産税等収入金特別会計予算関係書類」(大蔵省資料Z507-2)。

他方日本政府は、司令部との激しい戦時補償交渉と並行して一連の戦時補償打切り関連法案の検討を進め、打切りの場合に備えた。そして打切り決定後には、類例を見ない五〇〇〇社を超える膨大な企業を対象とした企業再建整備政策を実施することとなったのである。本編の課題は、軍需および一般企業に関するこの企業再建整備政策の立案過程を検討することにある。

- (1) くわしくは、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一巻「政府債務」参照。
- (2) 「戦時補償特別措置法」の成立経緯や戦時補償特別税の収入実績等は、前掲書、第七巻「租税(1)」参照。

表1-2 戦時補償特別税

区 分	総 税 額		内 現 金 払	
	件 数	金 額	件数	金額
A. 別表の一の請求権				
1. 軍需会社法に基く補助金等	283	1,268	—	—
2. 国家総動員法に基く補助金	158	1,833	—	—
3. 兵器等製造事業特別助成法第4条に基くもの	47	350	—	—
4. 同上法第5条に基くもの	2	61	—	—
5. 防空法に基く工場疎開等	5,880	1,358	—	—
6. 完成品の対価	264,038	12,100	170,860	5,418
7. 契約解除による損害賠償	15,451	5,577	4,215	379
8. 徴傭船舶の原状回復	777	218	55	0
9. 財産の損害による政府に対する損害賠償	120	218	—	—
10. 特別の法令に基かない処分による損害賠償	4,135	11,694	—	—
11. 産業設備営団との設備建設契約	325	1,075	87	194
12. 産業設備営団の契約解除による損害賠償	2,093	264	—	—
13. 日本倉庫統制株式会社に対する建物除却代金	15	2	9	1
14. 施行地外財産を保険目的とした戦争保険	4,275	52	165	2
小 計	297,599	36,077	175,391	5,996
B. 別表の二の請求権				
1. 陸上戦争保険	365,443	25,104	244,571	1,210
2. 海上戦争保険	9,382	1,581	2,421	146
3. 戦時海運管理令による船舶の損失補償	14	1	—	—
4. 徴傭船舶の損失賠償	4,981	843	465	2
5. 強制疎開の補償	2,505	182	—	—
小 計	382,325	27,712	247,457	1,358
C. 別表の三の請求権				
企業整備による補償	695,586	728	—	—
計 (A+B+C)	1,375,510	64,518	422,848	7,355

(注) 1. 100万円未満切捨て。
 2. A, B, Cの区分は前表と同じ。
 出所：前表と同じ。

支払区分別内訳 (単位 件, 百万円)

特殊預金		政府特殊借入金		相 殺		未 払	
件 数	金額	件 数	金額	件 数	金額	件 数	金額
—	—	—	—	—	—	283	1,268
—	—	—	—	—	—	158	1,833
—	—	47	350	—	—	—	—
—	—	2	61	—	—	—	—
610	29	84,829	5,822	4,329	767	5,880	1,358
14	4	4,532	1,131	5,854	4,041	3,410	62
—	—	168	3	—	—	836	19
—	—	—	—	—	—	556	215
—	—	—	—	—	—	120	218
—	—	—	—	—	—	4,135	11,694
29	97	—	—	—	—	209	783
36	8	—	—	—	—	2,057	256
—	—	—	—	—	—	6	0
2,384	29	—	—	—	—	1,726	21
3,073	168	89,576	7,368	10,183	4,809	19,376	17,734
115,132	19,665	—	—	—	—	5,740	4,229
1,942	605	—	—	—	—	5,019	830
—	—	—	—	—	—	14	1
—	—	4,444	838	—	—	72	2
2,505	182	—	—	—	—	—	—
119,579	20,452	4,444	838	—	—	10,845	5,063
521,690	553	—	—	—	—	173,896	175
644,342	21,174	94,020	8,206	10,183	4,809	204,117	22,972

第二節 法案の作成

戦時補償打切り関連法案は、①緊急金融対策（金融緊急措置令施行規則）の改正、日本興業銀行による復興資金特別融資、復興金融庫設立）、②応急措置法（会社経理応急措置法）、金融機関経理応急措置法）、そして③恒久的な再建整備法（企業再建整備法）、金融機関再建整備法）、特別和議法」という体系をもっていた。このうち特に「会社経理応急措置法」のもとになった新旧会社分離のアイデアの出現は早く、昭和二〇年の秋から、停滞と混乱の中にある企業の経理対策として何度も構想されていた⁽¹⁾。また同年一〇月から翌二一年にかけてインフレーションが高進し経済危機が深まり、経済危機緊急対策が考えられる過程で、民需生産復興のための資金供給をおこなう復興金融機関構想が具体化していった⁽²⁾。そして昭和二一年一月二二日に至って「民需産業再開に関する資金面よりの対策（試案）」、「民需産業再開促進の為の新会社旧会社分離方策（試案）」、「復興金融会社設立要綱（試案）」と、三つの試案⁽³⁾が立案された。旧会社による債権債務の整理と新会社による民需生産回復、そして復興金融会社（経過的措置として日本興業銀行）による産業資金供給が、相互関連をもった政策として経済危機緊急対策の一環に位置づけられたのである。

二月一日に理財局経済課長となった酒井俊彦は次のように述べている。⁽⁴⁾

二月一日に経済課長になり伊原（隆）さんから事務を引継ぎました。そのときにはすでに経理応急措置法と言いますか、再建整備法と言いますか、その一つの芽が出ていました。というのは、当時軍の支払い停止その他で非常に経済界は混乱し、しかも戦後の生産は起らないということで、どういふふうに日本経済を切りかえて行ったらいいかということが当面の問題になってお

りました。伊原さんから引継ぎました最初の案には「第二会社案」がありました。これはその後の企業再建整備法とは多少形式的な行き方は違っていました。考え方としては大体似たようなものでした。この第二会社案というのは、当時の興銀におられた栗栖（赴夫）さん、それから今住友金属におられる日向方齊氏（元小倉大蔵大臣秘書官）等の御意見で伊原さんがまとめられたものです。これはアメリカの破産法といいますが、そういったようなものからうけた構想で、アメリカでは会社が行き詰まる、これを日本みたいに破産でつぶしてしまわないで、第二会社というのをつくって割合に簡単に会社を更生させている。日本では「会社更生法」というものがその後でできましたが、そういうものをねらって、当時軍の支払いを停止したとか、その他一連の戦後の措置によって経済界が困難に達着していた、それを救おうという案だったわけです。（中略——引用者）

石井（茂樹） やはりアメリカの発案ですか。

前川（憲一） 発案というよりも、日本がアメリカのものを学んだのでしょ。

酒井 そうじゃない。これは伊原さんから引継いだのですが、そのときに政府の軍関係の支払いが止まりましたし、あとマル特や何かで生産してしまいましたけれども、あの混乱でどうして生産を起すかということで、住友金属の日向方齊さん、三菱重工の加藤三さん、とか、興銀にいた栗栖さんとか、いろいろの人の知恵を借りて、アメリカの第二会社がある、こういう方法はどうかという研究があつて、これを引継いでみたのです。

705 第2節 法案の作成

経済危機緊急対策は二月一六日公表され、「金融緊急措置令」（預金封鎖、支払制限等）と「日本銀行券預入令」（新円切換等）を中心とした通貨金融政策、および物価、食糧、物資、厚生⁽⁵⁾の諸政策がおこなわれることとなった。企業経理と産業資金に関する対策については、経済危機緊急対策の中で具体的規定は与えられなかったものの、並行して閣議決定がなされていった。すなわち二月八日閣議決定「緊急事態に対処する生産増強方策大綱」⁽⁵⁾は、石炭、化学肥料、その他食糧増産部門を重要産業に指定し、資材を集中して生産回復を図ることを定めたが、この中で、速やかに民需生産を開始させる必要のある企業について新会社を設立し、積極的に資金融通をおこない、また特殊金融機関を

設立することが決められた。さらに経済危機緊急対策公表後の二月一八日閣議で復興金融機関構想が了解され、二月二六日に、同構想と新旧会社分離構想があわさって「民需生産再開の爲の企業経理対策要綱」⁽⁶⁾として閣議了解案となった。

民需生産再開ノ爲ノ企業経理対策要綱（閣議了解案）（大蔵省昭二二、二二、二二六）

民需生産ノ再開ハ我国当面ノ最大要務ノ一ナル処ヲ促進スル爲ニハ民需生産ノ再開ヲ阻害シ居ル各般ノ原因ヲ除却スル爲各分野ニ亘ル総合的対策ヲ講ズルノ要アリ、其ノ諸対策ノ一環トシテ企業ノ経理ニ関シ左記ノ措置ヲ講ズルモノトス

記

一、資金面ニ関スル措置

(1) 復興金融機構ノ創設

産業界及金融界ノ双方ニ各種ノ不安定ナル要素ガ存スル結果民生産業復興ノ爲ノ資金ニシテ公衆ノ利益ノ爲ニハ是非トモ必要ナルニ拘ラズ普通ノ金融機関ガ通常ノ融資トシテ金融スルコト困難ナルガ如キ事例多キ実情ニ鑑ミ経済界ノ不安定ナル暫定的期間ニ於テ専ラ斯カル場合ノ資金供給ヲ担当スベキ復興金融ノ機構ヲ創設ス、之ガ為

(イ) 来ルベキ特別議会ノ協賛ヲ経テ復興金融会社法（仮称）ヲ制定シ之ニ基キ特別ノ金融機関（復興金融会社ト仮称ス）ヲ設立ス

(ロ) 右復興金融会社ノ設立ニ到ル迄ノ經過的期間ニ於テハ復興金融会社設立後之二肩替リスルコトヲ条件トシテ現在ノ日本興業銀行ヲシテ別勘定ヲ設ケシメ復興金融ノ業務ヲ行ハシム

右復興金融ニ要スル資金ハ政府保証付興業債券ノ発行ニ依リ之ヲ調達ス

(ハ) 右復興金融ノ運営ヲ適正ナラシムル爲官民ヨリ成ル復興金融委員会ヲ設置ス

(ニ) 右ノ仕組ノ設定ニ伴ヒ現在ノ強制融資ノ制度ハ之ヲ廃止ス、但シ右ノ如キ復興金融ノ機構創設ニ到ル迄ノ經過的期間ニ

於テハ連合軍ノ承認ヲ得テ強制融資ノ制度実情ニ即シ運営ス

(2) 金融機関ノ資金融通ノ抑制

前項ノ復興金融機構ノ創設ニ依リ民生産業復興ニ必要ナル資金ニ付テハ其ノ円滑ナル供給ヲ図ル一方金融緊急措置令ノ運用其ノ他ニ依リ思惑、買溜、闇取引等ノ資金ノ融通ハ嚴重ニ之ヲ抑制ス、殊ニ将来ノ貨幣価値ノ低落ヲ見越シ此ノ際出来得ル限り借入金ニ依存セントスルガ如キ傾向ニ対シテハ嚴重ニ之ヲ抑制スルト共ニ遊休隠蔵物資ノ活用方策ト照応シ資金融通ノ面ヨリ強力ニ之ヲ支援ス

(3) 軍需融資ノ処理及企業ノ補償

金融界ニ於ケル軍需融資ノ処理ハ産業界ニ於ケル軍需企業ノ損失補償及賠償ニ対スル補償ノ問題ト不可分ノ関係ヲ有スルヲ以テ産業界ニ於ケル損失額ヲ速カニ調査決定シタル上其ノ損失ヲ産業界、金融界及国家ノ三者ニ於テ公平ニ負担スルノ原則ノ下ニ軍需融資ノ処理及企業ノ補償ヲ実行ス

軍需融資ノ処理ニ付テハ軍需融資ノ肩替リヲ為スガ如キ特別ノ処理機関ノ設置ヲ要スル場合モアリ得ベキモ差当リノ処置トシテハ各金融機関ニ於テ特別勘定ヲ設ケテ之ヲ整理セシムルコトトシ各金融機関ノ軍需融資ノ処理ニ付テハ産業界ニ対スル政策トモ統合セテ統一の方針ニ依ラシムルモノトス、尚之ガ為適當ナル委員会ヲ設置ス

(4) 過剰購買力ノ活用

主トシテ過去ノ蓄積ニ基ク厩大ナル過剰購買力ノ食糧其ノ他ノ生活必需物資ヘノ集中ニ依ル価格ノ暴騰ニ対シテハ今般実施セル通貨、食糧、物資等ニ関スル一連ノ施策ヲ強力ニ推進シ「インフレーション」ノ昇進ヲ抑圧スルト共ニ進ンデ之ヲ民生産業復興ノ爲ノ必要ナル資金トシテ動員活用ス

二、経理面ニ関スル措置

企業ガ終戦後不要トナリ又ハ賠償ノ対象トナリタル軍需生産ノ設備其ノ他政府ノ損失補償、戦争保険金、損失ノ繰延等ノ不安定資産及未整理借入金ヲ多額ニ有スル爲民需生産ニ使用シ得ル設備資材等ヲモ有スルニ拘ラズ新ナル民需生産ヲ開始シ得ザル

事例多キ実情ニ鑑ミ其ノ民需転換可能ノ設備資材等ヲ必要ナル人員ト共ニ適當ナル方法ニ依リ現在ノ企業経理ヨリ分離シ新会社ヲ設立シテ之ガ経営ニ当ラシムル措置ヲ講ジ速カニ生産ヲ開始セシムルヲ適當トス

右措置ノ実施ニ当リテハ物価政策等ノ適正ナル運営ヲ期シ金融ニ付テモ亦普通ノ金融機関ヨリ通常ノ金融ヲ行ハシムルモノトス

新会社ノ分離ニ依リ不要トナレル設備等ノミヲ保有スルコトナル旧会社ハ最少限度ノ人員ヲ以テ政府補償金ノ受入、負債ノ整理等ノ整理事務ヲ行ヒ清算ニ入ルモノトス

尚新会社ノ設立其ノ他民需産業ノ再開並ニ軍需企業等ノ整理ヲ円滑ナラシムル為商法等ノ特例ヲ設クル等ノ法制的措置ヲ講ズルモノトス

三、統制法令ニ関スル措置

現在産業資金ノ調整ヲ規定セル臨時資金調整法、会社経理統制令、銀行等資金運用令、軍需金融特別措置法、企業整備資金措置法等ノ法令ヲ整理統合シ来ルベキ特別議会ノ協賛ヲ経テ産業資金法(仮称)ヲ制定シ「インフレーション」防止ノ為ノ資金統制ノ強化其ノ他前各項ノ措置ノ実行ニ必要ナル法律的根拠ヲ規定ス

この「閣議諒解案」の特徴は、経済危機緊急対策の推移と対応して、産業資金に引締め気味の方針が打ち出されたことである。すなわち、経済危機緊急対策は、立案過程においては、徹底的インフレーション抑制策ではなく、インフレーションを一定程度抑えつつ生産復興を図る総合対策であった。しかし緊急対策実施過程で、生産回復は進まず、物価抑制も顕著な効果を見せず、給与賃金支払い等のため金融機関貸出しは増大していくという状況の中で、政府は悪性インフレーションに対処する金融引締措置(三月二二日金融機関資金融通総額規制等)を強化することとなったのである。こうした推移に対応して企業経理および産業資金についても、緊急対策実施以前の立案では、企業に対する「自由円滑」「積極的」な資金供給が考えられていたのが、緊急対策実施後の、右に引用した二月二六日「閣議諒

解案」では、一の(2)「金融機関ノ資金融通ノ抑制」が追加され、「復興金融機構ノ創設ニ依リ民生産業復興ニ必要ナル資金ニ付テハ其ノ円滑ナル供給ヲ図ル一方金融緊急措置令ノ運用其ノ他ニ依リ思惑、買溜、闇取引等ノ資金ノ融通ハ嚴重ニ之ヲ抑制ス」となり、新会社への融資に関しても、「物価政策等ノ適正ナル運営ヲ期シ金融ニ付テモ亦普通ノ金融機関ヨリノ通常ノ金融ヲ行ハシムルモノトス」と抑制気味の方針に転換されたのであった。

またこの間、商工省は二月から三月にかけて「軍需産業転換整理方策要綱」を作成した。⁽⁹⁾ 四月一日付『朝日新聞』によるとその内容は次のとおりであった。

軍需産業転換整理方策要綱の要点は左の如くである。

方針 軍需産業の民需産業への転換が進捗せぬのは資材需給見透しの困難なること、価格の不安定にあるといへども、軍需産業が歴大なる遊休設備を擁すると共に、補償賠償其他の支払関係が確定せぬ結果の資金調達難に起因すること大なるため、右の要領により、既往の経理関係の束縛から解放して新会社を設立し、速に健全な民需生産を開始せしむと共に補償関係等が明確化するのを俟って特別経理制度により之が整理を行ふものとす

要領

一、新会社による民需生産の開始については

(イ) 新会社は軍需産業会社又は其の関係者が設立する

(ロ) 軍需会社は新会社に転換事業の経営を委託し、又新会社の事業経営に必要な設備を賃貸するか、或ひは現物出資を行ふこと

(ハ) 新会社に必要な転換資金を融通すること

(ニ) 新会社の挙げた利益の分配は経営委託料、設備賃貸料等の形で軍需産業会社に所屬せしめるがこの場合の方法はスライディングスケール式に行ひ、新会社の経営基礎の強化を計る

二、特別経理制度による軍需産業会社の整理について

- (イ) 軍需産業会社の整理は補償関係等が決定した後新立法に基き特別整理制度によって行ふ
- (ロ) 軍需産業会社の整理方法は左の二方法をとる

△経理が容易なものは新会社を特別管理人と指定し整理に当らせる△整理が複雑なものは産業設備営団或ひは信託会社等を特別管理人と指定し、整理に当らせる

(イ) 特別管理人の任務は、軍需産業会社の債務の弁済、肩替り等による整理を行ふ△転換産業設備を新会社に出資し又は売却して軍需産業会社を解散する

三、新会社の増資その他の整備

- (イ) 新会社は軍需産業会社から転換事業設備の出資を受け、又は之の設備を買収するための必要資金は増資によって賄ふ
- (ロ) 増資の場合にはその新株を一般に公開し、又必要に応じて軍需会社の関係者にも均霑する様な方法を併せ行ふこと

さらに『朝日新聞』は、同要綱の解説として以下の内容を追加している。第一に、旧軍需会社の債務関係の処理が新会社の生産活動に支障を起さぬための具体的措置として、

- (イ) 新会社の設立（設置の出資又は譲渡）に関し主務大臣の認可があれば旧会社の債権債務に関する利害関係人の意見は必要な程度に於て排除されること
- (ロ) 新会社に出資又は譲渡された設備が旧軍需会社の工業財団抵当の対象となつてゐる場合、債権者の強制執行による新会社の活動の停止を防止するため、新会社に先取特権を認めると共に、強制執行による差押へ、移転についても新会社の同意を要することとする
- (ハ) 現行商法では会社整理の管理人を行政裁判所としてゐるが生産再開の緊急性に鑑み主務大臣とし、旧会社の整理を生産面と睨み合せ行ふこととする

第二に、新会社設立に対する具体的措置として、

一、新会社設立は主務大臣の認可事項とし、無統制な新会社の簇出を防止し、現在の石炭、鉄鋼等の基礎資材供給力が絶対的に不足した事態に即応することとし、認可の基準は

- (イ) 石炭、鉄鋼の如き当面の生産再開上に必要な基礎物資
- (ロ) 肥料、農器具、地下足袋、電球等の民生安定必要物資
- (ハ) 繊維其他の輸出見返物資

を生産する企業等にのみ限定し、更に当該企業の設備技術が優秀で、転換性が多く、相当量の見込資産を保有すること、企業経営者の生産意欲強く、経営の確実なりと認められることを条件とする方針である

二、新会社の金融面を確保する措置としては極力企業の自己資金をもって資金調達を行ふことを原則とするが

- (イ) 新会社を設立しようとする者は主務大臣に申請する前に従来の指定銀行と事前協議を行ひ一応金融の方策を計つてもよい

(ロ) 然し協議が円満に進行せぬ場合には政府は興銀及び市中銀行による共同融資団を結成させ

(ハ) 共同融資団の結成がなほ不成功の場合には復興金融会社の設立を促進する等、新会社金融確保に三段構の方針を以て臨むものと見られる、(中略——引用者)

三、新会社設立に関する産業界への措置としては新しい企業理念を急速に業界に浸透させる、即ち株主總會の同意或ひは抵当権者の同意を、必要な限りに於て、排除する法的措置をとると共に、最も生産再開に積極的な従業員を経営参加のために従業員持株制度の採用等の形で推進するものと見られる

商工省の右の要綱は、新会社と旧会社を分離し、新会社への資金融通の便宜を図るとした点は二月二十六日の閣議了解案と基本的に同じであったが、以下の特徴があった。第一に、会社整理を担当する特別管理人（レンジャー）の役

割を強調したこと。特別管理人制度（レシーバー制度）も、新旧会社分離案と同様アメリカの会社法をヒントに構想されたものであり、一月二二日の「民需産業再開に関する資金面よりの対策（試案）」でも述べられたが、二月二六日の閣議了解案には欠落していた。商工省案は特別管理人の役割について具体的に提案したものであり、以後の日本案の検討の過程で取り入れられていった。第二に、新会社設立が認められる産業を、①石炭、鉄鋼等の基礎産業、②肥料、農器具、地下足袋、電球等の民生安定産業、③繊維等の輸出産業のみに限定したことである。この点は、同要綱が経済危機緊急対策における重点的生産復興政策に対応して発想されたことを示している。

以上の新旧会社分離と復興金融機関設立に関する閣議了解案および商工省要綱は、なお企業に対する戦時補償が一応支払われるという基本方針の上に考えられていた。しかし税務顧問レオ・チャーレン Leo M. Chermé と日本側との折衝（四月二三日―五月一五日）を経て、五月三二日に司令部が「課税提案」（G案）を提示し、戦時補償打切りを命ずる過程で、日本政府は問題点の根本的な再検討を余儀なくされた。⁽¹⁰⁾ この再検討の中で戦時補償打切り関連法案との関係でとくに注目すべきは、金融に関する対応策の検討が進んだことである。企業に対する戦時補償打切りは、企業のみならず企業に融資してきた金融機関にも大きな打撃となり、ひいては金融機関に預金している一般大衆にも損失の負担が及ぶことが考えられる。かくして「金融緊急措置令施行規則」を改正して封鎖預金を第一・第二に区分し、小口預金は第一封鎖預金として支払いを（少なくとも従来措置および施行規則と併し）保証し、大衆預金を保護する。⁽¹¹⁾ 金融機関は新銀行を設立し、健全な資産と大衆預金等を引き継ぐ。旧銀行は整備の後解散する、等の対策が考えられていった。この後半は企業における新旧会社分離案の金融機関版にはかならない。五月二五日銀行局による「銀行等の根本的整理に関する件（第二次案）」⁽¹²⁾ は、こうした金融機関に関する対応策の、この時期における一つの総括であって、①整理の対象となる銀行等の範囲、②新銀行の設立、③資産負債の引継ぎ、④預貯金に対する特別財産税の課

徴および財産税上の特別扱い、⑤預貯金の保障、⑥旧銀行の解散、⑦日本銀行（以下「日銀」と略称することもある）の整理、と多角的かつ具体的な内容が検討されていた。

五月二六日、チャーレンの財産税についての意見が報道され、この中で戦時補償打切りが述べられ、五月三一日司令部がG案で戦時補償打切りを正式提案するに至って、日本政府はいよいよきびしい対応に迫られることとなった。五月三〇日大蔵省「補償打切等に対する根本的態度」⁽¹³⁾ は補償打切りを想定して、「金融機関については金融恐慌の状態に陥り」、「企業についても産業恐慌となり」、「個人生活については一時に膨大なる失業者群が発生し食糧危機に更に深刻なる社会不安が加重せられることになり国民生活は極度の混乱に陥る。信用機構が根底から破壊され民間相互間に於ける債務の支払は勿論、政府に対する債務も其の支払は確保出来なくなる。即ち当分の間正常な信用取引が一切不可能となるのみならず財産税は勿論一般の納税に付ても其の徴収が確保出来なくなる。」と危機的事態を予想し、この対処策として「補償打切に伴う措置案」⁽¹⁴⁾ を作成した。

第三 整理に関する措置

甲 応急対策

一、補償打切案の発表と同時に一乃至二箇月の期間を限って、凡ての債権債務の支払猶予を断行すること。但し其の期間の生産を停止せざる為戦後に於ける生産の為の原材料の売買に基く債権債務及び新規に生ずる債権債務に付ては其の限度に於て支払猶予を適用しない。

乙 生産の続行

一、至急第二会社を設立して旧軍需会社等の民需稼働設備及び原材料資材を之に貸貸、出資又は売却す。
二、第二会社の設立に時間を要する関係上、特定の委員会機構を設け取敢へず、旧軍需会社等の設備、資材、現金等を同委

員会に移し、同委員会より旧会社に委託の形式をとり、経理を分離して特別勘定に依って生産を続行せしめる。

三、金融に付ては、普通の金融機関が破綻を来すので取敢へず興銀に復興金融勘定を設けて、所要の融資を行はしめる。

四、整理期間中、新規金融機関の設立、活動を見る迄は復興金融会社が産業金融に当る。此の場合復興金融会社に対しては日銀が強力なる援助を行ふ。

丙 企業の整理

一、補償打切に伴ふ支払不能会社の整理の為に特別の委員会を設ける。

二、支払不能会社に対しては、債権債務関係に付て国家が強制調停を行ふものとし、商法等の特例を設けて簡易なる手続に依ることとする。尚調停に依る整理完了迄は旧会社の一切の債務に付いて、利払を免除し、又委員会の同意なくして債務の回収、担保権の実行を為し得ない。

三、強制調停は手順を定めて特定産業部門より着手し、調停手続に入る迄は旧会社の債権債務は棚上する。

丁 金融機関の整理

一、軍需企業等の破綻に依り債務超過となる銀行に付ても特別強制調停を適用するものとしこの為特別の整理委員会を設ける。

二、可及的速かに地区別に第二銀行を設立することとし、新預金の吸収を以て業務を始める。

三、調停に依る整理完了迄は債権債務は棚上とし、その間利払も停止するが、一定の範囲に於て預金業務のみは続行せしめる。

戊 預金に対する措置其の他

一、金融緊急措置令は金融機関の整理完了までは廃止しない。

二、全金融機関の預金の特定割合は嚴重に凍結して、日銀（又は整理委員会）の特別勘定に集中する。金融機関の債務超過額も此の特別勘定に集中し、此の勘定に於て債務超過額を各預金者に公平に按分して償却整理する。この整理が完了すれ

ば残額は各預金者に返して凍結を解くこととする。

三、其の他

日銀の金融機関に対する貸出は当分棚上として別途処理する。

内容的に、債権債務支払いの猶予、企業経理の分離、日銀の「強力なる援助」を受けた復興金融会社（とりあえず日本興業銀行）による融資、預金の特定割合の嚴重凍結、等の応急対策と、その後の第二会社、第二銀行設立による企業・金融機関整備という恒久対策の二段階の措置が考えられており、戦時補償打切り関連法案の全体的枠組が形成され始めたといえよう。とくに応急対策として、企業および金融機関の債権債務の支払い猶予、国家による強制調停、委員会機構による資産管理、同委員会の委託による経理分離および特別勘定に依る生産続行というように、「会社（および金融機関）経理応急措置法」の構想が出始めたことが注目される。酒井俊彦は次のように述べている。⁽¹⁵⁾

当時私が引継ぎました第二会社案は全く米国式の第二会社案でありまして、これは手続こそ割合に簡単だったが、やはり旧会社はそのままにしておいて、第二会社を設立する。そしてそれに確実な資産を譲渡し、引継いで生産を継続させるという案でした。ところが戦時補償打切りということになりますと、これは影響するところが非常に大きい。経済全般に影響があることでありまして、これをそういう手続的に悠長な、新しい会社をつくってそれでやってくるといふようなことでは収まらぬのではないか。たとえばある会社が戦時補償打切りで差押えをされる。現在の経済組織では、一会社の倒産は全経済界に波及する。これはなかなか深刻な問題になるというので、いろいろな経済界の人とも一緒に知恵をしぼりまして、何とか戦時補償打切りと同時に、一挙にそういう債権債務の関係がごたつかない方法がないものだろうかといふことを研究しました。当時理財局長は楠田光男さん、それから伊原さんが国庫課長で、次長格で、この方面の仕事にも相当相談に乗ってくれました。私も何日間いろいろ考えまして、結局これは第二会社案と実質的には同じだが、とりあえず補償打切りのある一定の瞬間をとらえて、そこまでに生じた債権債務関係は全部それでストップさせ、新しく債権の追求をするというようにしないで、徐々にこれを解け合わせ

て行くというような考を方何とか工夫がないものかということ考えてみました。これが「会社応急措置」でありました。

この案はそのごいろいろの変遷を経まして、初めは復興部門と整理部門というようなことで多少構想が違っておったのでありますが、考えてみますと、やはりただ債権債務を押えただけではためなので、新しい生産を続行してゆくことが一番大事な事である。そのためにはどうしても旧会社に残っている財産を利用し、活動を続けて行くほかない。というので考え方を少しすめてみました。会社の経理に古い債権がくっついて、新しく生産をし、活動をもしてもその利益がみんな旧債権者に押えられるということになりましたは会社はたちゆきません。そこで「新勘定」と「旧勘定」というものを一つの会社の中に一挙につくってしまうということを考えてたわけです。

日本政府が戦時補償打切りについて強い危機意識を持っていたのに対して司令部の考えは安易であった。六月三日の石橋湛山蔵相とルカウント経済科学局財政課長 Walter K. LeCount, Chief of Finance Div., Economic and Scientific Section その他司令部関係者との会談の中で、石橋が、戦時補償打切りに当たり旧債権旧債務の決済棚上げすなわちモラトリアムが必要であると述べたのに対し、司令部側は次のように答えている。⁽¹⁶⁾

司 如何ナル Mora ナリヤ。

大臣 金融機関モ会社モ共ニ必要ナリ。

司 金融機関ハ既ニ緊急ソチ「措置」実施済ニシテ、又自由預金ハ総額二〇億ニスギズ。又会社間ハ cash ノ問題ニ非ズシテ

単ナル帳簿上ノ債権取立不能ニナルヲ以テ Mora ノ要ナルベシ。

また同日の会談で司令部は「復興金融機関案」を石橋蔵相に提示した。

復興金融機関ノ設置⁽¹⁷⁾

一、日本政府ハ経済安定本部ノ下部機関トシテ該部ニ責任ヲ持ツ復興金融機関ヲ設置シ重要産業ノ復興ニ対シ産業信用資金ヲ供給セシメルモノトス

二、復興金融機関ハ先ヅ予算ノ予備金ヨリ二億円ヲ超エザル額ニテ資金ノ供給ヲ受クルモノトス追加資金ハ予備金若ハ議會ニテ承認ノ通常政府歳入ヨリ経済安定本部ノ副申附ケ得ラルモノトス
(以下省略——引用者)

先の大蔵省の「補償打切に伴う措置案」にあったごとく、日本政府は企業金融について「日銀が強力なる援助」をする復興金融会社(当面は日本興業銀行、以下「興銀」と略称することもある)が所要の融資をおこなうとし、補償打切りに対して積極的な産業資金供給による企業援助が不可欠と考えていた。しかしこの司令部の復興金融機関(以下「復金」と略称することもある)案は、復金を二億円の予算配分のための経済安定本部の下部機関と考えているに過ぎなかった。愛知揆一文書課長は、司令部案に「日銀ノ引受ヲ認メテ貫ハナケレバ実行出来ヌ」というメモを書き残している。この後理財局経済課は、一応司令部案に沿った形で六月一九日「復興金融資金設置要綱⁽¹⁸⁾」を作成するものの、他方で日本政府は司令部に対し、復金(または興銀)への日銀からの資金供給を認めるように要請を繰り返していくのである。⁽¹⁹⁾

以後七月二四日まで戦時補償打切り問題をめぐって司令部は、①戦時補償打切りにより、「戦争はもうかるものではない」ことを分からせる、②補償支払は通貨増発、インフレーションを引き起こし、一般的破産を招く、③日本案のような財産税および財産増加税の徴収は不可能である、という基本的姿勢をくずさず、日本政府は、①補償は一部支払い、財産税および財産増加税を増徴する、すなわち「支払うものは支払う。しかし取るものは取る。」②補償打切りは経済・金融恐慌を引き起こす、③財産税および財産増加税の増徴は可能である、として対立した。⁽²⁰⁾かくして日本政府は司令部のG案(五月三一日)に対し、I案(六月一七日)、修正I案(六月二五日)、信用再建税構想(七月九日)を対案として次々に提出したのだが、一方これと並行して戦時補償打切りを見越して関連法案の総合化と具体化をすすめていった。

修正I案を提出した六月二五日には「戦後企業の整備及び再建の促進に関する件」(法律案)が作成された。「企業再整備法」の原型であり、戦時補償打切り関連法案の中の第二段階である恒久対策について具体化が進んだことを示している。第一章目的、第二章整備の開始、第三章整備計画の立案および実行、第四章企業再建委員会、第五章雑則、から成り、後の「企業再整備法」は、右の案に、G案で基本的に示された「特別損失計算」(成案第二章および第三章の一部)と、「新勘定及び旧勘定の併合」(成案第五章)を加えた型で成立する。

六月二九日には理財局経済課「各種の補償等の処理並に之に伴ふ事業会社金融機関等の損失の処理及再建に付て(未定稿)⁽²²⁾」が作成された。内容の概略は次のとおりである。

- (1) 企業に関して、応急措置として新旧勘定分離、特別管理人と企業整理委員会の設置。恒久対策として第二会社設立等。
- (2) 金融機関に関して、応急措置として新旧封鎖預金設定による大衆預金保護および金融機関の資金保全、株主、債権者等の損失分担方式決定、金融機関整理委員会設置。恒久対策として第二銀行設立(第二銀行への移行、解散、存続等は総て企業の整理に準ずる)等。

- (3) 産業資金対策として、金融機関整備をおこなうと同時に新規貸出しについての制限撤廃、興銀および勧銀による復興金融(後日復金に引き継ぐ)、復興金融委員会設置等。

さらに同案は、長期資金の調達を円滑にすべく投資機構の再建(証券取引所制度の改正、証券取引所委員会の設置)を考え、また、産業資金に動員するための貯蓄対策の必要性をも指摘した。

同じく六月二九日に、銀行局は「補償処理に伴ふ措置に関する件」⁽²³⁾を作成し、七月三日に、「G案実施に伴ふ金融機関関係措置に関する件」⁽²⁴⁾となった。これらの銀行局案において、六月二九日理財局経済課案に無かった金融機関の

新旧勘定分離構想と旧勘定整備方式が立案され、企業と金融機関について、新旧勘定分離の応急措置と、その後の再整備は基本的に同じ構想でおこなわれることが明白になった。

企業および金融機関に対する応急措置、日銀の積極的協力を受けた興銀と勧銀と復金による復興融資業務等の具体案は、信用再建構想(七月九日司令部に提出)とあわせて、七月八日、九日の大蔵省省議で検討が加えられた。⁽²⁵⁾そして七月二一日、司令部経済科学局長マーカット William F. Marquat は、信用再建構想を含む日本政府のI案を否定し、補償打切り問題は最終局面を迎えた。七月一六日吉田首相はマッカーサー Douglas MacArthur 連合国軍最高司令官に書簡を送り、対立している論点に関し配慮を求めた。⁽²⁶⁾一方、七月一九日午前九時より総理官邸において戦時補償打切り関連法案の全面的研究がおこなわれた。⁽²⁷⁾主要項目は次のとおりである。

『戦後経済再整備の為の緊急措置要項(仮研究)』の構成(昭二一・七・一九)

第一 戦時補償の処理

第二 企業経理に関する応急措置(二一・七・一二 企業経理ニ関スル応急措置(大蔵省))

第三 金融に関する応急措置

第四 企業再整備の為の緊急措置(二一・七・一八 商工省印刷分)

第五 金融再整備の為の緊急措置

第六 特殊法人に関する措置——日鉄・営団・統制会社ニ対スル措置

第七 公益法人及個人に関する措置

等八 復興金融会社に関する措置

第九 本案実施の為必要な措置

一、法令に関する措置

- 二、予算に関する措置
- 三、関連して施策すべき措置
- 四、関連して司令部に要望すべき事項

関連法案の体系はこの総理官邸における研究によって集大成されたわけである。この後七月二二日、マッカーサーより吉田首相あて書簡（一九日付）が来着し、若干の司令部の譲歩があり、二四日、G案の大部分を日本政府が受け入れて戦時補償は打ち切られることとなった。関連法案は二一日要綱が起案され、二三日経済閣僚懇談会の決定を経て二六日に「戦後経済再建整備に関する措置の大綱」として閣議決定された。⁽²⁸⁾内容は次のとおりであった。

戦後経済の再建整備に関する件（昭二一、七、二六）

課税提案に対する方針に従ひ左の如く措置する。

- 一、戦後経済再建整備に関する措置の大綱は概ね別紙の要領に依ることとし、これに従ひ内閣審議室（経済安定本部設立後は経済安定本部）中心となり法案、関連施策等を準備し、速に連合国軍総司令部の承認を求め得るやう措置する。
- 二、労働対策、失業対策、生活援護対策、食糧対策、生産資材対策、産業金融対策、物価対策、賠償対策、経済民主化対策等の関連施策に付ては、速に立案の上政府の方針を定め、総司令部の特段の理解と援助とを懇請して、強力にこれを実施する。
- 三、本件の措置であつて議案に提案を要するものに付ては、原則として一括上程する。但し
 - (一) 課税提案に対する方針決定の時期、総司令部との交渉等に依り、余裕の無い場合には、応急措置のみを上程し、他の部分に付ては特に支障の無い限り審議資料として説明する。
 - (二) 応急措置に付ては、これのみを分割上程する場合たと関連法律を一括して上程する場合たとを問はず極めて短時日中に両院の協賛を得るやうに努める。

別紙

戦後経済再建整備に関する措置の大綱（昭二一、七、二六）

一、軍需補償等の処理

- (一) 軍需補償等の処理に付ては、課税提案に対する方針に従ひ、其の細目を決定することとし、特に補償等の性質内容に付慎重に検討する。
- (二) 打切られることとなる請求権に付ては、既発生のもは戦時補償特別税（仮称）の課税に依り、未発生のもは打切の法律規定の制定に依り、これを処理する。
- (三) 本措置に関する特別の法律を制定する。

二、再建整備措置実施の為の応急措置

(一) 企業（金融機関を除く）の経理に関する応急措置

- (1) 会社は本措置に関する法律施行の日を以て打切決算を行ひ、新旧に勘定を分離する（但し軍需補償等が打切られても自己資産を以て之を消却し得る会社等に付ては必ずしも本措置を適用しない途を置く。本措置の適用を受ける会社を以下整理会社といふ）。
- (2) 勘定の分離に当つては、会社の資産中爾後の民需経営に必要なものを新勘定に移管し新勘定はこの移管資産に付旧勘定に対して適当なる利子を負担するものとすると共に、爾後の民需経営に必要なでない資産及従来の債務は旧勘定に属せしめるものとする。
- (3) 従来の債務に関する物上担保権を制限又は消滅せしめ又会社に対する従来の債権の実行を停止せしめる等の措置を講ずる。
- (4) 新勘定に依つて爾後の民需経営を行ふ。
- (5) 会社は資産の保全、新勘定に移管すべき資産の決定等の為会社側及債権者側を以て構成する特別管理人会を設ける。
- (6) 本措置は特殊会社及営団に対してもこれを適用する。

(7) 本措置に関する特別の法律を制定する。

(二) 金融機関の経理に関する応急措置

(1) 金融機関は本措置に関する法律施行の日を以て新勘定、旧勘定を設け資産及負債を区分整理する。

(2) 勘定の分離に当っては次のやうにする。

(イ) 資産に付ては現金及金融機関に対する金銭債権を新勘定に属せしめる。

(ロ) 負債に付ては、先づ現行封鎖預金に付根本方針に従ひ支払を確保せらるべき範囲を確定し、此の範囲の封鎖預金、自由預金等必ず履行を要するものを新勘定に属せしめる。

(ハ) 右(イ)及(ロ)以外の資産及負債を旧勘定に属せしめる。

(ニ) 新勘定の負債超過は新勘定の旧勘定に対する貸付金、資産超過は借入金として整理し、適當の利息をつける。

(3) 従来債務に関する物上担保権を制限又は消滅せしめ又金融機関に対する従来債務の実行を停止せしめる等の措置を講ずる。

(4) 新勘定に依って爾後の業務を行ふ。

(5) 本措置は特殊銀行及金庫に対しても之れを適用する。

(6) 本措置に関しては、金融緊急措置令の改正を行ふの外、特別の法律を制定する。

(三) 公益法人及個人に関する応急措置

(1) 本件に依って影響を受ける公益法人又は個人に付ては、債権者に依る債権の実行を停止せしめ得る等適宜の措置を講ずる。

(2) 本措置に関する特別の法律を制定する。

三、再建整備に関する措置

(一) 企業（金融機関を除く）の再建整備に関する措置

(1) 整理会社の特別管理人会は新旧勘定分離の日現在に於て、旧勘定に付て特別決算を行ひ、その債務超過額（以下特別損失と称す）を確定する。

(2) 特別損失の処理に付ては、根本方針の率に従ひ、先づ積立金及評価益を以てこれを消却し、次に払込資本金に及び、最後に外部負債に及ぶ。

(3) 整理会社中一定規模以上のもの及所謂制限会社の特別管理人は爾後の再建整備の計画を立案し主務大臣の認可を受けるものとし、会社は認可せられた整備計画に従って再建整備を行はねばならない。

(4) 整備計画の認可を受けた整理会社は、他の法令の規定、定款の定め又は既存の契約の条項に拘らずその整備計画を実行することが出来るものとし又その計画の中に決定されてある事項に付ては法令の規定又は定款の定に拘らず株主總會その他の会議を省略することが出来るものとする。

(5) 整備計画に掲げるべき重要事項は大要左の通りである。

(イ) 存続するか解散するか

(ロ) 存続する場合の措置（減資の方針、存続後の事業計画及資金計画）

(ハ) 解散する場合の措置（第二会社を設立し又は既存会社の新勘定の資産負債を包括的に譲渡する等）

(ニ) 資産の処分方針

(ホ) 第二会社を設立する場合にはその事業計画及資金計画

(ヘ) 従業員の整理方針

(6) 整理は次のやうにして結了する。

(イ) 存続する整理会社に付ては、整理完了のとき新旧勘定を合併して単一勘定とする。

(ロ) 第二会社を設立し又は既存会社に新勘定の資産負債を包括的に譲渡する整理会社に付ては、譲渡完了のとき新勘定を打切つて単一勘定とする。

(ハ) 右(ロ)の方法を採ることなく清算、特別清算又は破産の手続に入る整理会社については、整備計画認可の日、清算に入つた日、特別清算開始命令の日又は破産宣告の日新旧勘定を合併して単一勘定とする。

(ニ) 右(イ)の場合にはそれで整理が終了し、右(ロ)及(ハ)の場合には清算、特別清算又は破産の手続が完了することに依つて整理が終了する。

(7) 本措置の合理的且民主的な運営を図る為産業再建整備委員会（仮称）を設置し主務大臣が整備計画の認可を行ふ場合等にその審議を経ることとする。

(8) 特殊会社及営団に付ては整理手続等に特別の定を要するかも知れぬ。

(9) 本措置に関する特別の法律を制定する。

(二) 金融機関の再建整備に関する措置

(1) 金融機関は旧勘定に属する資産及負債の整理を行ふ為整理担当者を任命する。

(2) 金融機関は旧勘定に属する資産及負債の整理計画を樹立し、主務大臣及後述の金融機関整備委員会（仮称）の承認を受ける。

(3) 整理の方法は次のやうにする。

(イ) 旧勘定に属する資産の整理に依つて生じた現金及確定評価額の決定した資産を順次新勘定に移し換へ、新勘定の旧勘定に対する貸を控除整理する。

(ロ) 旧勘定に属する資産の全部を新勘定に移し換へるも尚新勘定の旧勘定に対する貸を整理し得ぬ場合には、保証せられる範囲の封鎖預金、自由預金等の支払を確保する措置を講ずる。

(ハ) 新勘定の旧勘定に対する貸を整理し終つた後尚旧勘定に残余財産がある場合には、残余財産に付て取立てた現金及確定評価額の定まった資産の範囲内に於て、資産と負債とを新勘定に移し換へる。

(ニ) 右(イ)の場合の負債移し換へ順序の定め方に依り、金融機関の損失の処理に付ては、根本方針の率に従ひ、先づ積立金

及評価益を以てこれを消却し、次に払込資本金に及び最後に外部負債に及ぶ。

(4) 今後の情勢に応じ新勘定に属する資産及負債を譲り受け新に金融機関を設立せしめる。

(5) 資産の評価基準の設定その他金融機関の債権債務の処理等に関する重要事項を処理する為金融機関整備委員会を設ける。

(6) 特殊銀行及金庫に付ては整理手続等に特別の定を要するかも知れぬ。

(7) 本措置に関する特別の法律を制定する。

(三) 公益法人及個人の整理に関する措置

(1) 本件に依つて影響を及ぼす公益法人又は個人に対しては当分の間破産の申立をすることを得ないものとする。

(2) 債務超過の処理に付ては強制調停の如き措置に依り、支払可能の限度に債務を整理し得る等の措置を講ずる。

(3) 本措置に関する特別の法律を制定する。

関連法案について、戦時補償打切り決定以前に日本側と司令部との間での程度の折衝がおこなわれたかは不明である。しかし当時の大蔵省関係者の証言によると、昭和二〇年秋の新旧会社分離のアイデアはすぐ司令部に伝えられ、司令部から「日本人として建設的な考えのものを出されたのは初めてだと言って、おだてられ」、また戦時補償打切りに関するG案対I案の激しい折衝と並行して、関連法案に関しても、日本側と司令部との法案の具体的なつめがおこなわれていたようである。⁽³⁰⁾

金融機関関係は銀行局、産業関係は理財局が受持ち、六月の末から七月の一ぱい向う側と折衝しながら、カン詰になって具体策をつくった。そのときの中心は、理財局では酒井君です。金融機関の方は今安定本部の西原君、次官の山田君が仮寓しておいた目黒の般若園を大蔵省が一時借りておいて、そこでその作業をした。

そして「渡辺武日誌」によると、七月二六日に関連法案は日本政府より司令部に正式に提出された。

補償打切り関連スル法案及其ノ要綱中完成セルモノヲ司令部ニ持参、Dr. Fine等ニ手交、Gen. Marquatハ細目ハ日本政府ニ委シテ full support ヲ与フベキ旨言明セリ

また、大蔵省はこの頃戦時補償打切り関連法案の日程表および手順案を作成した。⁽³¹⁾ 同案によると応急措置として、まず復金設立以前の復興資金融資措置を七月二十九日に実施し、「金融緊急措置令施行規則」改正を甲日（八月三日）に公布・施行し、さらに応急措置三法案（企業経理応急措置法案、金融機関経理応急措置法案、公益法人及び個人に関する応急措置法案）を甲日に議会提出する。その後には課税二法案（戦時補償特別措置法案、財産税法案）、再建整備三法案（企業再建整備法案、金融機関再建整備法案、公益法人及び個人の整理に関する法案——後に特別和議法案）、そして復興金融金庫法案を乙日（八月一〇日）に議会提出する、と予定されたのであった。

(1) 新旧会社分離の考えとしては、たとえば昭和二〇年一月一五日産業資金課作成の「新日本財政経済再建計画要綱（第一次試案）」（大蔵省資料Z五一一—二九七）があった。この「計画要綱」は、インフレーションにより金銭債務負担を軽減する考えと、財産税等の課徴により国債等の返済をおこない財政収支を均衡させるといふデフレーションの考えの折衷案であって、物価水準として、現行公定価格を五倍、貸金給与を三倍に引き上げる一方、財産税および戦時利得税等を課徴して財政均衡を図っている。そして、新旧会社分離、旧会社より新会社への出資資産の改訂物価水準に基づく「時価」評価、評価益による旧債務の返済、旧会社に残る債務決済の暫時停止、戦争保険金の今後の支払い停止、軍需融資および在外企業に対する金融機関融資の肩替り金融機関の設立、同金融機関による平和産業への融資、等を総合的構想として打ち出しており、企業経理対策が、すでにこの時期に検討が進んでいたことがわかる。ただしこの「計画要綱」の特徴である、インフレーションによる旧債務負担の軽減、ふくらんだ評価益による企業債務の返済、という考え方は、当時も、またその後も政策の主軸にはならなかった。

(2) 大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第二卷「金融政策」編、第二章第一節、「復興金融金庫」編、第一章第一節。

(3) 大蔵省資料Z五二六—三一二。前掲書、第一七卷「資料(1)」編、六一九—二二二ページ。

(4) 酒井俊彦口述「会社経理応急措置法と企業再建整備法について」昭和二七年一月一日（戦後財政史口述資料）第四分冊）、二—三、三四ページ。

(5) 大蔵省資料Z六二〇—三三三。前掲書、第一七卷「資料(1)」編、六二二—二二三ページ。

(6) 大蔵省資料Z五一一—三一五。

(7) 前掲書、第二卷「金融政策」編、第二章第一—三節。

(8) 新会社に対し、金融機関から「自由円滑ナル金融ヲ為スコトスル」（二月二二日「民需産業再開に関する資金面よりの対策（試案）」——大蔵省資料Z五二六—三三二）「民需生産ノ再開ニ要スル資金ノ供給ニ付テハ必要ナル特殊金融機関ヲ設クルモ差当リ既存金融機関ニ依ル積極的金融ヲ確保スルノ措置ヲ講ズ」（二月八日閣議決定「緊急事態に対処する生産増強方策大綱」——大蔵省資料Z六二〇—三三三）。

(9) 『朝日新聞』昭和二二年四月一日。鈴木安三「戦後企業再建整備措置の具体的過程」（経済企画庁調査部調査課・経企調内昭和三一年第一四号）。鈴木論文によると「（軍需）産業転換整理方策要綱」の決定は三月五日である。なお経済企画庁に所蔵されている二月八日付「軍需産業転換整理方策要綱」（商工省における検討の初期段階の案と思われる）は次のとおりである。

軍需産業転換整理方策要綱（二一、二、八）

軍需産業ノ民需産業ヘノ転換遅々トシテ進捗ヲ見ザルハ資材需給ノ見透困難ナルコト、価格の安定セザルコト等ニ因ルモノアリト雖モ軍需産業ガ膨大ナル遊休設備ヲ廃スルト共ニ補償賠償其ノ他ノ支払関係確定セザル為ノ資金ノ入手難に起因スルコト大ナルヲ以テ左ノ要領ニ依リ既往ノ経理関係ノ束縛ヨリ解放シテ新会社ヲ設立シ速ニ健全ナル民需生産ヲ開始セシムルト共ニ補償関係等ノ明確化スルヲ俟チテ特別整理制度に依リ之ガ整理ヲ行フモノトス

要 領

第一 新会社ニ依ル民需生産ノ開始

- (1) 軍需産業会社又ハ其ノ関係者ニ於テ新会社ヲ設立スルコト
- (2) 軍需産業会社ハ新会社ニ転換事業ノ経営ヲ委託シ又ハ必要ナル設備ヲ貸貸若ハ現物出資スルコト
- (3) 新会社ニ対シ必要トスル転換資金ヲ融通スルコト（差当リ共同融資制度等ヲ活用スルコト）
- (4) 新会社ノ挙ゲタル利益（諸経費ヲ差引ク）ハ利益ノ分配経営委託料、設備貸貸料等ノ形式ニ依リテ軍需産業会社ニ所

属セシムルコト

第二 特別整理制度ニ依ル軍需産業会社ノ整理

- (1) 軍需産業会社ニ対スル補償関係等ノ決定スルヲ俟チ之ヲ新立法ニ依ル特別整理制度ニ依リ整理スルコト
- (2) 軍需産業会社ノ整理容易ナルモノニ付テハ第一ノ新会社ヲ以テ特別管理人ト為シ之ヲシテ整理ニ当ラシムルコトトシ
軍需産業会社ノ整理複雑ナルモノニ付テハ産業設備営団、信託会社等ヲシテ整理ニ当ラシムルコト
- (3) 特別管理人ハ軍需産業会社ノ債務ノ弁済、肩替等ノ整理ヲ為スト共ニ転換事業設備ヲ新会社ニ出資シ又ハ売却シテ軍需産業会社ヲ解散スルコト

第三 新会社ノ増資其ノ他ノ整備

- (1) 新会社ハ第二ニ依リ転換事業設備ノ出資ヲ受ケ又ハ之ヲ買取スル為ニ必要ニ応ジ増資ヲ為スコト
- (2) 前号ノ増資ニ当リテハ其ノ新株ヲ一般ニ公開シ且必要ニ応ジ軍需産業会社ノ関係者モ之ニ均霑スル途ヲ拓クコト
- (3) 軍需産業会社ノ債務ハ必要ニ応ジ之ヲ新会社ニ於テ引継グコト

(付) 商法等ノ特例トシテ新立法中ニ規定スベキ事項

- 一、新会社ノ設立
 - A、要スレバ一人会社ノ制ヲ設クルコト(差当リハ現行規定ニ依ル登記設立ニテ別ノ支障ナシ)
 - B、設立認可ハ転換事業ノ主務大臣ニ於テ行フコト
 - C、発起設立ニ於ケル検査役ノ検査ヲ不要トスルコト
- 二、設備ノ賃貸
 - A、転換計画案ニ付主務大臣ノ認可アリタルトキハ債権者ノ同意ヲ不要トスルコト
 - B、特別整理
 - C、発起設立ニ於ケル検査役ノ検査ヲ不要トスルコト
- 三、特別整理
 - A、整理ノ申立ヲ主務大臣宛行ハシムルコト
 - B、主務大臣ハ職権ニ依ル整理命令ヲ為シ得ルコト
 - C、新会社ヘノ設備ノ出資又ハ譲渡ニ対シ主務大臣ノ認可アリタルトキハ債権者ノ同意ヲ不要トスルコト
- 四、特別管理人
 - A、選任及監督ハ大臣ニ於テ行フコト
 - B、前号ノ認可アリタルトキハ其ノ設備ニ関スル債権者ノ強制執行権ニ制限ヲ加フルコト
 - C、但シ財団抵当ノ対象タルモノニ付テハ譲渡又ハ出資ノ後ト雖モ旧抵当権ハ之ニ及ブモノトスルコト
- 五、委員会
 - A、本法ニ基ク認可ヲ為サントスルトキ特別委員会ニ附議スルコト

(10) 前掲書、第一一巻「政府債務」編、第三章参照。

(11) 昭和二年四月三〇日「当面ノ重要財政金融問題」(大蔵省資料Z五二六一—四)の中に封鎖預金の新旧二分割案がある。小口預金を新封鎖預金として、支払いを従来どおりかまたは幾分緩和する。それ以外は旧封鎖預金として基本的に解除を禁止する、というものだが、通貨増発によるインフレーション防止の観点から旧封鎖預金の支払いをきびしく封鎖するところに力点があると思われる。一方、同資料は、「軍需企業補償ノ打切ヲスル場合ノ問題」の中で、「特殊預金の整理ヲ何ウスルカ」、「金融機関ノ預金者ノ救済ヲ何ウスルカ」と、預金者救済を検討課題としている。封鎖預金の二分割案は「経済危機緊急対策」の実施過程において金融引締めの一手段として構想され、補償打切り問題の検討の過程で大衆預金保護、金融機関の資金保全に力点が移って行く。四月末から五月にかけてはちょうどこの変化の転換時点であるように思われる。

(12) 大蔵省資料Z五〇七—四。前掲書、第一七巻「資料(1)」編、六七七—八〇ページ。

(13) 大蔵省資料Z五一—二九八。

(14) 大蔵省資料Z五一—二九八。

(15) 前掲酒井口述、三一—四ページ。

(16) 「渡辺武日誌」昭和二年六月三日。

(17) Establishment of Reconversion Financing Agency, 3 June 1946. (大蔵省資料Z五二六一—四—二)。前掲書、第一七巻「資料(1)」編、六九—七三ページ。

(18) 大蔵省資料Z五二六一—四—二。前掲書、第一七巻「資料(1)」編、七三—七四ページ。

(19) 昭和二年六月二—二五日の大蔵省「I案の修正提案関係資料」(大蔵省資料Z五二六一—四—二)。前掲書、第一七巻、七三—七四ページ。七月二日大蔵省「G案実行の場合の司令部への要望事項」(未提出)(大蔵省資料Z五二六一—四—二)。前掲書、第一七巻、七四—七五ページ。七月八日、九日「預金課税(信用再建税)、戦後復興財産税、企業経理応急措置案に関する大蔵省議提出資料及び関連愛知文書課長メモ」(大蔵省資料Z五二六一—四—三)。前掲書、第一七巻、七四—七五ページ。

(20) 前掲書、第一一巻「政府債務」編。

(21) 大蔵省資料Z五一—三—一六。

(22) 大蔵省資料Z五二六一—二九—一。

- (23) 大蔵省資料Z五二六―四一八。
- (24) 大蔵省資料Z五二六―七一。
- (25) 「預金課税(信用再建税)、戦後復興財産税、企業経理応急措置案に関する大蔵省議提出資料及び関連愛知文書課長メモ」(昭和二十二年七月八日、七月九日)(大蔵省資料Z五二六―四一三。前掲書、第一七卷、七四六―五六ページ)。
- (26) 前掲書、第一卷「政府債務」編。
- (27) 大蔵省資料Z五二六―四一四。
- (28) 大蔵省資料Z六二〇―三三、Z五二六―四一四。
- (29) 伊原隆(昭和二〇年当時産業資金課長)口述「終戦後の資金統制」昭和二六年八月一日(「戦後財政史口述資料」第四分冊、九ページ)。
- (30) 榎田光男(昭和二十二年当時理財局長)口述「終戦初期の資金政策」昭和二七年三月一日(同前)、一三一―一四ページ。
- (31) 大蔵省資料Z五二六―四一四。前掲書、第一七卷「資料(1)」編、七七三―七四ページ。

第二章 「会社経理応急措置法」

第一節 「会社経理応急措置法」の成立

一 応急措置の成立

戦時補償打切り関連法案のうち、打切りに先立つ応急措置は八月上旬に次々に成立した。興銀による復興資金特別融資(復金成立までの経過措置)は、八月一日より始まり、石炭、化学肥料等主として重点産業に対して、他の金融機関からは困難な資金融通が開始された。この場合興銀が資金不足となれば日銀より円滑に資金供給することとなった。⁽¹⁾ 前節で見たごとく復興金融庫の日銀資金援助を否定していた司令部が、いっとういこう考えて興銀に対して日銀からの資金供給を認めたかは不明である。しかし当時終戦連絡部長であった渡辺武の「日誌」によると日本政府は七月三日の閣議でG案受諾の条件の一つとして「RFA(復金—引用者)ノ成立迄興銀等ヲ使フコト、右ノ資金ハ日銀ヨリ貸出サシム」⁽²⁾ことをきめていた。そして実際に日本政府がG案を受諾した七月二四日に、ルカウント財政課長は渡辺部

長に対し、「RFAは資本金二億円は不十分であらうが例へば資本金の十倍の貸出を認めその資金を日銀に仰ぐことは可能であらう」と述べ、司令部は初めて復金に対する日銀資金援助をほめかした。興銀に対する日銀の円滑な資金援助は、日本政府が戦時補償打切りを受諾した際に、司令部から譲歩を得る形で認められたものと想像される。

「金融緊急措置令施行規則」の改正は、八月二一日大蔵省令第九〇号により公布・施行された。同改正により「金融緊急措置令」(昭和二二年二月一七日公布・施行)に基づく封鎖預金等は、八月二一日以降、「第一封鎖預金等」と「第二封鎖預金等」に分割され、少額預金部分である「第一封鎖預金等」は従来の封鎖預金の規定にしたがって一定の支払いを認められるが、「第二封鎖預金等」は公租公課支払いや大蔵大臣の指定する場合などいくつかの決められた場合(5)以外に支払いを認められなくなった。「第一封鎖預金等」と「第二封鎖預金等」の区分は、たとえば個人・法人(金融機関を除く)の預貯金等については、次のごとくであった。

- (1) 一口三〇〇〇円未満の預貯金等は全額第一封鎖預金とする。
- (2) 一口三〇〇〇円以上の個人の預貯金等は一世帯ごとに、また一金融機関(同一金融機関の本支店を含む)ごとに名寄せして、一世帯について(イ)または(ロ)のいずれか多額のものを第一封鎖預金とし、残余の金額を第二封鎖預金とする。
- (イ) 世帯主および世帯員各一人につき四〇〇〇〇円の割合で計算した金額、ただし最高三万二〇〇〇円を限度とする。
- (ロ) 一万五〇〇〇円。
- (3) 一口三〇〇〇円以上の法人その他の団体の預貯金等は、一万五〇〇〇円以下の部分を第一封鎖預金とし、残余の部分を第二封鎖預金とする。

右の措置は、少額預金を「第一封鎖預金等」に繰り入れて一定の支払いを認めることで大衆預金者、中小企業小口預金者がある程度保護するとともに、「第二封鎖預金」の支払いを原則的に禁止して、戦時補償打切り関連法案実施に伴う過渡的な金融不安に対処する意味をもっていた。また「第二封鎖預金等」は、後述の「金融機関経理応急措置法」によって原則的に旧勘定に所属せしめられて、金融機関における損失負担のための整理債権として確保された。

「金融緊急措置令施行規則」の改正に関して、八月二〇日大蔵省は、金融機関全体の資金対策を次のように発表した。(6)

今回の措置によって金融界は一時窮屈になるかも知れないが、政府としては金融上万全の措置を講ずる所存であり、特に金融機関において事業資金の貸出等の為に資金が不足するときは、日本銀行から積極的に資金の援助を行ふと共に三月二十日現在の資金融通総額制限の限度を撤廃して一般金融機関の貸出が停頓するが如きことのないやう指導する。又一般の銀行などで貸付を為し得ない事業などには八月一日より実施した復興金融資金供給の応急措置を十分に活用し、なほ差当りの俸給料の支払資金については、不都合の生じないやう特別の措置を考慮してゐる次第であつて、過渡期において金融の梗塞を来すが如きことのないやう十分に配慮を加へてゐる。

先に述べた興銀に加えて、金融機関全体に対しても日銀からの資金援助が認められ、また金融機関の融資活動の自由が拡大され、企業への資金貸出しも拡大されたわけである。かくして戦時補償打切りに基づく資金不足に対処する種々の応急的な金融措置により、日銀信用膨脹による産業資金供給が認められ、以後の通貨増大、インフレーション増進の大きな要因が成立することになったのである。(7)

「会社経理応急措置法」は、七月二四日の戦時補償打切り決定後、二五日、二八日、二九日と日本案が作成され、司令部に提出され、八月一日司令部との会談において若干の修正がなされた。(8)「金融機関経理応急措置法」も同様に

七月二八日日本案が作成され、八月二日司令部との会談において字句修正された。⁽¹²⁾ この間石橋蔵相は、「七月二九日には金融業者、八月六日に衆議院、七日に貴族院の各派代表者、八日には大阪事業家有志というように、各方面の代表者を招いて、補償打切案実施についてのいきさつを話しその援助を求めた。」⁽¹³⁾ 両応急措置法案は八月一二日に、「補償打切り並に経済再建に関する政府声明」とともに議会に提出され、一三日衆議院、一四日貴族院を通過、一五日日法律第六号（金融機関経理応急措置法）、第七号（会社経理応急措置法）として公布・施行された。

「会社経理応急措置法」の概略は次のとおりである。⁽¹⁵⁾

- (1) 特別経理会社（その定義は後出本章第二節参照）は、昭和二二年八月一日午前零時（指定時）で打切り決算をおこなない、指定時前後の経理を明確に区分する（第五条）。
- (2) 指定時以後の経理を新勘定と旧勘定に分離し、会社の現におこなっている事業の継続および戦後産業の回復振興に必要な資産を、特別管理人の決定に基づいて新勘定に所属せしめ、以後の生産活動は旧勘定によっておこなう。その他の資産は旧勘定に所属せしめる（第七条）。
- (3) 新勘定の貸借対照表の負債の部に旧勘定に対する未整理支払勘定を設け、旧勘定の資産の部に新勘定に対する未整理受取勘定を設け、それぞれ旧勘定により新勘定に所属せしめた会社財産と同一金額を計上する（第九条）。新勘定は旧勘定より借を有し、旧勘定は新勘定に対し貸を有する関係で、新旧勘定が結びつけられるわけである。また特別経理会社は、毎月末における新勘定の未整理支払勘定に計上した金額に、命令の定める率（千分の四、昭和二二年八月一五日勅令第三九一号「会社経理応急措置法施行令」第七条）を乗じて得た金額を、翌年の初めに新勘定から旧勘定に繰り入れなければならない（第一〇条第一項）。
- (4) 指定時以前の原因に基づいて生じた特別経理会社の債権（以下「旧債権」と略す）の弁済やその他旧債権を消滅

させる行為は、公租公課や指定時以前に確定した給料・退職金等の特例のほかは、原則として認められず、旧債権は原則として棚上げされる（第十四条）。

- (5) 指定時以後の原因に基づいて生じた特別経理会社に対する債権（以下「新債権」と略す。旧勘定に所属する財産の管理のために生じた債権を除く）については、旧勘定に所属する財産に対して強制執行、仮差押え又は仮処分をすることができない（第一三条）。

- (6) 特別経理会社については破産の宣告をすることができない。特別経理会社の財産に対してすでになされた強制執行、仮差押え、仮処分および競売手続は、その会社が特別経理会社である間、これを中止する。その財産が新勘定に所属することになった時は、「会社経理応急措置法」が適用される限度において右の手続は効力を失う（第一五条）。

- (7) 指定時以後の原因に基づいて生じた収入および支出は原則として新勘定の収入および支出として経理され、指定時以前の原因に基づいて生じた収入および支出は原則として旧勘定の収入および支出として経理される（第一一条）。

- (8) 特別経理会社の財産、特に旧勘定に所属する財産は公正な管理が必要であり、特別管理人を選定してこの任に当たらせる（第六条）。特別管理人として、取締役その他会社役員から二名、旧債権者から二名、合計四名を選任することを原則とする（第一七条第一項）。

- (9) 主務大臣は特別管理人を監督し（第一八条）、また解任する権限を有する（第二〇条）。主務大臣は特別経理会社に対して監督上必要な命令をすることができる（第二五条）。

- (10) 特別経理会社の解散、合併等の問題については、会社が「企業再建整備法」の定めるところにより特別損失を

計算し、整備計画を作成して主務大臣に許可を申請することになる（「企業再建整備法」第五条第一項）ので、この間会社が解散、合併、組織変更あるいは資本の増減をおこなうことは再建整備の実行上支障があるとも考えられる。したがって特別経理会社には原則として解散、合併、組織変更、資本の増減が認められず、これに関する総社員の同意、株主総会の決議または社員総会の決議は効力を生じない。ただし特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合はこの限りでない（第一五条）。

(11) また、公益法人および個人の整備に関する応急措置は「会社経理応急措置法」を準用する（第三九条）。以上のごとく、「会社経理応急措置法」は、新旧勘定を分離して新勘定で事業を継続し、旧勘定の旧債権債務の決済を棚上げにして戦時補償打切りの打撃をできるだけ少なくするというものであった。同法に対応して、金融機関に關してほぼ同じ構想にもとづき「金融機関経理応急措置法」が定められた。

二 労働対策

失業対策は敗戦直後よりの大問題であり、昭和二二年にはいつて二月一五日、「緊急就業対策要綱」が閣議決定されて、総合的に実施されることとなった。「要綱」では、①各種土木建築事業の強力な推進、②帰農計画の施行、③基幹産業の振起と労務の充実、④生活関係組織の整備、⑤政治経済社会等の調査研究の実施、⑥知識階級失業救済急事業の実施、⑦授産内職施設の整備拡充等が定められ、実施に際しては、①単なる失業者救済に墮することなく事業の遂行に重点をおくこと、②直ちに就職しえない者に対しては職業補導をおこなうこと、③職業あっせん機構の整備拡充を図ること、④所要資材についてはその最低限の確保に努めるとともにその限度で就業者をできるだけ多数な

らしめること等を考慮するとされた。⁽¹⁶⁾

しかし戦時補償打切りが実施されるに至り大量の解雇者が出る事が予想され、さらに失業対策の拡充が必要となった。八月五日衆議院予算委員会で河合良成厚生大臣は、失業者の予想、失業対策、対策の効果に関して次のように答弁した。⁽¹⁷⁾

只今軍需補償打切り等ノ為ニドレ位ノ失業者ガ生ズルカ、從來ノ者トドウ云フ数ニナルカ、ソレニ対スル対策ヲドウスルカト云フ御質問デアリマシタガ、是ハ今年ノ四月二十六日ニ調査致シマシタ数字ニ依リマスルト、一月一週間以内ノ仕事ニ従事シテ居ル者、及ビ全ク仕事ノナイ者ガ二百五十五万人居リマス、ソレカラ其ノ後ノ引揚者、復員軍人等ノ失業者ハ、是ハ推定ハ非常ニ難カシイデセウケレドモ、此ノ年内ニハ百五十万人ハ下ルマイト云フ位ノ見当デ居リマス、（中略——引用者）ソレカラ企業整備ニ依ツテドレ位ノ失業者ガ出来ルカ、及ビ賠償問題ニ関連シテドレ位出来ルカ（中略——引用者）甚ダ判断ニ苦シムノデアリマスルガ、先ヅ専門家其ノ他ノ腰ダメ的ノ意見ヲ綜合致シマシテ、賠償撤廃其ノ他ノモノヲ合セテ百万見当ヲ押ヘタラ宜カラウカト云フ風ニ大体考ヘテ居リマス、随テ此ノ年度内ニハ約五百万ト見テ居リマス、其ノ外尚ホ潜在的失業者ト云フモノハ相当ノ数ニ上リマス、是ハ一月ニ八日以上二十日位働イテ居ル人ナノデアリマスルガ、是ハドウ云フモノデアアルカト云フ実体ハ中々捕捉出来マセヌデアリマスケレドモ、兎モ角モ企業整備ノ問題ノ展開ニ従ヒマシテ、斯ウ云フモノハ段々本当ノ失業者ニナル部類モ中々多イ、又本当ノ失業者デハナクテモ相当救済ヲ要スル面ガ多カラウ、是ハ今ハッキリシタ見当ハ実ハ付カヌ次第デアリマシテ、先ヅ五百万「プラス」Xト云フ風ニ大体ノ見当ヲ置イテ居リマス、ソレデソレニ対シテドウ云フ方法ヲ執ツテ行クカト云フコトデアリマスルガ、一番先ニ、此ノ軍需補償打切りノ問題ニ伴ヒマシテ、（中略——引用者）解雇手当ノ問題ガ一ツデアリマス、軍需補償打切りノ直接間接ノ影響ヲ受ケマシテ、解雇手当ガ取レヌコトニナツテハ困リマスノデ、之ヲ何トカ優先確保スル途ヲ講ジタイト云フ風ニ第一ニ考ヘテ居リマス、ソレカラ尚ホ会社ノ事業資金ト云フモノガ金融ノ杜絶ヘル為ニ或ル程度不円滑ニナルカモ知レマセヌ、サウ云フ場合ニ於テモ給料ト云フモノハ早速困ツテ来ル問題デアリマスルカラ、差当リ給料ノ支払ガ

止マラヌヤウニ何等カノ措置ヲ執リタイト云フコトヲ考ヘテ居リマス、尚ホ一般ノ金融モ余程状態ガ変ツテ参リマスルカラ、余リ金融ガ拘束スル為ニ整備サレナクテモ宜イ、又閉鎖シナクテモ宜イ工場ガ閉鎖サレルコトニナリマシテ、失業者ヲ急増スルヤウナコトニナリマスルト、国家ノ為ニ甚ダ不祥ナコトニナリマスカラ、其ノ一般金融ト云フヤウナモノモ出来ルダケ巧ミニ付ケテ賞ツテ、サウシテ金融ノ止マル為ニ、倒レナクテモ宜イヤウナモノガ倒レルト云フヤウナコトノナイヤウニ、防止スル点ヲ考ヘテ居リマス、是ハ補償打切りト直チニ伴ウテ来ル問題デアリマス

ソレカラ其ノ次ニ申上ゲマスルノハ、全体ノ失業対策ノ構図ノ問題デアリマス、(中略——引用者) 第一ニハ勿論一般産業ヲ興スコトデアリマス、結局補償打切りニ依ツテ挫折ヲスル、或ハ閉鎖ヲスル工場ノ中デモ、出来ルダケ国家再建ニ役立つモノハ残シテ行ク方策ヲ執ルコトハ勿論デアリマス、其ノ他石炭ナリ、肥料ナリ、特ニ中小工業ニ向ツテ積極的ノ振興政策ヲ執ツテ行カナクチャナラヌコトハ勿論デアリマス、之ニ相当ノ失業者ヲ向ケテ行クト云フコトハ勿論ノコトデアリマス、ソレカラ第二番トシマシテハ、予算ニ計上シテ居リマス百数十億ノ進駐軍ノ住宅建設ト云フ問題デアリマス、是モ相当ノ失業者ヲ收容出来ルト思ツテ居リマス、ソレカラ第三番目ニ度々申上ゲマシタ公共事業中ノ開墾トカ或ハ土木トカ、道路トカ、河川トカ、植林、港湾等ノ事業デアリマシテ、是ハ只今ノ所デハ三十二億ト云フモノヲ計上シテ居リマスルガ、物価単価が高クナツタ為ニ、此ノ三十二億ハ又相当ノ数ニ増加スルト思ツテ居リマス、此ノ面ニハ出来ルダケノ吸収ヲシテ行キマス、ソレカラ第四番目ニハ賠償物資ノ撤廃、之ニ相当ノ労力ハ勿論要リマス、ソレカラ兵器ノ破壊事業ナドモ当然是ハ相当ニ労力ガ要ルモノダト思ツテ居リマス、是等臨時的ノ仕事ガ相当ニアチラコチラニアリマセウカラ、ソレ等ニ対シテ失業者ヲ振向ケテ行ク、第五番目ニハ戦災地ノ整理復興ノ問題デアリマス、是ハ都市ヲ中心トシマシテ、最モ重大ナル失業者救済ノ途デアリマスガ、是ハモウ是非ヤルベキモノデアリ、復興院ヲ中心ニヤリマスケレドモ、政府トシテハ予算的措置ヲ目下講ジテ居ル所デアリマス、ソレカラ其ノ次ニ都市ヲ中心ニシマシテ、機動的ノ公共事業ト云フモノモ行ツテ行キタイト思ヒマス、ト申スノハ戦災地ノ都市計画其ノ他ノ大キナ計画ニ沿ウタ問題以外ニ、都市ニハ道路ノ修繕トカ色々細カイ問題ガ頻発スルモノデアリマス、ソレニ対シテ一ツノ機動的公共事業ノ本部ノヤウナモノヲ設ケテ、ソレニ依ツテ浮動シテ来ル、「フロート」シテ来ル労働者ヲ集メテ、サウシテ今マデノ「フォアマ

ン」ナドヲ使ヒマシテ、ソレヲ機動的ニ振向ケテ行ツテ、労働ノ機会ヲ興ヘルト云フ方法ヲ執ツテ行ク積リデアリマス、第七ニハ補導機関、大工トカ鍛冶屋トカ、或ハ石炭ノ先掘トカ先山トカ、色々其ノ部面ニ対スル補導機関ヲ只今モ三百バカリアリマスルガ、相当大規模ナモノヲ倍以上ニ致シマシテ、此ノ面ニ付テ相当ノ人ヲ收容シテ行キタイト思ツテ居リマス、ソレカラ尚ホ授産場ヲ相当設ケテ行キマス、今日モ授産場ハ相当アリマスガ、之ヲ設ケテ、サウシテ之ヲ成ベク国民ノ自発的ノ声ニ応ジテ其ノ経営ヲヤツテ行クト云フ体制ヲ採リデアリマス

第九ニハ共同作業場ノヤウナモノヲ設ケテ行ク積リデアリマス、是ハ其ノ作業ヲヤル所ヲ作ル、大キナ工場ヲ利用致シマシテ、中小ノ工場、「アパート」ノヤウナモノモ其ノ一ツデハナカラウカ、サウ云フモノヲ国家ノ手ニ於テ修繕設備ヲシマシテ、成ベク安ク貸シテ事業ヲ推進シ、旁々中小工場ニ一ツノ基準ヲ与ヘテ行ク、指導ヲ与ヘテ行クト云フヤリ方ヲタイト思ツテ居リマス

ソレカラ第十ニハ「インテリ」失業者ノ救済方法ニ付テ考ヘテ居リマス、(中略——引用者) 是ガ今描イテ居リマス所ノ失業対策ノ大体ノ構想デアリマスルガ、今マデ申シマシタヤウニ、第一段トシマシテハ補償打切りニ即応シタ措置、第二段ニハ只今申シマシタ措置、ソレカラ第三段トシマシテハ生活保護ノ面ノ措置ヲ講ズルノデアリマス、此ノ生活保護ノ面ハ生活保護法ヲ中心トシマシテ、一番主要ナルモノハ生産扶助デアリマス、是ハ只今モ三億円ノ金ヲ庶民金融庫ヲ中心ニ廻ハシマシテ、其ノ三億ヲ損失ト見マシテ、十億ノ金ニ廻ハシマシテ、一口一千元、三十三万世帯ニ之ヲ貸付ケル積リデアリマス、勿論是ハ生業ヲ目的トスル職業資金デアリマス、サウシテ是ハ何人カガ集マリマスレバ中小工業ノ一部トナリ得ルノデハナイカト云フ風ニ考ヘテ居リマス

ソレカラ生活保護ノモウ一ツノ重大ナ問題ハ、言フマデモナク生活扶助デアリマシテ、是ハ東京ニ於テ五人家族三百円ト云フ標準ニナツテ居リマス、是モ唯金ヲ交付シナイデ、出来ルダケ之ニ依ツテ職業ヲヤツテ貰フト云フコトヲ意味スルノデアリマシテ、其ノ他生活保護ニハモウ少シ色々方面ガアリマスルガ、兎モ角之ニ依ツテヤハリ授産場、補導所的ノ施設モ之ニ併置シマシテ、之ヲ第三段トシテ考ヘテ居リマス、斯ウ云フヤウニ三段構ヘニ構ヘマシテヤツテ行ク。(後略——引用者)

河合厚相の答弁のうち、公共事業費等はその後追加増額されて実施されたが、詳細は本財政史第五卷「公共事業費」編を参照していただきたい。「生活保護法」は九月七日法律第一七号として公布された。なお失業保険制度については、八月一五日常生活保護法案委員会で、同制度創設の付帯決議がおこなわれ、社会保険調査会（昭和二十二年三月二十九日勅令一六七号、四月一日勅令二一五号に基づく）が二月一三日に厚生大臣への答申を作成した。「失業保険法」および「失業手当法」成立は、翌二十二年二月一日（二月一日に遡って適用）であった。⁽¹⁸⁾

以上の失業対策のほか、「戦時補償打切に因る企業再建整備に伴ふ労働対策」として、従業員整理方針、整備計画立案への労働代表参加問題、金融機関による給与資金融資問題、退職金問題等が検討された。これらは厚生省により八月上旬より立案が始まり、大蔵省、経済安定本部との折衝を経て、厚生省案の方向で九月一六日閣議請議案がまると⁽¹⁹⁾、司令部レーバー・セクションに提出された。九月二〇日日本側と経済科学局労働課 Labor Div.との会談で若干の修正が加えられた後、同案は一〇月二日閣議で決定された。⁽²²⁾

補償打切に因る企業整備に伴ふ労働対策（閣議請議案）

（二一、九、二〇、レーバー・セクションの意見による修正案）

一、企業再建整備を行ふ企業に於て従業員の整理を行ふ必要あるときは、左の方針によるべきものとする。

（一）新勘定（又は第二会社）に移される従業員数は新勘定（又は第二会社）に移される事業設備の稼働見込に必要な数とすべきであるが、次のことを考慮する。

（1） 近き将来予想される企業伸張に必要な従業員は此の際新勘定に移し保有する。

（2） 労働時間は生産に支障なき限り基本時間実働八時間迄これを短縮しもし資材燃料其の他の条件が許すならば従業員の交替による作業時間の延長を行ふ。

（二） 旧勘定に属する設備の管理に必要な従業員は残さなければならない。

（三） 右（一）及（二）以外の従業員は企業再建整備法実施後、概ね三ヶ月以内に整理する。

（四） 従業員の整理にあたっては、国籍、信条、社会的地位又は扶養家族の多数の故を以て差別的取扱をしてはならない。又従業員が労働組合員なること、労働組合の指導者なること、或は正当な組合活動をなしたことの故を以て解雇してはならない。

（五） 会社は解雇の範囲、順序等解雇の具体的基準を文書を以て労働組合其他従業員の総意を代表する者或は経営協議会がある場合はこれに提示して、その意見を徴しこれを出来るだけ合理的ならしめ且了解を求めるものとする。

二、中央経済再建整備委員会の委員に労働代表を加へ、企業再建整備計画にその意見を反映せしめる。

三、整備される従業員に対する貸金等の給与資金であつて、自己資金等で賄へない場合には当該企業の取引金融機関から融資することとし、取引金融機関が融資することが出来ない場合には復興金融金庫が適当な担保を徴して融資するものとし、左記限度内にて行ふ。

（一） 企業再建整備法実施の月までは一ヶ月分の全額

（二） その翌月は一ヶ月分の三分の二の金額

（三） その翌々月は一ヶ月分の三分の一の金額

四、整理される従業員に対する退職金については左の方針による。

（一） 引続き在職する従業員に対しては退職金を支払ってはならない。

（二） 指定時後三ヶ月以内に退職する者の退職金は旧勘定の負担とし指定時後三ヶ月以上を経過して退職する者の退職金は指定時後三ヶ月を経過した日を基準としてその前後の勤続年月数に応じて按分し旧勘定及び新勘定の負担を定める。

（三） 指定時前確定した退職金の優先支払をうける限度は一人に付一万五千元とする。

（四） 指定時後退職する者の旧勘定に属する退職金の優先支払の限度は左の各号の一によって計算した額とする。但し一人につ

き一万五千円を限度とする。

- (1) 指定時現在において特別経理会社の退職金給与規定によって計算した額。
- (2) 指定時現在において特別経理会社が退職金給与規定を有しない場合は指定時前三ヶ月間の一ヶ月平均月収額（賞与その他の臨時的給与を除く）に勤続一年につき一ヶ月平均月収額の二分の一を加へた金額。但し大人五〇〇円、扶養家族一人につき一〇〇円の割合で計算した額を下つてはならない。
- 前項の計算において勤続年数が一年に満たない場合はこれを一年とし勤続年数一年以上の場合一年に満たない端数は月割計算とする。

- (3) 指定時現在における特別経理会社の退職金給与規定によって計算した額が前号によって計算した金額より低いときは前号によって計算した金額。

前項の退職金計算の基礎となる勤続年数の算定は一応解雇されて再雇された者については再雇の日から起算する。但し解雇の際退職金又は之に準ずる給与を支給されてゐない場合は前の勤続年数を通算する。

前項の規定は特別経理会社の退職金規程に特別の規定がある場合は適用しない。

- (四) 優先弁済を受ける退職金は旧勘定からこれを支払ふことを原則とするも旧勘定において支払が出来ない場合に限り特別管理人の承認を受けて会社経理応急措置法第九条の規定によって設けた新勘定の未整理支払勘定に計上した額を限度として新勘定から支払をすることが出来る。

- (六) 退職金支払の能力あるも資金繰上支払が困難な場合は先づ取引金融機関から借入れることとし、取引金融機関から借入が困難な場合には復興金融庫が供給する。

- (七) 退職金の調達支払が出来ない企業に対しては退職者一人につき千円の割合をもつて計算した金額を限度として左記により国庫から支払資金を補給する。但し企業が調達し得る金額を控除する。

- (1) 退職金の調達の出来ない企業は退職金補給申請書を主務大臣に提出する。

- (2) 主務大臣が退職金補給の要があると認めた場合は必要な金額を復興金融庫より融資させる。

第二項中央経済再建整備委員会の委員に労働代表を加える問題に関しては、酒井俊彦が次のように述べている。⁽²⁴⁾

特別管理人に対して、当時は非常に労働者側といえますか被使用者側が自分たちも管理人に入れるという主張がなかなか強く、ちょうど労働運動が非常に盛んに行われていたときでありますので、どうしても特別管理人に従業員代表を入れるということが相当主張されてきました。結局会社の財産というものは株主のものであり、また今回の整理の方法から見れば債権者のものであるという意味において、労働者の意思を入れるべきものではないという主張を貫き、これは司令部側においても非常にそれを強くバックしてくれまして、結局再建整備の審議会、当時委員会と言っておりましたが、この審議会に労働者代表を加えるという事で、一般に会社自体の特別管理人には労働者を加えないという方向で片づいたわけでありませう。

この後企業整備計画に対し従業員組合からの異議申立てを認めることが翌昭和二十二年一月二一日閣議で決定された。また同閣議決定で、第二会社に引き継がれる役員、従業員に対し旧会社より退職金を支給してはならないこと（昭和二十二年一月二一日閣議決定第一項第四項）が再確認された。⁽²⁵⁾

企業再建整備法における退職金の取扱等に関する件（昭和二十二年一月二一日閣議決定）

一、退職金の取扱

特別経理会社の役員又は従業員に対する退職金の取扱については、昨年十月補償打切に伴う労働対策として第二会社に引継がれる場合には、これを支給しない旨閣議決定により定められているが、今回企業再建整備法の一部改正に当り、特に規定を置きこの取扱を法的に明瞭にすることとする。即ち

- (1) 第二会社に引継がれる特別経理会社の役員及び従業員に対しては旧会社においては退職金は支給してはならぬこととし、退職金計算上は、旧会社における在職期間は第二会社の在職期間として引継がれるものとする。

- (2) 旧会社を退職する役員従業員であつて第二会社に引継がれない者に対する退職金についても整備計画の認可の日から新

旧勘定併合の日(従つて第二会社設立完了の日)迄は支払つてはならないこととする。

(3) 特別経理会社の任意積立金の一部を退職金支払準備の為に留保することを認め(即ちこの留保せられた積立金は特別損失の補填に充当しない)、第二会社を設立する場合には、この積立金の額に相当する資産を第二会社に譲渡し、第二会社はこれを積立てるものとする。但し留保する金額についてはこれを整備計画に定めて認可を受けなければならないものとし、その金額の限度については別に法律で限定をしないが整備計画の審査の方針として任意積立金の総額の三分の一を限度とする。

(4) 右の留保した積立金は退職金の支払に充当する場合の外は、清算、破産の場合を除いて、その使用については主務大臣の認可を要するものとする。

(5) 退職金支払準備の為第二会社に譲渡した資産に対しては課税しない。

二、特別経理会社と従業員組合との関係

特別経理会社の整備計画に対しては

- (1) 労働組合の代表を特別管理人に選任して整備計画の立案に当らせること
- (2) 整備計画を提出するに際して従業員組合の承認を求めること
- (3) 整備計画に対し従業員組合からの異議の申立を認めること等の希望意見がある。

右の内現行法規上(1)及び(2)は認められていない。(3)については、整備計画は利害関係人の閲覧に供しなければならないことになつては拘らず異議の申立は株主及び債権者に限られていたのでこの際法律を改正し、利害関係人から異議申立ができることとする。従つて従業員も利害関係人として整備計画に対し異議の申立をなすことができることとなる。

退職金の取扱いについては、「企業再建整備法の一部改正法律」(昭和二十二年二月一日法律第一六三号)第三十四条第

二、三、四項に、整備計画に対する従業員組合からの異議申立は、同法第一四条第二項として立法化された。

(1) 昭和二十二年七月二七日付の大蔵省から日銀総裁宛通牒「復興金融金庫(仮称)設立に至るまでの暫定措置に関する件」(蔵銀第四二六号)は、「日本興業銀行がこの特別融資を為すにつき資金の不足を生じた場合には、貴行より円滑にこれを供給すること。」と述べられている(大蔵省所蔵日本銀行資料)。

(2) 「渡辺武日誌」昭和二十二年七月三日。

(3) 「補償打切、復興金融機関等についてのルカウント財政課長談(二十二年七月二五日終連特報第四号)」(大蔵省資料Z五二六—二一七)。「昭和財政史—終戦から講和まで—」第一七卷「資料(1)」七七〇—七七一ページ。

(4) 前掲書、第一二卷「金融政策」編、第二章第三節。

(5) 昭和二十二年八月一〇日発表「金融緊急措置令施行規則改正要領」(大蔵省資料Z五二六—四一七)によれば、「封鎖預金の支払」は次のとおり。

一、第一封鎖預金の支払は現行封鎖預金の支払の規定に依る

二、第二封鎖預金は左の場合に限り封鎖支払と為し得る

- (1) 過去の負担に属する公租公課であつて大蔵大臣の指定するものの支払をするとき
- (2) 金融機関に対する既存の債務を弁済するとき、但し第二封鎖預金等をその債務の担保に供したものに限り
- (3) 八月十一日現存の封鎖小切手等及自由小切手等(封鎖預金に基き振出し又は発行されたもの)を其の後決済するとき

(4) 他の法令の規定で第二封鎖預金の支払を為し得るとき

(5) 其他大蔵大臣の指定するとき

(6) 大蔵省資料Z五二六—四一七。前掲書、第一七卷、七九一—九三三ページ。

(7) 前掲書、第一二卷「復興金融金庫」編、六二七—六三〇ページ。

(8) 大蔵省資料Z五二六—二九一—五。

(9) Emergency Measure for the Reconstruction of Enterprise. (大蔵省資料Z五〇八一—四)。

(10) Memo. of H. Shavel, P. C. Akin and T. E. Beplat, Emergency Measure for the Reconstruction of Enterprise, Conference—1 Aug. 1946, 2 Aug. 1946. (大蔵省資料Z五〇八一—四。前掲書、第一七卷、七八三—八五二ページ)。

この日本側と司令部との会談によつて、「会社経理応急措置法」(以下「措置法」と略す)に關して司令部の主張した主要

な修正意見とその帰結は、次のとおりである。

- (1) 「措置法」指定を求める申請書類提出は「措置法」実施後一カ月以内でいいが、新旧勘定分離は同じく二カ月以内（日本案は一カ月以内）とすること。→成案は、申請書類提出は二カ月以内（「措置法」第一条第二項）となり、特別経理会社の指定を受ければ「遅滞なく」新旧勘定を分離した各種財務諸表を作成することとなった（「措置法」第五条、第七條）。
 - (2) 新勘定に移転された資産に応じて新勘定より旧勘定に支払う利子は大臣の命令によって定めること。→「措置法」第一〇條。
 - (3) 復興融資については、私的な融資が利用しえない場合とすること。→復興金融庫法第一条。
 - (4) 旧勘定についての優先権、質権、抵当権は新勘定に移転された場合でも消滅しないこと（日本案は、「移転時点で消滅する」）。→日本側は、新勘定への移転資産は債権者が半分を占める委員会（特別管理人、「措置法」第一七條）によって嚴重に管理されること、旧債権者の権利を重視する条文があることを主張し、結局日本案どおり成案へ（「措置法」第一二條）。
 - (5) 旧債権の旧勘定からの弁済はなし得ない（「措置法」第一四條）という条文に関して同原則の適用除外の旧債権とは、「指定時以前に確定した旧債権」である点を明白にすること。→「措置法」第一四條。
 - (6) 整理会社の株式の名義変更あるいは取引の禁止の原則に関して、原則適用除外の場合には「特別管理人の同意が必要であること」を明示すること。→「措置法」第二三條。
- いずれも小さな修正というべきであり、「会社経理応急措置法」が基本的に日本案どおりに成立したことを示している。
- (11) 大蔵省資料Z五二六―七一。前掲書、第一七卷、七七五―七八ページ。
 - (12) 大蔵省資料Z五〇八―一四。前掲書、第一七卷、七八五―七九二ページ。
 - (13) 「元大蔵大臣石橋湛山氏講述」昭和二六年五月二二日（戦後財政史口述資料）第一分冊、二〇ページ。
 - (14) 大蔵省資料Z六二〇―三三。前掲書、第一七卷、七九三―九四四ページ。
 - (15) 酒井俊彦「会社経理応急措置法」（酒井俊彦外三氏共著『企業再建整備法・金融機関再建整備法・復興金融庫法等諸法律詳解』大蔵財務協会、昭和二二年二月）、および大蔵省所蔵日本銀行資料。
 - (16) 労働省『労働行政史』第二卷（昭和四四年、労働法令協会）、一〇三二―三三三ページ。

(17) 「第九十回帝国議会議院予算委員会議録」第一〇号、昭和二二年八月五日。

(18) 労働省『労働行政史』第二卷、第四編第四章。

(19) 昭和二二年八月八日「戦後経済再建整備に関する労働対策案」（厚生省案と推定される。大蔵省資料Z五二一―四〇九）。八月二二日「補償打切に因る企業再建整備に伴ふ労働対策（閣議請議案）」（大蔵省資料Z五二六―九一）。八月二四日同上の題名の「厚生省案の修正案」（大蔵省資料Z五二六―二九一）。八月三一日同上の題名の厚生省案（大蔵省資料Z五二六―四一六）。

(20) 厚生省、大蔵省、経済安定本部の対立点は、昭和二二年九月九日「退職金に関する件」（大蔵省作成と推定される。大蔵省資料Z五二六―四一六）に以下のように述べられている。

退職金に関する件（二一、九、九）

一、指定時後三ヶ月以内に退職する者の退職金支給に関し

(1) 厚生省原案は優先支払をなすべき金額のみを指定時現在の退職金給与規程により計算し、それ以外の金額の算定基礎に対しては何等制限を設けず会社の自由に任せる。（本案によれば旧債権となるべき退職金額が増加し一般旧債権者を書ることとなるおそれが多分にある）

(2) 大蔵省は退職金算定の基礎そのものを指定時現在の退職金給与規程（ない時は一定の基準）に置きその金額の内から一万五千元（一万五千元未満の時は其の額）を限度として優先弁済を認めようとするのである。（即ち実額が確定する）

(3) 右大蔵省案に対して厚生省は退職金を新勘定の負担とし（旧債権とし旧勘定負担とすることは既に決定済なるに不拘）(2)の分だけを旧勘定負担として後は新勘定からの支払を認める。即ち退職金については新勘定で払へるだけ支払ふといふことを原則とし退職金支給に関しては元来制限を設けない趣旨であることを主張して来た。（之は当初よりの方針と言つてゐる。）

(4) 安定本部は折衷案として、原則として、大蔵省案で実施し特別管理人の承認を得て増額出来ることとする。（これを法令に規定する時は實際上全般に退職金の増額を当然認める結果となる。）

(5) 尚新勘定からの立替払に関する規程は元通り四の四に規定することを大蔵省案として提議せり。

二、一(一)の「従業員の整理を少からしむるやうに努むべきものとする」の点は政治問題に付き安定本部に又は関係懇談

会に別除^(イ)かを一任せり。

- 三、委員会に労働代表を加へることは中央の委員会のみ参加を認める。
 - 四、三の「整理される」の表現は、整理されない人員の給与に關しては大蔵省に一任といふ条件で厚生省案に同意。
 - 五、退職金給与規程変更の認可の件は、認可する以上標準案を作成する要あり、しかし乍ら現在の規程は区々にして標準により一律に決定することは不合理なる結果を生ずる虞れあり又認可制度を採用するときは会社及び特別管理人は退職金給与規程の作成に際しその責任を政府に転嫁する虞もあり主務官庁たる厚生省が到底実行不可能と主張するので一応削除することに同意したが、之は前記一の(3)の厚生省新提案の以前のことであった。
- 而して一の(2)の点は今日に至るまで当方としては譲歩して居らない。
- なお、右の一、の争点については、成案は厚生省案どおりとなった。

(21) 大蔵省資料Z五二六―四一六。

(22) 司令部修正は次のとおりである。

(1) 従業員整理に關して

日本案 (四)従業員の整理に關しては予め労働組合其他従業員の総意を代表する者の意見を徴するものとする企業に経営協議会等のあるときは充分これを活用すべきものとする。

(五)労働組合の指導者なるが故に解雇するが如きことなく解雇の範囲、順序等解雇の具体的方法は労働者側との協議により出来るだけ合理的基準により行ふべきものとする。

司令部修正 (四)従業員の整理にあつては、国籍、信条、社会的地位又は扶養家族の多数の故を以て差別的取扱をしてはならない。

又従業員が労働組合員なること、労働組合の指導者なること、或は正当な組合活動をなしたことの故を以て解雇してはならない。

(五)会社は解雇の範囲、順序等解雇の具体的基準を文書を以て労働組合其他従業員の総意を代表する者或は経営協議会がある場合はこれに提示して、その意見を徴しこれを出来るだけ合理的ならしめ且了解を求めるものとする。

(2) 日本案 「中央経済再建整備委員会の委員に労働委員会の委員を加へ」

司令部修正 「中央経済再建整備委員会の委員に労働代表を加へ」

(3) 整理される従業員の給与を企業の自己資金で賄えず、取引金融機関の融資も得られない場合、復金より融資がおこなわれるが、その限度に關して、

日本案 (一)八、九月は一ヶ月分の全額

(二)十月は一ヶ月分の三分の二の金額

(三)十一月は一ヶ月分の三分の一の金額

司令部修正 (一)企業再建整備法実施の月までは一ヶ月分の全額

(二)その翌月は一ヶ月分の三分の二の金額

(三)その翌々月は一ヶ月分の三分の一の金額

(4) 退職金支払不能企業への復金融資金回収不能分に關して

日本案 「前号の融資につき回収不能となった金額は国庫が復興金融金庫に対して支払ふ」

司令部修正 削除

(23) 大蔵省資料Z五二六―四一六。

(24) 酒井俊彦口述「会社経理応急措置法と企業再建整備法について」(第四分冊)、一三三ページ。

(25) 大蔵省資料Z六二〇―四六。

第二節 特別経理会社

一 範 囲

「会社経理応急措置法」(以下「法」と略称する)の適用を受ける特別経理会社の範囲は、次のように定められた⁽¹⁾(法第一条)。

(1) 資本金二〇万円以上の会社で昭和二十一年八月一日午前零時(指定時)において既に戦時補償金等の交付を受けたことがある会社、或は現実に未だ戦時補償金等の交付を受けていないがその請求権を有する会社、あるいは在外資産を有する会社。

右は自動的に特別経理会社に該当し(法第一条)、特別管理人登記事項を主務大臣に提出せねばならなくなった(法第一七条第五項)。

(2) 資本金二〇万円未満の会社であつて指定時現在に於て既に戦時補償金等の交付を受け、もしくはその請求権を有し、或は在外資産を有する会社。

(3) 本法施行(八月一日)後、債権の取立てが著しく困難となったことその他の事由により、会社の資産の価格が著しく減少したため、債務超過または支払い不能に陥る恐れのある会社。

(4) 所有株式、出資証券または社債の価格が本法施行後著しく下落し、またはこれを処分することが困難となった

ため、債務超過または支払不能に陥る恐れのある会社。

(3)(4)は資本金の大小は問われなかった。(2)(3)(4)は本法施行日より原則として二カ月以内に主務大臣に申請して指定を受けたならば、指定時に遡つて特別経理会社となった。(2)(3)(4)により特別経理会社の指定を受けた会社は、昭和二十一年一月一日大蔵省告示第七二二号による株式会社東京フレキシブルシャツ製作所を始め、二十一年中に六五社、二十二年中に二〇九社、両年合計二七四社にのぼった⁽²⁾。

一方、以下の場合には特別経理会社から除外された。第一に、主務大臣が特別経理会社に該当しない旨指定し告示した会社として、

- (1) 指定時現在で法第一四条第一項但書の優先弁済を認められる旧債権以外の旧債権を有する債権者のない会社(昭和二十二年八月二二日大蔵・厚生・農林・商工・運輸省告示第一号)。
- (2) 三井本社、三菱本社、安田保善社(昭和二十一年九月二日大蔵省告示第六八一号)。
- (3) 日本発送電株式会社ほか九配電会社(昭和二十一年九月三日大蔵・商工省告示第一号)。
- (4) 日本木材株式会社ほか三〇地方木材株式会社ならびに日本蚕糸統制株式会社および日本蚕糸製造株式会社(昭和二十一年一月一四日大蔵・農林省告示第一号)。
- (5) 山口県地方木材株式会社ほか五地方木材株式会社(昭和二十二年四月九日大蔵・農林省告示第一号)。

第二に、資本金二〇万円以上の会社が、すでに交付を受けた補償金等の金額または会社の貸借対照表の資産の部に計上した戦時補償等の請求権および在外資産の合計額を、指定時現在の積立金の額(「会社経理応急措置法施行令」第一条、昭和二十二年八月一五日勅令第三九一号)と貸借対照表に記載した指定時をもって終了する事業年度の利益金の合計額で補填でき⁽³⁾、かつ債務超過または支払い不能に陥る恐れのない場合、指定時より二カ月以内に申請して主務大臣の

表 2-1 会社経理応急措置法
関係申請受付認可件数
(昭和21年12月末現在)

区 分	件 数	百分比
特別管理人登記届出	5,643	40.3
指 定 認 可 申 請	313	2.2
うち) 認 可 届 出	265	(100.0)
非 該 当 届 出	4,439	(84.7)
除 外 認 可 申 請	3,505	31.7
うち) 認 可 届 出	1,652	(47.1)
特別管理人選任申請	46	0.3
解 散 承 認 申 請	12	0.1
資 本 増 加 承 認 申 請	8	0.1
合 併 承 認 申 請	3	0.0
そ の 他	22	0.2
合 計	13,991	100.0

(注) 日本銀行本支店、事務所合計の件数。

出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

許可を受けたならば特別経理会社から除外された(法第一条)。この第二の場合により特別経理会社から除外された会社は、昭和二十一年九月十九日大蔵省告示第六九〇号により日本経済新聞社ほか三社が公告されたのを始めとして、二十一年中に五四五社、二十二年中に一〇七二社、両年合計一六一七社にのぼった。⁽⁴⁾

なお戦時補償金等または在外資産を有しない資本金二〇万円以上の会社は、法施行日より三週間

以内に特別経理会社でない旨を主務大臣に届け出るとともに、特別経理会社非該当の公告をしなければならなかった(法第一条第六項)。

「会社経理応急措置法」の施行に関する事務は日銀が窓口となった(同法第二七条、同施行令第二三条)。本法施行以来昭和二十一年一二月末に至る四カ月間に、日銀が取り扱った申請書、届出書等の受付件数は、本支店、事務所をあわせて一万三九九一件にのぼった(表2-1)。内訳は、特別経理会社としての特別管理人登記届出が五六四三件(四〇・三%)、一方、非該当届が四四三九件(三二・七%)、除外認可申請が三五〇五件(二五・一%)であった。本店受付の除外認可申請七七〇件のうち三四五件(四五%)は資本金百万円未満の企業であり、中小企業関係が多かった。

また昭和二十一年一月集計では、同時点までで特別経理会社として一応取り扱われた会社は八三七三社であった。このうち除外認可会社が一七三六社(二〇・七%)、新旧勘定併合認可会社(特別損失がないため、または新勘定利益金の繰

越経理により減資の必要がないため、整備計画を提出しない特別経理会社の中で、主務大臣に提出した新旧勘定併合申請を認可された会社。「企業再建整備法」第三五条第一項、第三六条第一項第六号)が一五二三社(一八・二%)であり、これらはすでに新旧勘定を併合して特別経理会社としての取扱いは受けていなかった。残余の五一一四社(六一・一%)の特別経理会社は、「企業再建整備法」に基づき整備計画を提出してその認可を受けなければならなかった。⁽⁴⁾

二 新旧勘定分離

特別経理会社は昭和二十一年八月一日午前零時(指定時)で打切決算をおこない、以後の経理を新勘定と旧勘定に分離したが、この指定時に至る戦中から戦後にかけての企業経理の推移と、指定時現在の新旧分離勘定について概観してみよう。まず主要企業の戦中から戦後にかけての経理は表2-2、表2-3のように推移した。主要な特徴は、①自己資本比率の減少、②負債勘定の膨脹、③流動資産の増大と固定資産比率の減少、④架空資産の増大であった。

自己資本比率の低下は、株式による資金調達の下下と、利益金による内部留保の比重の低下によってもたらされた。このうち株式による資金調達は、絶対額では増大したものの、戦時下には種々の制約が加わったため、後述の借入金等短期負債の膨脹と比較すると資金調達における比重を低下させることになった。すなわち「会社利益配当及資金融通令」(昭和十四年三月勅令第一七九号)および「会社経理統制令」(昭和十五年一〇月勅令第六八〇号)による株式配当制限、「株式価格統制令」(昭和十六年八月勅令第八三四号。「同令中改正」同年一二月勅令第一一〇九号)に基づく株価統制、増資新株割当制限(昭和十八年四月一十九年五月)、「日本証券取引所法」(昭和十八年三月法律第四四号)に基づく取引所改組等の戦時統制が株式の発行と自由な取引を制約し、これらに加えて戦局の悪化とともに利益が低落して

表2-2 主要企業の貸借対

区分	昭和10年上期		14年上期		18年上期	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
調査対象会社数	295		296		289	
1. 流動資産	4,523	40.4	10,081	53.6	24,439	69.6
a. 現金・預ケ金	636	5.7	1,127	6.0	2,969	8.5
b. 受取手形・受取勘定	859	7.7	1,710	9.1	4,047	11.5
c. 有価証券	1,073	9.6	2,671	14.2	5,574	15.9
d. その他	833	7.4	1,742	9.3	3,848	11.0
e. 棚卸資産	1,122	10.0	2,830	15.0	8,002	22.8
2. 固定資産	6,662	59.6	8,738	46.4	10,653	30.4
うち) 未成工事	—	—	752	4.0	1,484	4.2
3. 特別清算勘定	—	—	—	—	—	—
4. 使用総資産 (1+2+3)	11,185	100.0	18,820	100.0	35,093	100.0
5. 負債	4,377	39.1	8,073	42.9	19,383	55.2
a. 支払手形	712	6.4	1,280	6.8	2,779	7.9
b. 支払勘定	533	4.8	1,390	7.4	3,513	10.0
c. その他短期負債	772	6.9	2,296	12.2	7,655	21.8
d. 社債	1,891	16.9	2,173	11.5	3,027	8.6
e. その他長期負債	470	4.2	933	5.0	2,409	6.9
6. 自己資本	6,808	60.9	10,748	57.1	15,710	44.8
a. 払込資本金	5,232	46.8	7,760	41.2	10,672	30.4
b. 積立金	1,117	10.0	2,110	11.2	3,937	11.2
c. 前期繰越金	143	1.3	312	1.7	426	1.2
d. 当期利益金	316	2.8	566	3.0	675	1.9
7. 特別清算勘定	—	—	—	—	—	—
8. 使用総資本 (5+6+7)	11,185	100.0	18,820	100.0	35,093	100.0

(注) 1. 「有価証券」には「投資有価証券」が、「支払手形」と「その他長期負債」
2. 昭和18年上期は調査対象企業の異なる原表の2系列を計上。
3. 指定時の調査対象は、「集排法」指定企業中の特別経理会社のうち、資料の
両勘定の合併勘定であり、新旧勘定間の貸借を示す未整理支払・受取勘定は
4. 指定時の項目は、次のようにして集計した。「未成工事」は「建設仮勘定」、
「その他長期負債」は「長期借入金等」、「積立金」は「資本準備金・積立金」
5. 指定時の「特別清算勘定」の資産は「戦時補償請求権」および「在外資
6. 指定時の調査は、新旧勘定を分離した特別経理会社のみを対象とした集計
出所：三菱経済研究所『本邦事業成績分析』および「集排法手続記録」(公正取引委

照表(戦前より指定時まで)

(単位 百万円, %)

18年上期	構成比	20年上期	構成比	21年上期	構成比	21年8月11日 (指定時)	
						合併勘定	構成比
224		201		208		266	
23,376	61.9	49,150	73.2	45,873	73.5	34,426	43.5
2,773	7.3	2,774	4.1	4,681	7.5	3,640	4.6
3,692	9.8	9,606	14.3	6,512	10.4	7,446	9.4
6,025	15.9	8,030	12.0	6,297	10.1	—	—
3,507	9.3	13,205	19.7	18,482	29.6	5,225	6.6
7,379	19.5	15,535	23.1	9,901	15.9	18,116	22.9
14,405	38.1	18,008	26.8	16,514	26.5	23,045	29.1
1,424	3.8	3,274	4.9	3,243	5.2	2,615	3.3
—	—	—	—	—	—	21,600	27.3
37,781	100.0	67,158	100.0	62,388	100.0	79,071	100.0
20,720	54.8	48,463	72.2	45,394	72.8	57,854	73.2
2,299	6.1	5,000	7.4	5,684	9.1	21,040	26.6
3,300	8.7	10,742	16.0	5,790	9.3	5,507	7.0
7,437	19.7	18,846	28.1	16,385	26.3	14,883	18.8
5,033	13.3	5,841	8.7	6,806	10.9	5,062	6.4
2,651	7.0	8,035	12.0	10,730	17.2	11,361	14.4
17,061	45.2	18,695	27.8	16,994	27.2	19,138	24.2
12,622	33.4	14,013	20.9	15,446	24.8	15,775	20.0
3,396	9.0	3,693	5.5	3,952	6.3	6,038	7.6
331	0.9	329	0.5	△620	△1.0	△3,023	△3.8
712	1.9	661	1.0	△1,784	△2.9	348	0.4
—	—	—	—	—	—	2,077	2.6
37,781	100.0	67,158	100.0	62,388	100.0	79,071	100.0

には「借入金」が含まれていると推定される(指定時の計数を除く)。

整っている会社(公正取引委員会所蔵「集排法手続記録」による)の集計で、新・旧
相殺した(763—73ページ表2-5参照)。

「支払手形」は「短期借入金・手形借入金」、「支払勘定」は「支払手形・支払勘定」、
である。

産」、負債は「戦時補償仮受金等」および「在外負債」である。

のため、経理の不健全性はやや過大に表われていると考えられる。

委員会の所蔵資料)により作成。

表 2-3 主要企業の損益計算および経営指標

区 分	損 益 計 算			経 営 指 標			
	収 入 (百万円)	支 出 (百万円)	純 益 金 (百万円)	流動比率 (倍)	固定比率 (%)	使用総資本 回転率(回)	使用総資本 収益率(%)
10年上期	2,350	2,034	316	2.2	98	0.42	5.7
14年上期	4,900	4,320	566	2.0	81	0.52	6.0
18年上期	7,071	6,397	674	1.8	68	0.41	3.9
18年上期	6,785	6,073	711	1.8	84	0.36	3.8
20年上期	8,041	7,380	661	1.4	96	0.24	1.9
21年上期	7,077	8,861	△1,784	1.6	97	0.23	△5.7

- (注) 1. 各年の調査社数その他は前表と同じ。
 2. 収入および純益金には減資益その他を含まない。減資益またはプレミアムは臨時的な収入なので、常態としての毎期の収支状況を比較するうえで純益金から除外した。
 3. 支出には、減価償却金を含み、整理損其他(臨時的支出)を含まない。
 4. 流動比率=流動資産÷流動負債(倍)
 5. 固定比率=固定資産÷自己資本×100(%)
 6. 使用総資本回転率=収入(年額換算)÷使用総資本(回)
 7. 使用総資本収益率=純益金(年額換算)÷使用総資本×100(%)

出所：前表と同じ。

減配となる企業が続出したために、株式市場は開戦後一年間程度のブームの後は基本的に沈滞傾向を続け、計画資本額も昭和一八年をピークとして以後減少した。⁽⁷⁾ 株式による資金調達では時間がかかり、軍需拡大要請に各企業が機敏に対応し得なかった点や満州事変以後の急速な重化学工業化の中で財閥の資金力に限界が生じた点も株式による資金調達を制約した。⁽⁸⁾ また敗戦直後の混乱期には、株式払込額は激減した。⁽⁸⁾ 表2-2において、昭和二〇年上期から昭和二一年上期にかけて大企業の払込資本が増大しているのは、大部分戦時下における株式払込と考えたほうがよいと思われる。

一方企業利益は、戦時下に総資本利益率の減少が続く(表2-3)、戦後昭和二一年には大きな損失を計上することとなり、自己資本比率を引き下げる要因となった。敗戦直後の企業においては、戦争と敗戦に帰因する費用増加——すなわち①戦後膨大な過剰設備が生じたことに基づく金利等固定費用増大、②過剰労働力の整備に伴う退職金等人件費急増、③その他戦中の企業整備による設備

供出・戦災による設備破壊・戦中酷使された設備の老朽化・敗戦に伴う海外工場喪失等のため、生産力が低下し経営効率が悪化した結果生じた費用増加等が収益を大きく圧迫した。そしてこうした困難に加えて政府の戦時補償が十分支払われなかったために、多くの企業で損失を計上せざるを得なかったのであった。

第二に、株式と内部留保による資金調達に代わって、戦時下の企業の資金調達は、長短借入金(表2-2では「その他長期負債」と「支払手形」の項目の中に含まれる)、支払手形、買掛金・未払金等の支払勘定、仮受金・未決算勘定等の他の短期負債が中心となり、負債勘定は大きく増大することとなった。戦中には金融機関から軍需企業への融資を促進する各種戦時金融措置(昭和二二年九月「臨時資金調整法」、昭和一四年四月「会社利益配当及資金融通令」に基づく興銀からの命令融資、昭和一五年一〇月「銀行等資金運用令」に基づく全国銀行(日銀を除く特別銀行、普通銀行および貯蓄銀行の合計)よりの命令融資、昭和一四年より本格化した共同融資方式、昭和一六年八月時局共同融資団成立、昭和一七年四月戦時金融在庫創設、昭和一九年一月軍需融資指定金融機関制度成立等)がとられ、五大銀行、興銀、戦時金融在庫等よりの貸出しが膨脹して、企業における借入金勘定が拡大した。また政府は、日中戦争勃発の年より開始した軍需品代金一部前金払いおよび概算払いの方式を、昭和一五年秋頃から本格的に活用して軍需生産の促進を図り、前渡金の範囲についても注文額の半額程度から四分の三程度にまで拡張していった。⁽⁹⁾ 政府の発注を得た軍需企業およびその関連企業、系列下請企業は、政府の前渡金により運転資金を得て資金繰りを助けられることとなり、かくして企業の貸借対照表において、前受金、仮受金、未決算勘定等の負債勘定が大きく増大していった。そして以上のように政府の財政・金融上の措置によって軍需生産の強引な拡大が目指されたものの、戦局悪化とともに生産の実体は減退を続けたため、企業間や、企業と政府・統制機関との間で、支払手形・支払勘定・その他短期負債で結ばれた信用関係が、不健全に膨脹することとなった。表2-3を見ると流動比率(流動資産を流動負債で割った比率)は昭和一〇年上期の二・二倍から昭

和二〇年上期の一・四倍へ低落を続けており、短期負債への依存が高まるとともに短期負債に対する企業の支払能力が低下し、企業の資金繰りが確実に悪化の途を辿ったことがわかる。

敗戦直後の混乱期にも負債勘定は増加を続けたが、この中で社債、支払勘定、その他負債勘定は減少し、借入金〔その他長期負債〕と「支払手形」に含まれる⁽¹⁰⁾が比重を増すこととなった。社債は、金利不安定、金融機関資金不足、経済見通し難等のため、株式以上に起債が困難となった。表2-12において、昭和二〇年上期から二一年上期にかけて、大企業の社債勘定が増大しているのは、大部分戦時下における払込みと考えたほうがいいと思われる。支払勘定、その他負債勘定の減少は、敗戦とともに政府が復員者への手当や戦時補償の一部支払いのため大量に散布した臨時軍事費⁽¹¹⁾により支払勘定・その他負債勘定がある程度整理されたこと、従業員退職に伴う退職給与引当金払出しにより引当金勘定が減少したこと、軍需生産が途絶し企業と政府・統制機関の間の信用関係が縮小したこと、そして一般に経済混乱の中で企業間の信用関係が縮小したこと、以上のためにもたらされたと考えられる。かくして前述のごとく株式や社債の発行は困難であり、内部留保金も少なく、現金取引が増大して商業手形取引は減少し、この結果戦後の企業の資金調達もっぱら金融機関からの借入金に依存することとなった。他方これに対して政府・日銀・金融機関は広範な企業倒産による全面的な経済破綻をおそれ、日銀信用に支えられた金融機関貸出しを増大させて企業の資金需要に応えた。先の政府の臨時軍事費等の資金散布とあわせて、この資金供給により通貨は大きく膨張し、戦後の激しいインフレーションが始まり、本編でも第一章でふれたように翌昭和二一年二月には「金融緊急措置令」による金融引締め政策がとられることとなったわけである。以上の過程で表2-12の大企業の貸借対照表においても、借入金勘定〔その他長期負債〕と「支払手形」勘定に含まれる⁽¹⁰⁾が戦中にも増して増大することになったのであった。

第三に、資産勘定は戦時下において、固定資産の比重の低下と、流動資産の膨張が顕著であった。このうち固定資産は、軍需産業では生産力拡大が求められ、設備拡充が要請されたものの、機械および部品の不足のため十分な拡大は実現されず、戦争末期には戦災によって多くの設備が破壊された。他方、平和産業では企業整備による設備供出・スクラップ化が求められ、以上の結果、表2-12の大企業の集計においては、固定資産の絶対額は増大したものの、次に述べる流動資産の増大と比較すると、資産における比重を低下することとなった。このように戦時下の設備拡充には制約があったため、軍需生産は既存設備をフル稼動することで強行され、この結果商品、半製品、仕掛品、原料等棚卸資産が増大することとなった。なかでも原材料は慢性的不足に対処して膨大な買溜めが必要となり、表2-12に集計されたような大企業は相対的に資金の余裕があつてそれが可能であつたため、原材料の在庫が膨張していった。また棚卸資産には固定資産よりインフレーションの影響が敏感に反映することも棚卸資産勘定を膨張させる要因となった。このほか受取手形・受取勘定・その他当座資産は、前述したような短期負債の増大に対応して増加した。投資有価証券は、大企業における子会社設立、下請系列企業増大に対応して増加した。

敗戦後、固定資産は、在外工場喪失、疎開工場・軍需工場処分、老朽化設備処分等のため減少したが、表2-12によるとそれ以上に棚卸資産が大きく減少したことがわかる。これは戦後原材料購入がきわめて困難となり、買溜め原材料の食いつぶしによって生産がおこなわれたこと、債務弁済や退職金等人件費支払いのため売却の容易な棚卸資産が処分されたこと等の理由に基づいていた。このように敗戦後固定資産、棚卸資産といった実物資産が処分され、縮小していったが、さらに受取手形、受取勘定といった当座資産も、前述のような戦後の政府の資金散布による整理、商業手形取引の縮小等に対応して減少し、また投資有価証券も、在外投資等不良債権の償却等がおこなわれて減少した。

戦後増大した資産は、現金・預金と、仮払金・未整理・未決算勘定等の其他流動資産であった。このうち現金・預

表 2-4 通貨発行量と全国銀行預金残高 (単位 百万円, %)

年月末	通貨発行量	全国銀行預金残高						備考	
		預金合計 (A)	特殊預金 (B)	(B/A)%	第一封鎖預金 (C)	(C/A)%	第二封鎖預金 (D)		(D/A)%
昭和18. 7	8,161	50,819	a) 1	0.0	—	—	—	「企業整備資金措置法」施行(7月15日)	
19. 3	11,938	60,626	1,024	1.7	—	—	—	「臨時資金調整法」の改正(2月14日), 「同施行令」の改正(3月10日)	
20. 8	43,497	111,944	19,196	17.1	—	—	—	敗戦(8月15日)	
21. 3	24,598	135,751	26,782	19.7	b) 94,450	69.6	—	「金融緊急措置令」施行(2月17日)	
21. 8	58,942	142,422	35,866	25.2	53,391	37.5	31,255	21.9	「同施行規則」の改正(8月11日)
21. 12	94,848	144,869	1,675	1.2	82,507	57.0	20,936	14.5	「同施行規則」の改正(11月11日)

(注) a)は539千円, b)は「封鎖預金」。

出所: 日本銀行統計局『戦時中金融統計要覧』, 36ページ, 同『本邦経済統計』昭和23年, 28ページ。

金は、前述のような戦後の通貨増発と現金取引の盛行のために増大したが、さらに預金勘定は、戦中に開始された特殊決済制度と、昭和二一年二月の「金融緊急措置令」によって増大した。特殊決済制度は、昭和一八年六月「戦力増強企業整備要綱」により平和産業の設備・資材・労力が軍需産業に供出されることとなった際に、供出設備・資材の買収資金や転廃業者への共助金が浮動購買力となってインフレーションを助長しないよう決済資金を封鎖したものであり、具体的には同年七月一五日「企業整備資金措置法」に基づき、この種の決済資金が一定額以上の場合、債権者は、特殊預金（据置期間五年、年利三分八厘）、政府特殊借入金（期間一〇年、年利三分六厘五毛）、特殊金銭信託（期間五年、年利三分八厘）、債務者特殊借入金（政府元利保証、期間一〇年、年利四分三厘）、戦時金融金庫特殊借入金（政府元利保証、期間一〇年、年利四分三厘）のいずれかを選択することとなり、期限前の償還、払戻し、解除、譲渡、担保差入れ等が原則的に禁止された。この特殊決済方式は、昭和一九年の「臨時資金調整法」の改正（二月一四日法律第一六号、「同施行令中改正」三月一〇日勅令第一二二号）により適用範囲が拡大された。すなわち企業整備にかかわる場合のみならず、①「防空法」に基づく建築物除却の場合の補償金、②「防空法」に基づく建築物および土地の譲渡代金、③「戦時特殊損害保険法」に基づく保険金の債務、④会社資本減少による株主または社員に対する支払金の債務、⑤解散法人の残余財産分配金の債務、以上の金銭債務の決済においても、一定の控除部分以外は特殊決済とすることが定められた。さらに一般に、土地・建物その他資産売却代金、賃借権・特許権・鉱業権・漁業権等事業に関する権利、補償金・退職給与金・合併交付金等金銭債務等についても、当該債権者および債務者に対し、大蔵大臣が特殊決済を命じ得ることとなり、右の債務者が政府である場合は、政府が当該債権者に特殊決済を命じ得ることとなった⁽¹²⁾。この改正の後、特殊決済は急増し、預金勘定においては特殊預金勘定（特殊決済された決済資金の勘定項目の総称）が増大していき、敗戦直後には特殊預金勘定は全国銀行の預金勘定の内の約一七％に達した。さらに前述の戦後の政府資金の

大量放出に際しても、インフレーションを防ぐため特殊決済された部分が少なからず含まれており、特殊預金勘定は戦後においても着実に増大していった。こうした特殊預金に加えて、戦後加速したインフレーションの抑制のために昭和二一年二月には「金融緊急措置令」と「日本銀行券預入令」が実施され、新円切替えと同時に預金封鎖がおこなわれた。この結果、同年三月末には、全国銀行預金残高は、同年二月末に比べて約一四〇億円急増して一三五八億円となり、このうち「封鎖預金等」が約九割を占め、特殊預金はこの時「封鎖預金等」に包括されたが、その割合は同じく約二割を占めるに至ったのであった（表2-4）。表2-2の大企業の貸借対照表において、現金・預金勘定の総資産に占める比率が、昭和二〇年上期の四・一％から昭和二一年上期の七・五％に急増したのは、戦後の通貨増発・現金取引盛行に加えて、以上のような戦中戦後のインフレーション抑制のための預金封鎖政策に促進された点が少なくなかったと考えられる。なお「金融緊急措置令」における「封鎖預金等」は、前節で触れたごとく昭和二一年八月一日（指定時）の「金融緊急措置令施行規則」の改正によって、「第一封鎖預金等」と「第二封鎖預金等」に分割されたが、この時特殊預金は別枠のまま

封鎖が続けられ、同年一〇月「戦時補償特別措置法」の成立を経て、同年一月一日の「金融緊急措置令施行規則」の改正で、戦時補償特別税を納付した残額を「第一封鎖預金等」に振り替えることとなり、以後特殊預金は急減していった。⁽¹³⁾

第四に、仮払金・未整理・未決算勘定等のその他流動資産の戦後における急増は、敗戦と戦後措置の過程で激増した架空資産、すなわち実質価値を喪失したため償却が必要な資産を計上した結果生じたものにはかならなかった。しかも架空資産は、これまで述べてきた他の資産勘定のそれぞれになお大量に含まれており、戦後の企業財務において仮払金・未整理・未決算勘定等が増大し、指定時に新旧勘定分離が実施される過程は、この架空資産の実態が企業財務上で明確になっていく過程ととらえることができよう。架空資産は、①有形固定資産では、軍需工場・疎開工場等の戦後遊休部分、戦災工場・在外工場の未償却部分等、②投資勘定では、在外投資等の未償却部分、③棚卸資産では、軍需用製品・半製品・仕掛品・原材料等で他の用途に転用し得ない部分および在外資産未償却部分等、④当座資産では、特殊預金、第二封鎖預金、受取手形、受取勘定等金銭債権で回収不能の部分等であった。これらの資産の少なからぬ部分は、戦時中には損失が生じれば政府補償されることが確約されていたが、戦後前述のごとく補償が打ち切られることが決まって、一転して個別企業が損失負担を必要とする架空資産となったわけである。

架空資産が戦後の企業の総資産に占めた比率は明確には把握できないが、前掲表2-2に集計された大企業においては、戦後仮払金・未整理・未決算勘定架空資産を計上したその他資産勘定が増大して、昭和二一年上期には総資産の約三割に達した。そして指定時に明確となった架空資産、すなわち打ち切りが決まった戦時補償請求権および敗戦により喪失した在外⁽¹⁴⁾資産をあわせた特別清算勘定と、その他の流動資産の合計は、総資産の総三割四分に及んだことがわかる。⁽¹⁵⁾ もっともこの指定時の貸借対照表には、損失として償却すべき資産がなお各資産勘定に含まれていた

と考えられるが詳細は不明である。

一方、「会社経理応急措置法」および「同施行令」⁽¹⁶⁾では、整理すべき資産もしくは取扱い不明確な資産は旧勘定となり、会社の事業継続と戦後復興に必要な資産のみが新勘定に計上された。前述の大企業において総資産が新勘定と旧勘定に分離された比率をみると、産業合計では新勘定三五・八%、旧勘定六四・二%となった(表2-5)。産業別に新勘定の比率をみると、石炭業以外の鉱業二三・三%、金属工業二七・三%、輸送機械二八・七%、精密機械二六%、航空機・旧兵器六・九%と軍需産業を中心として新勘定分離比率が低く、整理を要する旧勘定に残された資産の比率が高かったことがわかる。

右の大企業の新旧勘定分離比率が特別経理会社全体にはほぼ妥当とするなら、戦後の企業財務の整理再建は、指定時において、五〇〇〇社以上にのぼる企業の経理の約三割五分の部分が新勘定とされて事業を担い、残りの約六割五分に近い部分が旧勘定とされて整理の対象となるという局面から開始されたといえよう。

(1) 酒井俊彦「会社経理応急措置法」(酒井俊彦外三氏共著『企業再建整備法・金融機関再建整備法・復興金融庫法等諸法律詳解』大蔵財務協会、昭和二年二月)五―七ページ。

(2) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(3) 昭和二年八月一五日公布の「会社経理応急措置法」では、資本金二〇万円以上の会社で、交付済補償金または戦時補償等請求権および在外資産の合計額を、積立金および財産目録に記載された動産、不動産、債権その他の財産の指定時における評価額の合計額で補填でき、かつ債務超過または支払不能に陥るおそれのない場合は、特別経理会社より除外する、と規定された(第一条)。この評価額は、営業用の固定資産についてはその取得価額または製作価額を超えない価額、取引所の相場のある有価証券についてはその決算期前一月の平均価格を超えない価額(商法第二八五条)、その他のものは指定時に公定価格があれば公定価格、公定価格がなければ適正時価により算出された。しかし「企業再建整備法」の資産再評価基準に関して日本側と司令部との交渉が進むのに対応して、昭和二年一〇月一八日法律第四〇号附則により本法の改正がおこ

なわれて、右評価益は認められなくなり、指定時をもって終了する事業年度の利益金額と積立金の額との合計額によることとなった。この利益金額については、①会社財産の評価換によって生じた利益金、②額面以上の価額を以て株式を発行した場合における差益金、③合併又は資本減少によって生じた差益金、④指定時を以て終了する事業年度の法人税に相当する金額、以上の合計を控除する必要がある。同改正は特別経理会社の枠を拡大する効果を持ち、財界には規制の拡大に不満が残った(酒井前掲書。大蔵省所蔵日本銀行資料。「企業再建整備法の運用に関する意見(昭和二十二年三月一八日経済団体連合会)」大蔵省資料Z五一―三二七。前掲書、第一七巻、八二九―三一ページ)。

(4) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(5) 日本銀行調査局特別調査室『満州事变以後の財政金融史』昭和二十三年。鈴木安三「戦後企業再建整備措置の具体的過程」(経企調内、昭和三十一年、一四号)。山崎広明「戦時下の産業構造と独占組織」(東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会』2「戦時日本経済」東京大学出版会、昭和五四年)。小湊繁「企業再建整備」(東京大学社会科学研究所編『戦後改革』7「経済改革」東京大学出版会、昭和四九年)。日本興業銀行『自昭和二十年八月至昭和二十一年七月・本邦主要会社業績調査』。通商産業大臣官房調査統計部調査課編『戦前より戦後に亘る企業経営の変化』昭和二十六年。

(6) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一四巻「証券」、第一章第一節。

(7) 株式払込金の増加については、昭和十九年がピークであったとする統計と、昭和一七年上半年がピークであったとする統計がある(日銀前掲『満州事变以後の財政金融史』六〇五―〇六ページ)。

(8) 株式および出資金払込額合計(新設、増資、未払込徴収の合計)は、戦中昭和二十年五月―八月の四カ月間が九三二百万円であったものが、戦後同年九月―十二月には一二三百万円、翌二十一年一月―四月には二五〇百万円と大きく減少した(大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和二十三年、二九二―九七ページ)。また戦後最初の株式公開売出しは昭和二十一年四月設立新日本興業の一〇万株(四月一七日より売出、五月一日払込期日)であった(『東京証券取引所一〇年史』昭和二十八年、総一三八―三九ページ)。なお昭和二十二年二月の「金融緊急措置令」発動に際して、有価証券買入れのため封鎖預金からの封鎖支払いが認められ、株式発行は増大していった。しかしこの措置は、架空の売買証明書により封鎖預金を払い出し新円交換をおこなう等の形で悪用されたため、同年六月に原則的に禁止されることとなり、さらに同年八月大蔵省・日本銀行より証券業者に対して、封鎖取引での株式売買注文を受けぬよう厳重な勧告が出されて、新円化の抜道が封じられた(前掲書、第一二巻「金融政策」、二二〇―二二二ページ。同第一四巻「証券」、三五四―三五五、三六〇ページ)『野村証券株式会社四〇年史』

昭和四一年、一五六―五八ページ)。

(9) 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第一巻「金融(下)」二二六ページ。

(10) 社債の払込額は、戦中昭和二十年五月―八月の間に、一般の払込みが七九九百万円、政府払込み分が二四六百万円であったものが、戦後一般払込分は零となり、政府払込分も同年九月に七〇百万円、一〇月に一四百万円が実施された後は零となった(大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和二十三年、二九二―九七ページ)。社債の起債は、昭和二十年一二月倉敷絹織借換債六〇〇万円の発行からようやく再開し、翌二十一年二月金融緊急措置により金融機関の資金不足が緩和されて以後、拡大していった(『日興証券株式会社一〇年史』昭和二十九年、六〇、六二ページ)『野村証券株式会社四〇年史』、一四二―四三、一五八―五九ページ)。

(11) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一二巻「金融政策」、第一章第二節一。

(12) 同前、一〇―一三ページ。

(13) 同前、一三―三三ページ。

(14) 指定時の貸借対照表において、在外資産と在外負債は、差額が計上されている場合と、両建になっている場合がある。表2-2と表2-5の集計に際しては統一するために、両建になっている場合は、在外資産から在外負債を控除して在外純資産を計算した。なお在外負債が超過する場合は、差額を負債勘定の特別清算勘定とした。以上の処理は特別損失計算における在外資産・在外負債の取扱いに準じている。本編第四章第一節参照。

(15) 表2-2の出典にあるように、指定時の対象企業は、集排法に指定された大企業のうちの特選経理会社のみを集計であるため、戦時補償請求権や在外資産が総資産に占める比率は、三菱経済研究所が昭和二十一年上期分として集計した大企業を対象として同様の比率を計算した場合にくらべて、いささか過大になると思われる。しかし今回の集計では、後者の企業を対象にした比率を計算するには資料が不足していた。

(16) 会社経理の新勘定と旧勘定への分割の内容は、「会社経理応急措置法」および「同施行令」に定められたが、さらに細部に因りて、日本銀行資金調整局会社経理課(昭和二十一年八月一六日設置)において、「会社経理応急措置法に基づく新旧勘定分離基準」が作成された(大蔵省所蔵日本銀行)。

第三章 「企業再建整備法」

第一節 日本案の作成

戦時補償打切り関連法案中、「会社経理応急措置法」等応急措置は次々と成立し、実施されていったが、八月中旬頃議会提出が予定された「企業再建整備法」等恒久対策の法案成立および実施は遅延を重ねていった。

「企業再建整備法」の立案に関しては、第一章第二節で述べたごとく、昭和二十二年六月二五日「戦後企業の整備及び再建の促進に関する件」⁽¹⁾が作成され、戦時補償打切り決定以前に日本案の検討が具体的にすすんでいた。同案には特別損失計算（成案第二章および第三章の一部）と、会社経理応急措置で分離された新旧勘定の併合（成案第五章）の部分が欠落していた。しかし企業の今後の経営形態（存続・解散・増資・減資・第二会社設立の有無・債権や設備等の整理方針等）に関して特別管理人が整備計画を作成し、主務大臣の認可を受けて整備を実施する過程の詳細な条文、同法の円滑な運用を図るための企業整備再建委員会に関する条文、その他罰則規定も含めて、企業再建整備の恒久対策の基本構想の多くが立案されていた。

欠落部分である特別損失計算は、五月三十一日司令部の「課税提案」(G案)で基本的に示された計算であって、G案では、戦時補償打切りにより生じた企業の損失合計を、積立金ならびに資産再評価益、資本金、旧債権の順番で負担することが考えられた。次のとおりである。⁽¹⁾

損失 戦時補償請求権の一万円を超える部分を一〇〇%課税。
損失負担順位

- (1) 留保および諸積立金(資産再評価益を含む)の一〇〇%まで、で補填。
- (2) 資本勘定の九〇%まで、切り捨てて負担。
- (3) 債権者負担は、社債権者がその他債権者の一・五倍の債権切捨てをして損失を負担をしていき、社債九〇%、その他債権六〇%まで。
- (4) その他債権の九〇%まで債権者負担。
- (5) なお損失が残れば、資本勘定の残余、社債およびその他債権の残余の間でその額に応じてそれぞれ切り捨てて損失を負担。

また戦時補償請求権を有する企業が資産一〇万円に満たない小企業である場合は、当該企業の資本所有者の権利は、他の大企業の所有者に比して保護されるべきであるとされた。

一方、G案に対する日本側のI案(六月一七日)における特別損失計算は次のとおりであった。⁽²⁾

- 損失 戦時補償請求権への課税分(内容は本財政史第一巻「政府債務」編、第三章第四節参照)。
損失負担順位
- (1) 積立金および資産再評価益の全額まで。

(2) 払込資本金の全額まで。ただし今後の経済再建のために存続せしめる必要のある企業は払込資本金の七割まで。またこの場合、①資本金二〇万円以上の企業では払込資本金として留保し得る額が一〇万円を下ることのないようにする、②資本金二〇万円未満の企業では払込資本金として少なくとも五割を留保する。

(3) 債権について払込資本金と同一の損失負担率に達するまで。この場合社債とその他債権、担保付債権と無担保債権というように債権の種類によって負担の割合を違えることはしない。また政府の有する債権は除外し、下請業者および従業員の有する小口債権については特別の考慮を払う。

(4) なお損失が残れば、払込資本金および各外部債権の残額で按分して負担。
すなわち、I案はG案に対して、

(1) 資本金負担を払込資本金部分のみとし、当初から切捨率を一〇〇%に至るまでとしたこと。
(2) 資本金負担に関して今後の経済再建の必要性や小企業保護の観点から、具体的に資本金切捨率の軽減を示したこと。

(3) 債権負担を払込資本金負担と同一率としたこと。また債権種類による区別をつけなかったこと。の諸点が異なっていた。しかし資産再評価益を積立金とともに損失負担の第一順位にする点はG案もI案も同じであった。なお、I案の第二負担順位払込資本金のただし書き以下(資本負担において今後の経済再建の必要性や小企業保護を具体的に述べた部分)に関して、司令部は六月二〇日の折衝で譲歩の用意のあることを明らかにした。⁽³⁾

日本側は七月二四日G案を受諾し、七月三〇日「企業再建整備法案」⁽⁴⁾を作成した。同案の内容は、「第一章 総則」、「第二章 特別決算及び特別損失」、「第三章 整備計画の立案」、「第四章 整備計画の実行」、「第五章 新旧勘定の併合」——条文は存在するが章題欠如、「第六章 雑則」(企業再建整備委員会に関する条文を含む)、第九章 罰則、から成り、

成案の基本的な条文はすべて出揃った。同案における特別損失計算は次のとおりであった。

特別損失

損失

- (1) 戦時補償特別税。
- (2) 在外資産の損失。
- (3) 「金融緊急措置令施行規則」改正に基づく第二封鎖預金に生ずる損失。
- (4) 資産再評価損失。

利益

- (1) 繰越利益（または損失）と、指定時事業年度の利益（または損失）の全額まで。
- (2) 任意準備金その他諸準備金の全額まで。
- (3) 法定準備金の全額まで。
- (4) 資産再評価益の全額まで。

損失項目合計を、利益項目で、右の順位に従って消却していき、その結果なお損失が残る場合、その損失残額を「特別損失」とする。

特別損失負担順位

- (1) 払込株金の一〇分の九まで。
- (2) 払込社債の一〇分の七まで。
- (3) 社債以外の債権の一〇分の五まで。

(4) なお損失が残れば、払込株金の残額、払込社債の残額、その他債権の残額で按分負担する。

そして商法第二〇〇条の規定に拘わらず、未払込株金の払込みの請求はできない（ただし損失の責任が当該会社に帰因する場合はこの限りでない）とした。

七月三〇日の日本案の特徴は次のとおりである。

- (1) 「特別損失」の定義を、損失項目合計から利益項目合計を消却してなお残る損失部分とすることが定まった。
- (2) 損失項目として、戦時補償打切りによる損失に加え、在外資産損失、第二封鎖預金損失、資産再評価損失（および繰越損失、指定時事業年度損失）が考えられ、企業経理を全面的に建て直そうとする「企業再建整備法」の恒久的性格が明白になった。

(3) 特別損失負担順位はほぼG案の考え方に従うこととした。払込資本金負担は当初九割までとし、債権は、社債とその他債権を区別して、社債負担を重くかつ先順位とした。

(4) 未払込株金については日本側のこれまでの主張どおり徴収しないこととした。

(5) 前述のごとく応急対策である「会社経理応急措置法」によって企業経理は新勘定と旧勘定に分離される方向が定まり、右の各種損失勘定、損失負担の利益勘定および債権勘定の大部分は旧勘定にまとめられることになっていった。よって特別損失計算は、この旧勘定を中心とした特別勘定であり、旧勘定資産・負債・自己資本の整理方針を規定するものであるという性格が明確になった。

同じ七月三〇日に「金融機関の再建整理に関する法律案（仮称）要綱」⁽⁵⁾も作成され、両再建整備法案はおそらく八月上旬頃司令部に提出された。「企業再建整備法案」に関する日本側と司令部との正式の審議は八月二三日に開始された。⁽⁶⁾

八月一六日に「企業再建法に關しては未払込金を払込むべき事及び再建計画に關して労働組合に發言権を認めぬ事の二点に付てルカウント氏（経済科学局財政課長——引用者）より要望があった。」⁽⁷⁾再建整備に關する労働組合の發言権否認問題のその後の経緯は、本編第二章第一節二「労働対策」で述べたとおりである。未払込株金徴収問題はこのうち日本政府と司令部の大きな争点の一つとなつてゆく。

こうした司令部の要請を受けて八月二一日に「企業再建整備法案中の重要問題の処理方針」⁽⁸⁾が経済閣僚懇談会で了解された。同「方針」における損失負担順位は次のとおりであった。

- (1) 積立金の一〇割まで。
- (2) 評価益の一〇割まで。
- (3) 払込資本金の九割まで。
- (4) 社債の九割および社債以外の外部負債の六割まで。
- (5) 社債以外の外部負債の九割まで。
- (6) 尚特別損失を消却できなければ未払込株金を徴収する。
- (7) 尚特別損失が残れば、資本金残余部分と外部負債残余部分とで按分負担。

また当該企業の経営の責に帰すべき損失が少ない場合は、積立金一〇割、評価益一〇割で消却し得ない損失額につき未払込株金の請求をなすこととされた。またI案で述べられ、司令部が譲歩を表明した中小企業の保護的規定〔払込資本金二〇万円未満の会社については、特別損失の消却に關する資本金の負担割合の最大限を五割までとし、二〇万円以上の会社については残存資本金額が一〇万円になるまでとする〕⁽⁹⁾等が了解された。

同「方針」の損失負担順位はほぼG案そのままであった。ただし、ルカウントの要請に依じて未払込株金を第六順

位として徴収することにした点が特徴であった。もっともこの未払込株金の取扱いはなおあいまいであり、九割まで徴収するのか、全額に至るまで徴収するのか不明であった。

この頃の司令部との交渉の状況について、大蔵省終戦連絡部は次のようにまとめている。⁽¹⁰⁾

八月二十二日(木) (終連特報一六)

一、現在迄の補償打切関係法律案に關する司令部との交渉状況は次の通りである。

(1) 軍需補償特別課税法案

打切るべき補償の範囲の問題は大体意見の一致を見たので近く逐条的審議に入る筈、あまり大きな問題はない見込である。

(2) 企業再建整備法案(商工省担当)⁽¹⁰⁾

一応提出した法案を改訂して本日午后司令部で會議を開く予定である。一番問題となる会社の損失を、株主、債権者等がどう負担するか、又未払込を取るかどうかの問題に付ての日本側の態度は決定したが司令部が之を認めるかどうかまだ判らない。

(3) 金融機関再建整備法案

昨日迄に逐条審議を一応終つた。未決の問題は本日午前協議する筈である。主要な論点は

(イ) 損失の分担及未払込金の払込

(ロ) 預金を切るときに累進的に切るかどうか

の二点である。

(4) 個人債務等に付ての特別和議に關する法律案(司法省担当)

要綱に就て審議済であるから逐条審議はまだであるがあまり面倒な問題はないと思はれる。

(5) 財産税法案

所謂密告制度の問題に付て解決せぬ為これと関連して調査委員会の問題、免税点の問題及第二封鎖預金に対する課税の問題も留保されて居る、これらの主要問題が解決せぬ限り逐条審議には這入らぬと司令部側ではいつて居る。

右文書の第一項軍需補償打切りの厳密な範囲の確定問題、および「戦時補償特別措置法」の成立経緯に関しては、本財政史第七卷「租税(1)」編、第四章第二節一、を参照していただきたい。

- (1) 「課税提案」(大蔵省資料Z五二六―四―二、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一七卷「資料(1)」、六八四―八九ページ)の本文第一項、別紙二の第六、七項。
- (2) 「I案」(大蔵省資料Z五二六―四―二 前掲書、第一七卷、七一七―二三ページ)の「補償処理案要綱」の第一、第二、第三。
- (3) 「渡辺武日誌」昭和二年六月二〇日。
- (4) 大蔵省資料Z五一―三―一六。昭和二年七月三〇日付の日本側の「企業再建整備法案」の特別損失計算の原文は次のとおりである。

第二章 特別決算及び特別損失

第三条 適用会社は、指定期日現在で、左の方法により、特別決算を行はなければならない。

- 一、 左に掲げる損失を算定する。
 - (一) 戦時補償特別税を課せられたことにより生ずる損失
 - (二) 外地にある資産、外地において事業を営む会社の株式若くは持分又は外地において事業を営む者に対する債権について生じた戦争に起因する価値の変動により生ずる損失
 - (三) 金融緊急措置令施行規則第〇条の規定によりその金融機関に対する預金等が第二封鎖勘定に移されることにより生ずる損失
 - 二、前号によるものの外、財産目録に記載された営業用の固定資産及び取引所の相場のある有価証券について、商法第二百八十五条の規定に拘らず、勅令で定める基準に従つて再評価を行ひ、これにより生ずる利益又は損失を算定する。
 - 三、前二号に係はるもの以外の資産については、物価統制令第四条の規定により指定された額、同令第五条第一項の規定により認可された額、又同令第三条第一項但書の規定により許可された額(以下公定価格と称する。)のあるものは公定価格により、公定価格のないものは時価により再評価を行ひ、これにより生ずる利益又は損失を算定する。

第四条 前条の特別決算の作成については、整理会社である適用会社はこれを特別管理人の議に付さなければならず、整理会社でない適用会社は、これをその債権者の中最も多い額の債権を有するものから順次に二名を選定した債権者代表(以下債権者代表と称する。)に協議しなければならない。

前項後段の場合において、適用会社と債権者代表との議がまとまらないときは、命令で定める所により主務大臣がこれを決定する。

第五条 第一項の特別決算については商法第二百八十三条の規定は、これを適用しない。特別損失を生じた会社の損失は、他の法令の規定に拘はず左の原則によりこれを負担せしめる。

- 一、先づ株主にその払込んだ株金(第六条第一項但書の規定により未払込株金の全部又は一部を払込ませる場合には、新に払込まれる金額を加算する。)の額の十分の九に達するまでこれを負担せしめる。この場合においては、当該会社が条件の異なる数種の株式を発行した場合においても、各株主の負担の比率は平等とする。
- 二、次に社債権者に、その払込んだ社債(外国において募集された社債を除く)の額の十分の七に達するまでこれを負担せしめる。この場合においては、当該適用会社が条件の異なる数種の社債を発行した場合においても、各社債権者の負担の比率は平等とする。
- 三、次に左に掲げる債権以外の債権(社債権者の債権を除く)を有する債権者に、その債権の額の十分の五に達するまでこれを負担せしめる。この場合には、留置権、先取特権、質権及び抵当権の有無に拘はず、すべての債権の負担の比率は平等とする。
- (一) 「企業経理応急措置法」第〇条に掲げる優先支払を受ける債権
- (二) (一)に該当するものの外民法第三百六条又は商法第二百九十五条に掲げる先取特権のある債権

四、前三号の規定によりなほ負担することのできない損失は、第一号の規定による払込まれた株金の残額、第二号の規定による払込まれた社債の残額及び前号の規定による損失を負担する債権の残額で按分した額を、夫々株主、社債権者及び債権者に負担せしめる。

第六条 適用会社は商法第二百条の規定に拘はず、その損失を償却するために未払込株金の払込を請求することはでき

ない。但し当該適用会社の経営の責任に帰すべき損失が尠くない場合に主務大臣が特別管理人又は債権者代表の申立に基いてその損失の額の範囲内で未払込株金の全部又は一部の払込の請求をなすべき旨の決定をしたときはこの限ではない。

前項の決定は、文書によりこれをするを要する。

第一項の決定があつたときは、当該適用会社は速かにその旨を公告しなければならない。

- (5) 大蔵省資料Z五二六―七―一。前掲書、第一七巻、七七八―八一―一ページ。
- (6) 「終連特報」第一四号、昭和二年八月一日（大蔵省資料Z五二六―二―七）。
- (7) 「終連特報」第一五号、昭和二年八月一日（大蔵省資料Z五二六―二―七）。
- (8) 大蔵省資料Z五一―三―一六。前掲書、第一七巻、七九七―九八―一ページ。
- (9) 同前。

(10) 「企業再建整備法案」は法律上は商工省担当となつたが、実際は大蔵省が中心となつて立案をおこなつた。酒井俊彦は次のように述べている（酒井口述「会社経理応急措置法と企業再建整備法」〔戦後財政史口述資料〕第四分冊〕三六一―三七―七）。

石井（茂樹） 商工省関係はうまく行つたのですか。

酒井（俊彦） これは応急措置法は主として経理の関係だといふので、私どもが中心になりました。そのときも商工省としては、会社のことだからおれの方だといふことを主張していましたが、応急措置法は本来モラトリアムに代るような経理的なことなんで、私の方がやる。その代り再建整備法は商工省中心でやれといふことになって、法律はたしかそういう形をとりましたが、実際の法律、政令を書き、司令部と交渉するといふ場合には、大蔵省が全部中心になりました。司令部の方としても金融課が主管になり、財閥課の方でも商工省よりは大蔵省を相手にしてきめるというようになつたわけです。実施につきましては、これはまたお互いに権限問題があるので。私どもは支那事変の初めから大蔵省の金融課において、商工省とやるときには、いつも権限争いが起るので、日銀を使って窓口にするのが得意の手だものですから、この場合にもどっちがやると言わずに、実際は日銀にやらして、日銀で審議会を開いて、日銀から許可通牒なり何なりやらせることがいいじゃないかといふことで、資金調整法と同じ手法をとつたわけです。割合うまく行つたと思ひます。

第二節 司令部「重要修正提案」

昭和二年八月二九日、司令部は突然「課税立法に於て準拠すべき十⁽¹⁾点」(Ten Points to be Followed in Tax Legislation)と、「企業再建整備法案に対する重要修正提案⁽²⁾」を日本側に提示した。司令部が「十⁽¹⁾点」を日本側に提示した⁽³⁾会談は、以下のようなものであつた。

先づルカウント氏より司令部は目下日本政府の補償打切に関する法案を審議中であるが日本案は従来よりの司令部側の意向に反し甘きに過ぎ政府補償の範囲が過大であると非難し、且司令部としては金融機関の勘定分離に関する法案には同意を与へたが新勘定を政府が保証するか否かといふ点に付ては未だ何等同意を与へた覚えがない。然るに日本側は未だ司令部と話合ひが付かない此の点に付て屢々新聞等に公表して居るがこの事も極めて不満足である。特に政府は銀行預金の七七パーセントを保証すると云ふ発表をした様であるが右の如き事は司令部は未だ之に同意した覚えがないのであつて斯る広汎なる預金保証をなす事は遽に同意し難いとの申渡しがあつた。

之に対して渡辺部長より成程形式的に見れば金融機関の再建整備法案に同意して居らない以上新勘定を保証するかしないかと云ふ事に付ては同意しておらないといふ事が出来るであらうが、曩に勘定分離法案を説明した際に於て新勘定の損の限度に於て政府が保証すべき事は繰返して述べた所である。且議会に於ても其の旨を政府から右のやうに説明して居るのである。政府保証の範囲が広汎に失するか否かといふ問題は司令部側に於て一勘定に付て一万五千円の預金を新勘定に入れる事に同意をした時に於て決定して居るのであつて之に基いて日本側が一勘定の代りに一世帯に付て一万五千円といふことに変更すると同時に一方三千円未満の預金は無条件で第一勘定に入れた事は、保証の範囲を拡張する目的ではなく公平にして且実行のなるものとする為に外

ならない。しかも此の事は司令部の了解を得た上で実行に移したのである。司令部が今更日本案が甘きに失すると云ふが如き事を云はれるのは了解し難い所である。若し自分が貴下の立場にあるとすれば斯る形式論をいふ変りに、やってみたら甘すぎたから此のやうな改案ではどうかと率直に相談を持ちかけたであらう。又日本政府は司令部との間に於て了解のつかない事に付て公的に新聞に発表した覚えはない。若し未確定の問題に付て新聞記者が報じたとすれば其れは対日理事会に於てアチソン議長が用ひた表現を借りれば単に日本新聞記者のエフィシェンシーを示す事実にはかならないと考へると応酬し更に本日は論議をなすよりも寧ろ貴方に新なる提案があるならば速かに拝見致したいと述べた。

之に対しルカウント氏は直ちに案を示さず更に自由預金に付ても無条件に政府が保証をなす事は甘きに失するのではないかと意見を述べたので、渡辺部長より此の事は過去の論議に於てすでに全額保証する事に決定して居り、其の会議の記録も自分が所持して居る次第である、それはともかくとして若し自由預金に穴があくかもしれないといふ事になれば直に銀行に取付を生ずる危険があると考へるが、之に対して司令部はモラトリアムの発出を命ずる旨のディレクティブの用意があるかと反問した所エイキン少佐より実は自由預金に関する論議の経緯に付ては大体貴下の説明を了承したからモラトリアムの発出を要せざる様な案を用意して居るのであるとの回答があった。

更に又ルカウント氏は銀行の新勘定を無制限に保証する結果は銀行は債権取立てを怠る事にはしないかとの質問があったので右の如き事があれば銀行の株主が承知しないであらうし又、会社の清算に付ては一般の方式に基いて金融機関に対し債務の支払が為される筈であると答へて置いた。

次いでルカウント氏より十項目の申入を印刷したものを手渡されたが其の内容の要領は次の如くである。

- (1) 自由預金は全額保証するが同時に第一封鎖預金を有する者は其の有する自由預金の金額の限度に於て第一封鎖預金を減額されること。
- (2) 三千円未満の預金も名寄せをして各世帯に付き認められた限度内に於てのみ補償されること。
- (3) 新勘定の旧勘定に対する貸に対する利息は補償せず又新勘定の今後の利益の限度に於て補償金額を減額すること。

- (4) 資本の一割を切るのは外部負債を第一次的に切った次にすること。
- (5) 外部負債に手を着ける前に未払込を徴収すること。
- (6) 財産税に付き通告者に謝金を出すこと。
- (7) 財産税徴収委員委員は官選報酬附とすること。
- (8) 免税点は十万円とし、十分収入の上らない際は五万円乃至十万円の階級にも財産税をかける事があるかもしれない旨を政府が声明すること。
- (9) 第二預金に付ての財産税の賦課方法(詳細省略)
- (10) 皇室財産にも財産税を掛けること。

以上の十項目に付き渡辺部長より研究の上至急回答すべき旨を答へて会談を終った。

司令部の「十点」のうち、企業再建整備に関するものは(4)と(5)であるが、これらは同日提示された司令部の「企業再建整備法案に対する重要修正提案」⁽⁴⁾に包括される(その他金融機関に関する(1)と(5)は本書「金融制度」編、二二九―三三三ページ、財産税に関する(6)と(10)は本財政史第七巻「租税(1)」一七二―一七三ページ参照)。

企業再建整備法案に対する重要修正提案(昭二二、八、二九)

一、負担原則に関する問題

- (1) 順位を左の如くする。
 - (1) 積立金の一〇〇%
 - (2) 払込資本金の九〇%と未払込資本金の一〇〇%
 - (3) 債権(社債を含む)の七〇%
 - (4) 払込資本金の一〇%

- (5) 債権（社債を含む）の三〇%
- (ロ) 払込資本金二〇万円未満の中小企業に付ては最終的に払込資本金の五〇%を残す。

二、評価に関する問題

- (イ) 一応評価益を計算せずして一、の負担原則に依り債権者の負担割合を計算する。
- (ロ) 整備計画の立案に当り評価益を計算し其の額を一、の(イ)の負担順位と逆の順位に依り打切債権の補填に充てる。
- (ハ) 旧勘定資産の実際処分額が当初の見積評価額を超過する場合の差益額は之を打切債権者に対し割戻す。尚新勘定に於て利益を生じたときは、それに対し旧勘定の債権者が恩恵を受けるやう整備計画に於て適当なる規定を設けしめる。

- (ニ) 政府の決定した評価基準を法律を以て企業に強制することなく各企業の評価の結果を整備計画の認可に際して審査する。

三、整備計画に関する問題

整備計画に付ては政府は之が内容に付厳重審査の上修正認可を為すものとする。

四、その他

- (イ) 整備計画の実行に当り人員整理を行ふ場合に於て予め労働組合等の意見を聴取する旨の規定は之を削除する。
- (ロ) 整備計画を期限迄に提出しない会社、整備計画不認可の決定を受けた会社に対しては解散命令を発する旨の規定を設ける。
- (ハ) 持株会社整理委員会は整備手続に参加し、又、整備計画に対し反対の意見を申込むことが出来る旨の規定を設ける。

司令部の「重要修正提案」の特徴は以下のとおりである。まず最大の特徴は、これまでの司令部自身の考え（五月三一日G案）を否定・修正するものであったことである。特に損失負担順位は次のような修正が考えられた。

- (1) 資産再評価益はひとまず損失負担をせず、後に整備計画立案に当たって評価益を出して、負担逆順位で打切債権を補填する。

- (2) 負担第二順位は、払込資本金九〇%までとともに、未払込資本金一〇〇%まで、で損失負担させ、未払込株金の負担を重くする。
- (3) 債権負担は当初七〇%とする。
- (4) 債権内部で、社債とその他債権の区別をやめる。この点は日本政府I案の考えに従っている。
- (5) 払込資本金残額と債権残額は、残った損失を按分負担するのではなく、先に払込資本金残部を切り捨てて損失を負担する。

これらの諸点はすべて日本政府の八月二一日経済閣僚懇談会了解案に修正を迫るものであったが、同時に司令部G案そのものの否定修正でもあったのである。この修正で司令部は、評価益をひとまず後まわしにすることで株主、債権者の負担を先に問題にしようとしたものと思われる。なかでも、未払込資本金を負担第二順位において一〇〇%まで徴収して負担させ、また払込資本金残額も債権残額に先立って切り捨てて損失負担させ、かくして株主の負担を重課し、旧来の持株関係を弱めようとしたものと思われる。

さらに司令部はいくつかの新しい主張をおこなった。

- (6) 評価基準不採用（評価基準を法律で設定せず、各個別企業が独自に評価して、後に整備計画認可に際して審査すること）。
 - (7) 利益払戻し（旧勘定資産処分益が見積額を超えた場合、差益額は打切債権者に払い戻す。新勘定利益も旧債権者に払い戻す）。
 - (8) 解散命令（整備計画不提出もしくは不認可企業に解散命令を発する）。
 - (9) 持株会社整理委員会権限強化（同委員会が整備手続に参加し、整備計画に反対意見を申し込むことができる）。
- 司令部は、整備計画不提出もしくは不認可企業への解散命令を制定することで、企業への規制を強め整備計画提出

を義務づけ、さらに財閥解体を担当する持株会社整理委員会を企業再建整備に全面介入させようと意図したように思われる。

日本政府は反発し、九月三日「企業再建整備法に対する司令部対案に関する意見」(八月三十一日理財局原案を閣僚懇談会に付議し訂正したもの)を作成した。⁽⁵⁾

企業再建整備法案に対する司令部側対案に関する意見(二一、九、三)

一、損失の負担区分について

(イ) 貴司令部案は、補償課税等に伴ふ特別損失の負担区分について先づ積立金の全額を充てて尚損失が残るときは、未払込株金の全額と払込済株金の九〇%を以てこれを償却せんとするものなるが、企業に損失のある場合、未払込株金を徴収して損失を補填することは、平常の場合においては、普通に行はれ来れる所なり。而し乍ら、今回の如く、政府が企業に公約せる補償を全面的に打切り、其の結果大多数の企業が其の影響を蒙り、債務超過が一斉に起るが如き非常の場合において、而も之が為銀行預金が一万五千円乃至三万二千円以上は差当り封鎖せられたる今日に於て、未払込株金を徴収せんとすることは到底実行し得るものに非ず大多数の株主としては斯の如き未払義務を履行すべき能力を有せざること明かなり。

(ロ) 通常の場合においては、株主が未払込株金の払込に応ぜざるときは、株主は失権し、当該株式を競売して払込金を徴収することとなり居るも、今日の場合においては未払込株金を徴収せんとせば、凡百の会社の株式が一斉に競売に附せられ売却殺到することとなるべく、而も一方預金封鎖の結果株式投資の資金が概ね喪失し居るを以て、買入能力は極めて限定せられ居るを以て、之亦実行困難なり。斯くて、未払込株金の徴収の手続は非常に長期を要し、全体として整理の確定は甚だしく遅延すべし。

(ハ) 我々としては、実情に即し、当方原案の如く未払込株金は、企業の損失が経営上の失敗等に基く普通の損失による場合の外は、これを徴収せざるものとするを主張せんとするものなるが、貴方が飽く迄も未払込株金全額の徴収を固執せらるるならば、我々としては前記(ロ)に述べたる株式の処分の困難を打開し、企業の整理を迅速に実行する為、特に株式の買取機関を創設せんことを提議致し度し。

(ニ) 仮に未払込株金を徴収するものとしても、貴司令部案に於ては未払込株金につき一〇〇%の損失を負担せしむるかの如き印象を受くる処万一然りとすれば、損失の分担は株主につき平等なるべきは株主平等の原則上当然のことなるを以て、未払込株金なるが故に、一〇〇%を負担せざる可からざる理由なし。尚貴司令部の説明によれば、未払込新株の株主に対しては懲罰的意味を有する手段を講ずべしとのことなるも、何故に未払込が懲罰に価するや、商慣習に於ては、会社が増資の際には、全額払込を為さしめることは稀にして、未払込新株を生ずるは、極めて普通のことなり。我々としては未払込株金も払込済株金も共に九〇%の負担とすべきことを主張するものなり。

(ホ) 貴司令部提案は、債権者に対し七〇%の負担を課したる後尚損失が残るときは、先づ払込株金額の残額の全額を以て損失を負担し、次に債権の残存額三〇%に及ぼんとするものなるも、斯くては、会社は場合によりては資本の全額を失ふこととなり、株主に対して余りに苛酷なる損失を強制するものたるを免れず、当方としてはあくまでも原案を主張し、株主と債権者との按分負担を為さんとするものなり。而してこのことは本年五月三十一日貴司令部提案以来、最近迄貴司令部が我々に提示し来れる原則にして、今日急に方針を変更せらるるは我々の納得し得ざる所なり。

二、資産の評価について

(イ) 補償課税等に伴ふ損失負担については、留保及諸積立金額(資産の評価に因る評価益を含む)が先づ第一に、一〇〇%迄減殺されることを要するとの原則は、五月三十一日最初の提案以来、今日迄数次の提案に於て、貴司令部が常に我々に明示し来れる原則なり。然るに今日突如としてこの原則を変更し来れることは、我々の最も意外とする所にして斯の如く、当初より相互に諒解せる原則を急に變更せる意味は奈辺に存するや、我々としては、諒解に苦しむ所なり。

(ロ) 貴司令部案に依るも、後に再評価を為すことを認め、評価益あるときは、其の限度に於て一旦切捨てたる債権等を復活せしむとのことなるを以て、我々の原案と実質上等差異なき次第にして、先づ帳簿価格を以て計算すると云ふことは、単

に手数を掛けるだけにて、何等の意味なきこととなるべく、何故に斯る提案を為されしや、之亦我々の諒解し能はざる点なり。

而も一旦帳簿価格により株金又は債権の切捨を行ふことは、實質上は切捨てられざるものを形式上切捨てられたるが如く見せかけ、徒らに、事態を混乱せしめ、一般に不当なる悲觀的印象を与ふるに過ぎず。

- (イ) 今回の貴司令部提案によれば、資産の再評価は整備計画に記載し提出することとなり居るも、斯くては債権額確定の時期は相当遅延せざるを得ず。惹いては、金融機関の整理は非常に遅延せしめらるべし。又財産税の徴収については（貴方今回の提案が、政府の評価基準設定を認めざる関係もあり）、株式、社債、預金等の評価は急速には不可能となり、不都合を生ずべし。

- (ニ) 仮に貴方提案の如く評価基準を設けずとするも、会社としては資産の再評価を行ふことは、整備計画提出以前に於ても可能なるべく、必ず整備計画中に記載せしむべき理由はなかるべし。即ち整備計画とは切り離し、整備計画提出前に、資産の再評価並に之に基く債権者及株主の損失負担割合を別個に主務大臣に上申するときには充分可能のことにて、斯くすることにより、企業及び金融機関の整理は促進せらるべし。

- (ホ) 以上に述ぶる所により、我々は我々の原案の方が貴司令部の提案よりも整理を円滑に促進する上に於て實際的なりと信ずる。

三、評価基準について

- (イ) 貴司令部提案は、法律上評価基準を定むる規定を置くは不可なりとせらるるも、数千数万の会社より提出せられる資産評価を法定の基準なくして個別に政府が審査することは、実行上極めて困難なるものあり、又会社に対し一々算出に用ひたる評価の基準を併せて申請せしむることとなり煩雜なる手続を要求するものなるを免れず。

- (ロ) 凡百の資産につき、基準を示すことは、政府として能力なしと云はるるも、基準は飽く迄基準にして、實際の適用に當つて、会社に特殊事情の加味を絶対に許さざるものに非ず、斯る基準は従来日本に於ては屢々之を用ひたることありて、貴

方の言はるる如く不可能の事には非ず。又其の内容は大綱的のものにして微細に亘りて一々評価方法を定めんとするものに非ず。今回我々が規定せんとする評価基準は、苟も資産の水膨れを来すことなき様極めて内輪に評価を抑へんとするものにして、勿論その基準の決定に當りては事前に貴司令部に提出して、充分なる検討を得たしと考へ居れり。

- (ハ) 仮に斯る評価基準を示さざるものとせば、各会社夫々の見解により、例へば同型同性能、同年数の工作機械が、A会社に於ては五万円の評価せられ、B会社にては十万円と評価せられ、C会社に於ては二十万円と評価するが如きこととなり、政府に於ては之が調整に多大の苦心を払はざるべからず。又之によりて影響せられる多数国民の迷惑亦多大なるものあり。

貴司令部の例示せらるる北海道の石炭と、東京の石炭との差異は、一定の評価基準に対して、運賃、諸掛其の他の特殊事情を加味することにより、容易に、而も一般的妥当性を以て評価を附し得べきも、何等の基準を示さず北海道に於けると東京に於けるとにて同じ工作機械に数倍の評価の開きを生じてよろしきものとは考へられず。

- (ニ) 少くとも外部の債権者に負担が及ぶ場合には、何れの会社の債権者たるを問はず、同一の基礎の下に公正妥当と認めらるる評価によって債権を切捨てらるべきものにして、区々の標準によって、恣意的に切捨てらるべきには非ず。この意味に於て、外部の債権者に負担を掛くる場合には、固定資産の再評価は貴案の如く任意とすべきに非ずして、必ず之を実行せしむることとするの要あり。

- (ホ) 特に評価基準を定めざれば会社の資産内容、従つて株式、社債等の評価は整備計画認可後に非ざれば決定せず、株式等に対する財産税の徴収は極めて困難となるべし。

四、資産の処分益其の他爾後の益金の払戻しについて

- (イ) 貴案の如く、整備計画決定後資産の処分により、評価額に対して処分益を生じたる場合に、之を切捨てられたる債権者に配当として払戻すことは、従来の会社の整理においては、普通に行はれたる所にして、確かに公平なる行き方として一案なり、然し乍ら斯の如き行き方は、現下の我国の如き事情の下においては、損失棚上案となるを免れず。即ち債権者も会

社も、将来の価格騰貴を見越して容易に整理を行はず、価格の騰貴を俟って何等の負担をも蒙ることなく損失を償却せんと企図するに至る惧あり。問題は整理の公平に徹底せんか、速かなる再建を期せんかに在り、我々は現下日本の実情よりして、寧ろ或る程度の公平を以て満足し、再建の促進に重点を置かんとするものにして、このことは又貴司令部より提案せられたる今回の補償課税そのものが、公平感を犠牲にしても速かなる整理再建を図らんとし居る根本方針にも合致するものと信ず。

- (ロ) 仮に処分益の配当に一定年限を附するとしても、会社は年限満了迄は、整理を延し、日本経済の整理は渋滞せしめらるべし。
- (ハ) 又現に稼働中の設備についても、一定率以上の利益を挙げたる場合、債権者に配当すべしとの提案は、事業者をして将来の積極的活動に対する意欲を減退せしむべく、債権者に利益を取り上げられざる限度においてのみ働き、これ以上に全力を尽して働かんとする熱意を失はせるに至るべし。
- (ニ) 数年に亘って、益金の配当払戻しを実行することは、何日迄も債権及株金の額を確定せしめず、即ち其の間中は、何年にも亘りて財産税額を確定せしめざる事となるべし。
- (ホ) 上述により我々としては、この点に関する貴案には承服し難きも貴司令部が若しこの点に関する見解を絶対に固執せられるならば、我々としては或る制限の下に信託的観念を入れたる代案を考慮することを認められたし。

五、其の他若干の点について

- (イ) 整備計画を決定期限迄に提出し得ざりし会社、計画不認可の決定を受けたる会社に対し、必ず解散命令を発すべしとの貴案は場合により不当に苛酷なるを免れず、尤も右提案及び整備計画の立案に促進的効果を有する点あることは我々も之を認めるものなり。
- (ロ) 持株会社整理委員会が全会社の利害関係人となることは一般の印象として行き過ぎの感があり、同委員会の委員長は企業再建整備委員会の委員として意見を提出し得べく、又制限会社については再建整備委員会が、整理委員会の委員長の意見

に反する決議を為したる場合にも、当該事案は貴司令部の許可を要するを以て更にその意見を主張する機会あり、故に特別に、利害関係人と為すの要はなかるべし。

六、結論

- (イ) 貴司令部対案は、全体として、経済界の整理に甚だ長期を要することとなり、其の間、企業は整理に気を取られ、生産に熱意を集中し得ず。殊に、企業の新規活動によって挙げたる収益を旧債権者に収取せられることは、生産意欲を甚だしく阻喪せしむるものと考へられる。
- (ロ) 再評価の基準を公定せずして、評価を各企業に一任し後に政府が各個別に審査することは実際の問題として不可能なるのみならず、債権者の見地より考ふるも、公正を失する惧大なり。
- (ハ) 財産税の課徴に当り、株式会社債等の評価が不可能となり、又第二封鎖預金の額も確定せず。予定の如き財産税の収入を挙ぐることに困難なり。然るに、この財産税収入を予定して本年度予算は既に衆議院の協賛を経て居り財政上非常なる困難に逢着するに至る。
- (ニ) 新旧勘定は整備計画認可のときに併合するといふも、事実上旧勘定の清算手続は何時迄も続き、会社は長く債権者代表の制肘を受けざるを得ず、会社当事者の生産意欲を害すること大なるものあり。
- (ホ) 全体として、日本経済は長期に亘り整理状態にあって、財政的、経済的に、立直り、再建は著しく遅延するを免れず。
- (ニ) 日本政府は、五月三十一日附貴司令部の覚書のラインに依ることの諒解の下に諸準備を進め来りたる所貴司令部に於て、今回突如としてこの諒解に反する根本方針の変更を提案せられたることは、甚だ意外のことにして、困難を感じる次第なり。

全体として日本政府は「甚だ意外」「納得し得ざる所」「諒解に苦しむ」「困難を感じる」と、突然の司令部の方針変更に驚き、納得しかねていることがわかる。

司令部の「重要修正提案」が突然提示された理由や経緯は不明である。しかし戦時補償打切り関連法案の成立と実

施は、これ以後も司令部方針の追加・変更・未決定のために遅延を重ねていく。この一般的な理由としては、司令部に戦時補償打切り関連法案の具体案の準備が無かった点が考えられる。石橋湛山蔵相は後に次のように述べている。⁽⁶⁾

補償打切り問題が司令部との間に交渉を開始されてからマッカーサーの手紙が来るまで約二ヶ月もかかった。これは全く私の方が打切り阻止についてがん張ったためでした。その間司令部は何と言っていたかと申しますと、補償打切りは日本の復興のために至急に実施しなければならぬ、ぐずぐずしてはいけぬ、と、しきりに我々を責めたものでした。こうして補償打切りが司令部との間に決って、いよいよ関係法案を議会に出すとなりますと、また二ヶ月もかかった。今度は、こっちが大いに急いだのですが、司令部がわの細目についての意見がまとまらず、こんな結果になったのであります。我々は、前に申し上げたように、司令部の一〇〇%課税案には極力反対はしておいたけれど、しかし、いよいよ打切りと決った場合、どういう方法でやるかということについて予め研究していた。従って補償打切りの話がまとまると即座に実施案を出したのです。ところがこんどは司令部の方がぐずついて何とも決らない。これは司令部が補償打切りと言っても、一向その具体的な研究をしていなかった。ただ原則論を考え、また簡単に補償打切りができるものと考えていたのではないかと思います。

さらにアメリカ側における日本経済の非軍事化・民主化政策、すなわち財閥解体・独占禁止・経済力集中排除政策の動向が間接的に関係していたかもしれない（これらの政策の詳細は本財政史第二巻「独占禁止」編参照）。一九四六年八月頃のアメリカ側の動向は以下のとおりであった。第一に、司令部は財閥解体を担当する持株会社整理委員会の発足を承認した（七月二三日SCAPIN—一〇七九で「持株会社整理委員会施行規則」、定款、「持株会社整理監査委員会官制」の三つを承認。八月八日六人の委員任命、事実上の発足。八月二二日正式発足。八月二七日第一回委員会総会）。第二に、司令部は独占禁止法「カイクム氏試案」を八月に日本政府に提示した。⁽⁷⁾第三に、過度経済力集中排除に関してSFE一八二文書（三月のエドワード報告書を受けて国務・陸軍・海軍三省調整委員会SWNCCの極東小委員会SFEが八月一日に作成）が、八月二一日にアメリカ陸軍省より司令部に送付された。すなわち財閥解体・独占禁止・経済力集中排除政策は、いずれ

も八月に新しい展開を見せたわけである。⁽⁸⁾

なかでも注目すべきは八月二一日に司令部に送付されたSFE一八二文書である。⁽⁹⁾同文書は、エドワード報告書が対象にした「財閥」を「過度経済力集中」に置きかえ、独占一般に問題を広げたものであり、日本に現存する過度経済力集中を解体し、人的関係、持株関係（個人、政府、持株会社、会社間）、融資関係、法的関係等を分離・排除することを目的としていた。同文書は第二項において過度経済力集中を次のように定義した（価格は、一九四六年七月一日価格）。(a)総資産二〇億円以上の場合、(b)従業員一万人以上の場合、(c)総資産五億円以上とやや小さいが、種々の非関連部門を有する場合、(d)従業員五〇〇人以上とやや小さいが、種々の非関連部門を有する場合、(e)大きな工業・商業組織と同時に大きな金融組織を支配する場合（金融組織は総資産一〇億円以上、工業・商業組織は総資産二・五億円以上）、(f)一〇社以上の他社を支配する場合、(g)当該産業の販売シェア三三%以上を占める場合。これらの基準は全産業を多面的、具体的かつ画一的に対象としており、経済力集中排除政策立案および実施の過程において、このような広範かつ厳格な基準が採用されたのはSFE一八二文書のみであった。

そして同文書は、こうした過度経済力集中に対して、ただちに関連のない単位（右の定義にふれない単位）に分割すべきこと。技術的に大規模操業が必要であり、分割が操業効率を明らかに激減させる場合は分割しないこととするが、(a)持株会社の解体、(b)現業会社間の株式所有と役員兼任の切断、(c)現業会社からの、非関連の産業部門、過去五年以内に分離会社のような存在であった部門、物理的技術的に分かれていて事実上共通の経営管理がおこなわれていない部門の分離、以上の場合には操業効率の激減は生じないと判断して分割することとした（同文書第三項）。

さらにSFE一八二文書では次の内容の具体的政策が述べられた。(a)持株会社の解体、所有証券と資産の処分、(b)過度集中として解体される現業部門の証券の処分、将来にわたるその所得の禁止、(c)現業会社及び金融機関における

役員兼任を現在および将来にわたって禁止、(d)分離される部門間における、本社機能の行使、人的交流、業務代理権、優先的排他的取引などの取決めの解除、(e)分割される現業部門の所有特許及び実施権の公開。独占的に取得した特許実施権の解約、(f)処分もしくは解体された会社の合併の禁止。これらの政策はすべてエドワード報告書に述べられたものだったが、その対象は財閥から過度経済力集中一般へと拡大されたのであった。

八月二日に陸軍省より司令部に送付されたこのSFE一八二文書と、八月二十九日司令部「企業再建整備法案に対する重要修正提案」の直接の関係は不明である。しかし両者は相互に内面的な関係を有している。すなわちSFE一八二文書が述べた、過度経済力集中である現業部門の解体、株式処分、役員兼任禁止、本社機能・人的交流・代理権等の問題、再合併禁止等は、いずれもが企業整備計画に記述されねばならぬ事柄であった。また所有株式処分は、特別損失計算における株主の損失負担と関係していた。逆に、前述のごとく司令部の「重要修正提案」は、特別損失負担において、評価益計算をひとまず後まわしにして株主・旧債権者の負担を先に問題とし、とりわけ株主負担を重くして旧来の持株関係を弱めようとした。さらに企業の整備計画提出を義務づけ、財閥解体を担当する持株会社整理委員会を整備計画に全面的に介入させようとした。これらはいずれも財閥解体・経済力集中排除政策の方向に沿った修正であったように思われる。

八月二十九日に司令部が、従来の司令部自身の方針を突然否定・修正して日本政府を困惑させた経緯についてはよくわからないが、同年八月の以上のようなアメリカ側の財閥解体、独占禁止、経済力集中排除政策の新しい展開が背景にあり、このうち特に八月二日に司令部に送付されたSFE一八二文書が間接的な影響を与えていたのではないかと想像される。

なお司令部は、すでにエドワード報告書の方針に対して消極的であったが、SFE一八二文書に対しても、一〇月一五日陸軍省にコメントを送り、予算が不足して計画実行が困難であること、過度経済力集中の定義が不必要に広く、不当に厳密に使用されるおそれがあること、現業会社の他社株式所有禁止に反対であること、等を述べた。⁽¹⁰⁾司令部は三省調整委員会の極東小委員会SFEの政策に対しては批判を提出し、一方日本政府に対しては、極東小委員会の経済非軍事化・民主化政策の意図を若干繰り込んだ修正提案を提示したように考えられる。

- (1) 大蔵省資料Z五〇八一―一三(『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一七卷「資料(1)」八〇四―〇五ページに収録)。
- (2) 大蔵省資料Z五二六―四一六(同前、八〇二―〇三ページ、に収録)。
- (3) 大蔵省資料Z五二六―二一七。また、「渡辺武日誌」昭和二年八月二十九日の項に、同内容の記述がある。
- (4) 大蔵省資料Z五二六―四一六。
- (5) 同前。
- (6) 「元大蔵大臣石橋湛山氏講述(一)」昭和二六年六月八日(『戦後財政史口述資料』第一分冊)、一一二ページ。
- (7) 公正取引委員会『独占禁止政策二〇年史』四三三ページ。
- (8) 司令部の持株会社整理委員会承認と、独占禁止法「カイクム氏試案」の提示は、戦時補償打切り問題の決着を待って行なわれたという側面があったかもしれない。いずれも情況証拠にしか過ぎないが、以下の事実がある。第一に、持株会社整理委員会に関しては、日本政府は「持株会社整理委員会施行規則」最終案及び定款を、昭和二年五月一三日に司令部に提出したが、司令部は二カ月余回答を遅延させた。そして七月二二日マッカーサーの吉田首相宛書簡(七月一九日付)が日本政府に送られ、戦時補償打切りが事実上決定したその翌二三日に、司令部はSCAPIN一〇七九で、「施行規則」、「定款」および「持株会社整理監査委員会官制」(日本政府三月二二日提出)の三つを承認した(前掲書、第二卷「独占禁止」一一三〇ページ)。第二に、「カイクム氏試案」に関しては、六月一七日にヘンダーソンJames M. Henderson(一九四六年一月来日したエドワーズ調査団の一員で、そのまま反トラスト・カルテル課長となった)が、渡辺武終戦連絡部長に対し「monopolyノ排除及ソノ再建ノ阻止……ニ付テハ Judge Kime が立案中」(『渡辺武日誌』昭和二年六月一七日)と述べており、すでに六月段階で検討が進んでいたことがわかる。戦時補償打切りが企業および金融機関の経営組織に大きな影響を与えることを考えれば、同じく経営組織を变革しようとする財閥解体、独占禁止、経済力集中排除政策との間で、すでにこの時期か

ら相互に間接的な影響を与えあっていたのかもしれない。

- (9) 大蔵省資料乙七三五―九。
 (10) 前掲書、第二巻「独占禁止」一七四―七七ページ。

第三節 「企業再建整備法」の成立

昭和二二年八月二十九日に司令部が提示した「課税立法に於て準拠すべき十点」⁽¹⁾「企業再建整備法案に対する重要修正提案」⁽²⁾に関して、その後日本政府と司令部との折衝がおこなわれた。「十点」⁽¹⁾の問題は九月一八日に「完全に落着」した。⁽¹⁾「重要修正提案」⁽²⁾に関しては、九月二二日日本側が「企業再建整備法案に対する司令部提案に関する大蔵省対案」⁽²⁾を作成し、その後さらに日本側と司令部の折衝が続いたが、九月二三日に「大体完了」⁽³⁾した(完了した内容については後述する)。そして九月二八日に、「企業再建整備法」は、その他の戦時補償打切り関連法案とともに議会上程された。渡辺武終戦連絡部長は「日誌」に次のように書きとめた。

九月二一日(土) 午前、金融機関再建整備法ニ付会議、大体完了セリ。

九月二二日(日) 午前午後ヲ通シ企業再建整備法ニ付GHQ会議。

九月二三日(月) 企業再建整備法ニ関スルGHQ会議本日ニテ大体完了。

事務進捗状況ニ付司令部ソノ他ト打合。

九月二四日(火) 朝、LeCountニ面会、本日議会上ニテ行ハルベキ法案内示会ニ付諒解ヲ求ム。

本省ニテ対議会打合会アリ

九月二七日(金) 本日金融機関再建整備法、預金部等損失特別処置法、戦時補償特別措置法、個人債務ノ特別和議等ニ関スル法律議會ニ提出、明日上程トナル予定。又企業再建整備法ハ明日緊急上程、財産税法ハ月曜日上程ニ決シ、四ヶ月ニ亘ル討議ノ結論ココニツキタリ。

石橋湛山蔵相は後に次のように述べている。⁽⁴⁾

補償打切りに関する六つの法案は、前に述べたごとく、九月二十八日に衆議院に出したのですが、これも、なるべく議論をせず、早く通過させたいというので、二十四日と二十五日にそれぞれ衆議院と貴族院との各派代表を招いて懇談をしました。それから、二十八日の本会議は、あらかじめ議院と打合せまして、総理と膳國務大臣との簡単な説明だけですぐ散会し、予算委員室で全員の懇談会をやってもらいました。そこで、私と膳國務大臣とから補償打切りに関する法案の立法の経過と司令部との関係もある程度詳細に報告をして了解を求めたのであります。この間東洋経済に、幣原さんの思いつきを書いた際、ちょっと記しましたが、妙なもので、感情がたかぶるといふか、この報告の折、私は思わず涙を落しました。するとそれが案外有効で、聞いている議員の中にも涙をこぼす人があり、女の議員のごとき、反対党の人でしたが、わんわん泣かんばかりにして、私を激励してくれた人もありました。その翌日でしたか、幣原さんが私をひやかし、大蔵大臣は芝居がうまいですね、貴族院でも泣きますかと言われてちよっとうんざりしたことがあります。そんなエピソードもありました。十月六日、衆議院を全部通過十月十一日、貴族院も通過、同時に財産税も通過したわけでありました。

「戦時補償特別措置法」「金融機関再建整備法」「企業再建整備法」「特別和議法」は、一〇月一八日それぞれ法律第三八、三九、四〇、四一号として公布され、一〇月三〇日に施行された。「戦時補償特別措置法」により戦時補償請求権は少額控除分を除いて一〇〇％課税されて打ち切られた。そして八月に施行済の打切りに対する応急対策に加えて、右の再建整備関係三法が恒久対策として施行されることになった。

「企業再建整備法」(以下「法」と略する)は「第一章 総則」、「第二章 特別損失」、「第三章 整備計画の立案」、「第四章 整備計画の実行」、「第五章 旧勘定及び新勘定の併合」、「第六章 経済再建整備委員会」、「第七章 雑則」、「第八章 罰則」、から成り、その概要は次のとおりであった。⁽⁵⁾

(1) 法の対象

法の対象は当初は特別経理会社のうち株式会社のみであったが(法第三条)、「合名会社等再建整備令」(昭和二年五月二四日政令第七五号)によって、特別経理会社である合名・合資、株式会社・有限会社にも準用されることとなった。⁽⁶⁾

(2) 特別損失計算

① 特別損失計算は原則として指定時現在(昭和二年八月一日午前零時現在)でおこなった(法第三条)。
 ② 損失項目と利益項目については、法第三条および「企業再建整備法施行規則」(昭和二年一〇月二九日商工・大蔵・司法・農林・運輸・厚生省令第一号——以下「規則」と略称する)第二条において細かく規定された。このうち、法第三条第一号で定められた損失額の大項目は以下のとおりであった。

- (イ) 戦時補償特別税
- (ロ) 在外資産損失
- (ハ) 第二封鎖預金等損失
- (ニ) 終戦または戦時補償特別措置法の施行に伴い生じた損失(旧債権切捨て、株式切捨て、賠償、未払込株式徴収等による損失)
- (ホ) 繰延資産損失
- (ヘ) 指定時をもって終了する事業年度の欠損および繰越欠損
- (ト) 旧勘定の総損金(新旧勘定併合までは確定しえないので予想額を算出)
- (チ) その他の損失(規則第二条第一号チ)

③ また、法第三条第二号で定められた利益額の大項目は次のとおりであった。

- (イ) 指定時をもって終了する事業年度の利益金および繰越利益金
 - (ロ) 積立金のうち「規則」第二条第二号ロで定めるもの
 - (ハ) 旧勘定の総益金（新旧勘定併合までは勘定しえないので予想額を算出）
 - (ニ) その他の利益（規則第二条第二号ニ）
 - (ホ) 資産再評価益（法第八条第三項）
- ④ 損失合計を利益合計で補填してなお残る損失を特別損失とした（法第四条）。
- ⑤ この特別損失計算は、損失項目に、旧債権および株式の切捨額、未払込株式の徴収による損失額等があることから分かるように、個々の企業で確定することはできない。企業と金融機関の間で複雑に相互に係る資産負債の整理の結果により、自社の債権および株式の切捨額、未払込株式徴収による損失額等が判明する。このため最小限二回の計算によって特別損失を算出することが「規則」によって定められた。⁽⁷⁾すなわち各特別経理会社は主務大臣の指定する日（以下「甲日」とする）から遅滞なく特別損失の概算をおこなない（規則第二条）、それに基づき所要の書類を作成して特別管理人の承認を受け（法第九条第一項、規則第三条）、一カ月以内に金融機関その他大口債権者に概算の結果を通知しかつ一般に公告する（規則第四条第一項）。次に金融機関はおよそ一カ月以内に各企業の計算の結果等を参酌して、暫定評価によって自己の資産および負債を整理し、整理債務の旧勘定から新勘定への移換えをおこなない、その旨を公告する（「金融機関再建整備法」第八条、第九条、第一三条、第一四条）。各企業は、この金融機関の公告や、他の特別経理会社からの通知、およびその時までには判明したあらゆる変動の要素を加算して再計算をおこなない、特別損失の額を定める（規則第五条）、以上であった。
- (3) 特別損失の負担

① 特別損失負担順位（法第七条）

- 1 資本金の一〇分の九まで（資本金が一〇万円を超え五〇万円未満の会社は「資本金から五万円を控除した額まで」。資本金が一〇万円以下の会社は「資本金の二分の一まで」）。
- 2 旧債権の一〇分の七まで。
- 3 資本金の残額。
- 4 旧債権の残額。

② なお特別経理会社は特別損失の全額または一部を繰越欠損として処理できた（法第四条第一項）。以下の損失部分である。(イ)資本を切り捨てると株式に一元未満の端数が生ずる場合、その端数が五〇銭以上のものについて、一元に切り上げた切上分に総株数を乗じて得た額に相当する特別損失額。(ロ)新勘定利益金に相当する特別損失額（規則第一七条第一項）。

- ③ 特別損失は修正後も「主務大臣の指定する額」による推定の部分が含まれていた（「規則」第二条、後述）。このため特別損失計算の中の旧債権切捨額、第二封鎖預金損失、旧勘定総損金等の確定額は推定額よりも増減したし、資産処分においても予想外の処分益または処分損が生じた。これらの損益は仮勘定として負債または資産の部に計上し（法第二四条、第二五条）、仮勘定確定後に差引計算をおこなない、益が出た場合は消滅した旧債権の限度において旧債権者に帰属せしめ（法第二六条第一項）、この後さらに益が残れば特別損失負担のため減少した資本の額を限度として旧株主に帰属せしめ（法第二六条第二項、昭和二十二年二月一日改正）、この後さらに益が残れば計算確定事業年度の益金とした。また損が出た場合は当該事業年度の損金とした（法第二六条第三項）。
- (4) 整備計画

① 特別損失の概算および修正再計算の後、特別経理会社の特別管理人は整備計画を提出して主務大臣の認可を求めねばならなかった。提出義務のある特別経理会社は、(イ)資本金一〇〇万円以上の会社、(ロ)制限会社(昭和二〇年勅令第六五七号第一条ノ二)、(ハ)旧債権の切捨てをおこなう会社、(ニ)資産の再評価をおこなう会社、(ホ)特別損失の全部または一部を繰越欠損として処理する会社、であった(法第五条)。また右以外の特別経理会社でも任意に整備計画を提出できた(法第二条第一項)。整備計画の認可を受ければ、他の法令や定款の定を排除したり(法第二七条)、株主総会の決議を要しない(法第二九条)等の法律効果が発生し、整備が促進されることになった。

② 整備計画には特別損失計算のほか、会社の存続、解散、合併、第二会社設立、資産処分、未払込株金払込、資本増減等一九項目(法第六条、明細は規則第七条に二六項目、第八条に二二項目)に関する詳細な内容が記載される必要があった。

③ 特別管理人は整備計画の認可申請を、主務大臣の指定する日(甲日)から三カ月以内におこなわなければならない(「規則」第六条第一項)、申請を怠った場合は罰則が適用された(法第五八条)。申請しない特別経理会社に対し、主務大臣は解散を命ずることができた(法第一七条)。特別管理人は認可申請をした時は遅滞なく内容を公告し、利害関係人に閲覧の便を図り(法第一四条第一項)、これに対して当該会社の株主および債権者は公告のあった日から一カ月以内に異議申立てをすることができた(法第一四条第二項)。主務大臣は異議申立期間経過後、当該整備計画の認可または不認可の処分をおこない(法第一五条第一項)、また異議申立てに基づいて整備計画を修正して認可できた(法第一五条第二項)。特別管理人は不認可の処分を受けた場合は、一カ月以内に所要の修正を加え、再度認可申請をおこなう必要があった(法第一六条)。主務大臣は、同期間内に申請不提出の場合、あるいは再提出の整備計画が再び不認可である場合は、当該会社に対して解散を命ずることができた(法第一七

条)。整備計画の認可を受けた会社の特別管理人は、遅滞なくその旨を公告し、主務大臣の認可を受けた整備計画(決定整備計画)を利害関係人の閲覧に供し(法第一八条)、また当該会社は遅滞なく整備を開始せねばならなかった(法第二二条)。

(5) 旧勘定および新勘定の併合

① 前述のごとく「会社経理応急措置法」(以下「措置法」と略称する)に基づき、指定時において新旧勘定が分離され、以後新勘定によって事業活動がなされて財務諸表が作成された。指定時以後の原因に基づく収入および支出は、原則として新勘定の収支となった(「措置法」第一条第一項)。旧勘定においても整理に伴う財務諸表が作成され、損益計算では原則として指定時以前の原因に基づいて生じた収支が計算された(「措置法」第一条第二項)。また未整理勘定に千分の四を乗じて算出された新勘定からの繰入金(「措置法」第一〇条第一項、本編第二章第一節一)、特別管理人の定めた資産処分による収入(「措置法」第一条第五項)、旧勘定に属する財産の果実(同上)等は旧勘定の収入となり、指定時後退職者の退職金の一定部分(「措置法」第一条第三項、本編第二章第一節三)、資産処分原価、管理費用(「措置法」第一条第四項)等は旧勘定の支出となった。損益計算は新勘定・旧勘定ともに、指定時から新旧勘定を併合する日までが一決算期間とされた(法第四〇条の二。昭和二二年四月一六日法律第六八号による改正)。特別損失計算については、先の特別損失概算額の算定とその再計算の後、旧勘定を中心として特別損失計算として確定した勘定項目があれば特別損失計算に計上して整理がおこなわれた。

② 特別損失計算は、右の経理処理完了後、主務大臣から整備計画の認可を受けた日に最終的に確定(前述のごとく推定部分から生じる損益は以後仮勘定として処理)し、同日特別経理会社は、特別損失計算後の新旧勘定残高を併合した。ただし第二会社を設立する場合、新勘定資産の一部を出資し、譲渡し、賃貸する場合、あるいは

営業の一部を委任する場合は、これらの行為の完了した日に新旧勘定を併合するとされた（法第三六条第一項第一号）。

③ 整備計画の認可日に旧債権の特別損失負担部分は消滅した（法第一九条第一項）。しかし特別損失負担減資（形式減資と商法に基づく任意減資も同様に処理された）については、減資の効力が発生するのが基本的に認可を受けて公告をおこなった日から一カ月以上二カ月の範囲（「企業再建整備法施行令」——以下「令」と略称する——第一五条。昭和二年六月二五日政令第一〇四号による改正）とされたため、減資に関する整備計画の認可を受けて同日新旧勘定併合がなされた場合でも、減資の経理処理は併合後にもちこされた。

④ 整備計画を提出しない特別経理会社は主務大臣の指定する日（甲日）から三カ月以内に新旧勘定併合認定申請書を提出し（法第三五条第一項）、主務大臣の認可を受ければ、その日に新旧勘定を併合することになった（法第三六条第一項第六号）。

⑤ 新旧勘定を併合した会社には会社経理応急措置法のうち、新旧勘定分離に関する規定（「措置法」第七条乃至第一条）、旧債権および新債権の取扱いに関する規定（「措置法」第一三、一四、一五条）、資産の処分や株式の譲渡制限に関する規定（「措置法」第一六、一九、二二、二三条）は新旧勘定併合の日から適用されなくなった（法第三八条）。従って旧債権の弁済、会社の資産に対する強制執行、仮差押、仮処分ができることとなり、特別管理人の承認を受けないで資産の処分、株式の譲渡ができることとなった。

(6) 整備計画の実行完了

① 特別経理会社は決定整備計画全部の実行を完了したときは主務大臣に報告すると共に公告せねばならなかった（法第四一条）。ただし前述の仮勘定の確定的処理には時間がかかるため、特別の帳簿を作成してその他の資

産と区別することとなり（法第三六第二項）、この問題を除いた他のすべての事項の完了によって整備計画の実行完了と見なされた。

② 整備計画の認可を受けてその日に新旧勘定を併合した会社、または第二会社設立等をおこない、その日に新旧勘定を併合した会社は、整備計画実行完了の報告とともに「会社経理応急措置法」の適用が完全に排除され、特別管理人も任務を終了して消滅することとされた（法第四二条）。

③ 以上で完了する企業の再建整備に関する手続きをまとめると次のようになる。

1 主務大臣の指定する日（甲日）
2 昭和二十一年一月一四日（同年一月二八日勅令第五七八号による改正）戦時補償特別税申告期限・戦時補償請求権消滅

3 甲日から一カ月以内に金融機関その他債権者に対する特別損失負担額の通知公告

4 甲日から二カ月以内に金融機関の預金、その他債権の切捨額の公告

5 甲日から三カ月以内に整備計画の提出（乙日）

6 乙日より一カ月以内が利害関係人の異議申立期間

7 6の期間後主務大臣が整備計画認可

8 7の認可後整備計画の実行開始

9 整備計画実行完了の報告書提出の日に特別経理会社適用解除、特別管理人消滅

(7) 経済再建整備委員会その他

① 企業再建整備の円滑なる運営を図るため経済再建整備委員会が設置され（法第四四条）、主務大臣は、重要事

項の決定、整備計画の認可不認可、会社解散命令等に関して同委員会に諮問することを要することとなった（法第四五条）。

② 主務大臣は特別経理会社に対し監督上必要な命令をなすことができた（法第四九条）。

右のごとく「企業再建整備法」は特別損失計算と整備計画の二本の柱を持ち、特別損失計算において、戦時補償打切りによる損失に加えて敗戦と戦後処理の過程で生じた種々の損失をまとめて処置する方策を決定し、整備計画の立案・認可・実行によって今後の企業経営の基礎を確立することを目指す恒久対策であったわけである。

同法の成立によって、八月二九日司令部「企業再建整備法案に対する重要修正提案」に関する日本政府と司令部との折衝が、以下のような帰結となったことが理解される。

まず特別損失計算に関して（法第七条）、

- (1) 債権の当初切捨率は一〇分の七とすること。
- (2) 債権内で社債とその他債権の区別をやめること。
- (3) 損失残部は按分負担でなく、先に資本金の残額一〇分の一、後に債権の残額一〇分の三で負担すること。その他に関して、

(4) 旧勘定資産処分益は払い戻すこと（法第二六条）。

(5) 新勘定利益に相当する特別損失は繰越欠損とすることを認め（法第三四条、「規則」第一七条第一項）、旧債権者、旧株主への事実上の利益払戻しを認めること。

(6) 整備計画不提出あるいは不認可会社に対し解散命令を出し得ること（法第一七条）。

以上六点は司令部「重要修正提案」どおりに成案となった。

一方特別損失計算に関して、

(1) 資産再評価益を損失負担第二順位とすること（法第八条第三項）。

(2) 評価基準を作成すること（評価換は「命令を以って定める」法第八条第一項第二項）。

その他に関して

(3) 持株会社整理委員会の全面的介入の規定はないこと。

以上の三点は司令部「重要修正提案」以前の交渉の了解のままに成案となった。しかし以下の諸点は未決定のままとなった。

(1) 未払込株金徴収については、すでに日本側（九月一二日大蔵省対案⁽⁸⁾）も払込資本金と同様九〇%の徴収を認めているため、成案の特別損失負担第二順位「資本金の十分の九」には、払込・未払込両方が含まれていて、司令部の未払込資本金一〇〇%切捨て案は撤回されたと思われる。しかし払込資本金切捨てと未払込株金徴収の負担順位や、未払込株金徴収手続などの細部の規定は不明であった。

(2) 資産再評価の具体的基準についての規定は全く定められなかった。

(3) 特別損失の計算の際に計数の判明しない項目、たとえば在外資産（連合軍との交渉未確定）、第二封鎖預金（金融機関の経理処理未確定）、債権（金融機関および他の特別経理会社の経理処理未確定）、賠償指定施設（連合軍の方針未確定）等の損失を中心とする項目は、主務大臣の指定する額⁽⁹⁾によって推計されること（規則第二条）とされたが、その内容は未定であった。

すなわち、未払込株金徴収手続、資産再評価基準、損失評価推計について内容が定まらねば、損失の確定も損失負担の内訳も決まらず、特別損失計算書の確定も整備計画の作成も全くできないこととなる。「企業再建整備法」が成

立し、渡辺武終戦連絡部長は「四ヶ月ニ亘ル討議ノ結論コソニツキタリ」と「日誌」に記したものの、こうした重大な未定部分が今後の交渉に持ち越され、実際の企業再建整備は法案成立後も遅延していったのである。

また「金融機関再建整備法」は、「企業再建整備法」と対応して以下のように定められた。⁽⁹⁾ まず旧勘定資産・負債調査のために旧債権者に債権の内容を申し出させる（同法第二章）。この後金融機関はすべての資産・負債の暫定評価および確定評価をおこなない（同法第三章）、中間処理（損失を負担しなくてもよいと見込まれる整理債務の旧勘定より新勘定または新金融機関への移転）をおこなう（同法第四章）。損失が少なければ第二封鎖預金が第一預金に組み替えられ、預金者が保護され、整備が促進されることになったわけである。残った旧勘定の資産・負債について、金融機関は最終処理方法書を作成し、主務大臣の認可を受け（同法第二七条）、最終処理を以下のように実行する（同法二九条）。すなわち、評価損とその他の損と繰越損を、評価益と積立金で補填し、なお損失が残れば、資本金の九割、法人預金等債権の一定部分、資本金の残額、債権の残額の順で切捨てをおこなって負担する（同法第二三条ないし二五条）。この損失負担過程は企業における特別損失負担に比べてはるかに複雑であった。そして「金融機関再建整備法」における大きな特徴は、戦時補償打切りに基づく金融機関の損失が非常に大きい場合に、旧勘定の損失負担が新勘定に及ばないように、最終的な政府補償が国債証券の交付によっておこなわれるとされたことである（同法第三三条）。政府補償の対象は、旧勘定の新勘定に対する借になっている部分、または新勘定の事業の譲渡等があった場合のこの借に相当する旧金融機関の新金融機関に対する債務の一定部分であって、この債務が政府に補償されることによって新勘定または新金融機関の資産に欠陥が生じることがなくなる。この結果新勘定または新金融機関の自由預金等および第一封鎖預金等の支払いが実質的に確保され、最低限度の大衆預金を守り、金融秩序の保持をおこなうことになると考えられたわけである。さらに、金融機関が資本金の減少をおこなわなければならない場合は、当該金融機関は、旧勘定の最終処理の完

了後の当該金融機関の事業に関し、整備計画書を作成し、主務大臣の認可を受けて実行するとされた（同法第三九条）。

以上のごとく「金融機関再建整備法」は成立したものの、やはり「企業再建整備法」と同様に根本的な未決定部分が残った。暫定評価基準と確定評価基準は未決定であり、未払込株金徴収は一応の規定（同法第二五条第一項第三号）が定められたものの、細部に不明部分が残った。このため金融機関の受ける損失とその負担関係は不確定のままとなった。政府補償は一〇〇億円の限度が決められた（同法第三三条第六項）が、もし金融機関の損失が限度以上に大きくなり、補償が受けられないこととなれば、第一封鎖預金等および自由預金等の支払いを確保して大衆預金を保護するという意図も満たされなくなるかもしれない。かくして企業再建整備と同様に、金融機関再建整備についても根本的な未決定部分がこの後の日本政府と司令部の交渉に持ち越されたのであった。

最後に、戦時補償打切りにより多大の損失を受ける債権者に対しては、個人生活の安定または健全な法人事業の維持を図るため、「特別和議法」が制定された。

(1) 「渡辺武日誌」昭和二年九月一日。

(2) 大蔵省資料Z五二六―四六（『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一七巻「資料(1)」編、八一三ページに収録）。

この「大蔵省対案」が、八月二一日経済関係懇談会了解「企業再建整備法案中の重要問題の処理方針」（第三章第一節参照）を修正した点は、次のとおりである。

(1) 未払込資本金九〇%の損失負担を明示したこと（第一項）。ただし損失負担順位は不明。

(2) 旧勘定に所属する資産の処分益の払戻しを、期間を限定（一カ年）して認めたこと（第五項①）。

(3) 新勘定利益の払戻しについて例外的な場合のみ認めたこと（第五項②）。

その他は基本的に八月二一日了解「処理方針」と同じであり、八月二九日の司令部の修正提案にもかかわらず、九月二一日時点で日本政府は意見をあまり変えていないことがわかる。

(3) 「渡辺武日誌」昭和二年九月二三日。なお「企業再建整備法」に関して九月二六日に日本側と司令部の最終的な折衝が

おこなわれたかもしれない。Memo., for LeCount and Henderson, Comments on the Enterprise Reconstruction and Reorganization Bill, 26 Sep. 1946. (大蔵省資料Z五〇八一四)。なお同文書は、フッシュ、I. T. Bush (反トラスト・カルテル課財関係)と、ルーリン、J. R. Rubin (財政課)のサイン入りの報告書であり、日本側と司令部側の会談について述べられ、会談の内容は法文の解釈の確認、字句修正が多い。ただし会談の日付がなく、九月二六日であるか、それ以前の会談であるか不明である。

(4) 「元大蔵大臣石橋湛山氏講述」(「戦後財政史口述資料」第一分冊)、二二—二三ページ。

(5) 酒井俊彦「企業再建整備法」(酒井俊彦外三氏共著『企業再建整備法・金融機関再建整備法・復興金融金庫法等諸法律詳解』大蔵財務協会、昭和二二年)。大蔵省所蔵日本銀行資料。

(6) 法の対象が拡大した事情について、酒井は次のように述べている(酒井俊彦口述「会社経理応急措置法と企業再建整備法について」(「戦後財政史口述資料」第四分冊)、一四—一五ページ)。

それからもう一つ問題になりましたのは合名会社でございます。私どもが相手をしておりましたフェア・トレードのブッシュという人は非常な勉強家で、日本の商法をばくちよりよく知っておったと思われる位でした。議論がはづみますと、彼はこういう条文があるはずだということで、法律問題を出す。いや、そんなものはないと僕たちが言うと、商法を持ってきて何条を見ろといったわけで、非常に勉強しておりました。それにしても彼はついに合名会社の制度というものがどうしても理解できなかったようでした。合名会社というものはおかしいからこれは全部つぶせという議論をかれは始めまして、これには司法省の一緒に行った吉田君なんかも閉口して弱りましたが、結局合名会社の再建整備法というものは特別に政令ができました、特別の整理方法を講ずることになったのであります。もう一つ似たような問題に、社団法人、特に理研の問題があったわけです。これはさっき申し上げました財閥解体なり集中排除という目的としてこれを使つた一例でありますけれども理研コンツェルン、これを打破しなければいかぬ、理研をこの法律でやれというわけです。ところが理研というものは当時会社法による会社ではないので、どうしてもこの法律は使えないということですのでいぶんけんかをしたのであります、結局これはポ政のような形で理研の解体に関する政令が出まして、全部これによるということになりました。

(7) 企業・金融機関間の債権債務の整理方法について、酒井は次のように述べている(前掲酒井口述、四二—四三ページ)。

それからもう一つ、この再建整備で一番弱ったのは、債権債務の関係をどう整理するかということで、グルグルまわる

のですね。一べん会社の資産をきめて債権を打切る。そうすると銀行の方は債権を打切られる。それが損に立つわけです。銀行の方では打切額があれする。そうするとまた会社が銀行に持っている債権、預金が打切られる。そうするとまた会社側の資産が減る。グルグルまわるのです。それをどうするか。しかしこれはどこかで一つ仮定の線を置いてやり直すほかにはしようがないじゃないかということ、一応企業の方で打切率を公表して、それに基いて銀行その他がまた何かあとで自分のところで整理してみても、財産がこういうふうに変動したからといってまた公告して、二回ぐらいでやめて、あとは違うところは仮勘定か何かで整理するよりはかしようがないじゃないかということをやってしまったのです。前川憲一 物価のはねかえり計算みたいに、無限にやればきりがありません。

酒井 これは実は弱ってしまったのです。ちょうど物価と同じで、グルグルまわって極小値に至るまでなって来るのです。

(8) 大蔵省資料Z五二六—四六。

(9) 賀屋正雄「金融機関再建整備法」(酒井俊彦外三氏共著、前掲書)、大蔵省所蔵日本銀行資料。

第四章 企業再建整備の発足

第一節 資産評価基準

一 日本案と司令部の修正

日本政府も司令部も、企業再建整備は「半箇年ないし一年」で終わるものと考えていた。⁽¹⁾しかし昭和二一年一〇月に成立した「企業再建整備法」は、資産再評価基準、損失評価推計基準、未払込株金徴収手続等根本的な未決定部分が残り、企業整備の発足に至るまでになお日本政府と司令部の折衝が必要となった。右の三つの未決定問題は相互に關係しているが、本節では再評価基準と損失評価推定基準（これらは資産評価基準としてまとめて考えられた）の立案過程を辿ることにする。

資産の再評価は、すでに、戦後の経済混乱に対処する主要政策において、企業の損失の一部を負担する手段として、日本側で何度も考慮が繰り返されていた。すなわち昭和二〇年秋の財政再建構想における大蔵省内の試案⁽²⁾、翌二

一年春の経済危機緊急対策の実施過程における商工省「軍需企業設置資材の評価基準大綱」⁽³⁾、戦時補償打切りをめぐるG案とI案の交渉の過程における大蔵省の種々の概算等⁽⁴⁾で資産再評価が考えられていた。日本政府のこの間の資産再評価についての一貫した考え方は、「時価」による再評価であった。

そして戦時補償打切り決定により、特別損失計算において資産再評価と各種損失評価が実施されることとなり、大蔵・商工両省間で資産評価基準の日本案の検討が開始された。残された資料としては、二一年八月六日商工省案、同月二一日大蔵省案、同月二二日商工省案、同月二二日幹事試案⁽⁵⁾がある。このうち二二日幹事試案別紙「企業再建整備資産評価基準作成に際し考慮すべきこと」は、資産評価に対する考え方を次のように明らかにしている。

企業再建整備資産評価基準作成に際し考慮すべきこと

- 一、評価基準は簡明且客観的であつて評価が可及的に迅速且自動的に行はれ得る如きものであることを必要とする。
- 二、評価基準を何処に置くかといふことは補償打切りに伴ふ損失を何人に負担せしめるかといふことに帰着する。余りに低く評価基準を樹てれば預金者及国の負担を大にする。金銭債権の減価と物財の値上りの関係を考慮しなければならぬ。此の見地からすれば今の物価水準に於て評価することが最も公平かと考へられる。
- 三、評価基準は今後の物価水準と密接な関係がある。今後の安定物価水準を現在より低くするか、高くするか或は据置くかについて確たる方針を樹てなければならぬ。
- 四、今後の安定物価水準が策定せられた場合評価基準は企業の堅実性を確保する為にその安定物価水準より相当低位でなければならぬ。之に関連して今後の企業の収益状況及稼動状況を如何に考慮するかが問題である。
- 五、時価の算定に日銀物価指数を援用するとしてその場合総平均指数を用ゐるか、食糧等を除いた生産財に関する類別指数を用ゐるかといふ問題と基準時を本年一—三月とするか本年一—六月とするかといふ問題がある。
- 六、企業の一部には基準通りの評価を強行し他人資本に累を及ぼさないものは基準以下で任意にやらせるといふ様な二本建では

安定を書しないかといふ問題がある。

七、賠償適用工場は如何に扱ふか今後の国家の補償の方法と関連して問題となる。

低評価ならば金融機関、預金者および国の補償打切りに伴う損失の負担が重くなり、高評価ならばインフレを促進する。よつて「今の物価水準に於て評価することが最も公平」と、基本的に「時価」による再評価を採用していたことが明白である。この八月の両省案における資産評価基準の基本的考えをまとめてみると次のとおりである。

- (1) 処分資産は処分価格（時価または複成価格の七割を超えることは出来ない）。
- (2) 有形固定資産は取得価格（あるいは建設価格）を、物価指数、経過年数、償却率、予定操業率等に応じて換算した推定時価。
- (3) 無形固定資産は帳簿価格。
- (4) 棚卸資産は指定日（特別経理会社が新旧勘定を分離する昭和二一年八月一日。以下同じ）の公定価格を基礎にして計算。
- (5) 株式は最近の一定期間の気配相場より計算。
- (6) 債権は、特別経理会社に対するものは帳簿価格の半分、非特別経理会社に対するものは帳簿価格。
- (7) 第二封鎖預金、在外資産は零。

右のごとく資産評価基準は、第一に、処分損益に關係する資産評価(1)と評価損益に關係する資産評価(2)―(7)の全体を対象としたものであった。そして第二に、資産評価と損失評価（特別損失計算の際に計数の判明しない損失に対する推定評価）を表裏の關係のうちに決定しようとしたものであった。すなわち債権について、特別経理会社に対するものは帳簿価格の五割と評価されたが、残りの五割が特別損失計算の損失と評価されたことになる。また第二封鎖預

金と在外資産は零と評価されたが、いずれも全額損失と評価されたことを意味した。この資産評価基準の基本的な性格は以後にも共通のものであった。

経済界では同じく八月に、経済団体連合会および日本産業協議会が独自に評価基準を検討し、八月二七日「資産評価基準に関する意見」⁽⁶⁾を大蔵省に提出した。同「意見」は、先の両省の案とは細部においてかなり差異があったが、基本的な再評価の考え方は「時価」評価で共通していた。

こうした日本側の評価基準に関する検討が進む中で、八月二九日司令部は突然「企業再建整備法案に対する重要修正提案」を日本政府に提示して、評価基準不採用（政府の決定した評価基準を法律を以て企業に強制することなく各企業の評価の結果を整備計画の認可に際して審査すること）を主張した（本編第三章第二節）。これに対し日本政府は評価基準策定をあくまで求め（九月三日「企業再建整備法案に対する司令部側提案に関する意見」⁽⁷⁾、九月二日「企業再建整備法案に対する司令部側提案に関する大蔵省対案」⁽⁸⁾）、折衝の結果、「企業再建整備法」議会提出に至って、基準を策定すること自体は司令部も認めるところとなった（本編第三章第三節）。

日本政府は速やかに企業再建に着手するため（概ね一月一日を起点としてスタートし、翌昭和二二年三、四月頃には整備計画の認可を終わりたいと予定していた）、「企業再建整備法」議会審議終了間近の一〇月一〇日に「企業再建整備法に基く資産評価基準要綱案」（資料不明）を司令部に提出して了解を求めた。⁽⁹⁾この日本案をめぐる折衝は「企業再建整備法」の公布・施行の後も延々と続いたが、一月二六日に至って経済科学局ルーリン J.R. Rubin 中佐より以下の内容の非公式提案がなされた⁽¹⁰⁾（文中の(甲)は理財局経済課が付したもの——引用者）。

(一) 今後生産を継続する有形固定資産は、取得価格から法定の償却額と戦災による特別損失額及び償却以上の普通に生ずる価値の損耗額との合計額を控除した額を以て評価する。(甲) 即ち法定償却率以上に過度の償却をしてある場合においては超過償却

額に相当する部分について評価益を認めるがその他の場合には原則として帳簿価格にする。

(二) 右以外の資産の評価は原則として日本政府案による。(甲) 取得価格から控除する法定償却の解釈に関しては、尚明確でない点があるが特別償却を含まず、且つ法定の普通償却迄償却をしてゐない資産については、評価下げをしないとの説明があったから結局法定の普通償却を超えた償却額と特別償却額との合計額迄評価上げを認める意と解する。⁽¹¹⁾

(三) 右の提案は、経済科学部の一致した意見に基づくものであるがこれを司令部の意見として取纏め日本政府に対する正式の回答とするには、手続上尙最少限度二―三ヶ月を要する見込である。しかし若し日本政府が前回の案を右のように修正して再提出するならばそれに対し数日後には正式の承認を与へ得るであらう。

又日本政府がこの提案に応じない場合も結果は同じことになると思ふ。

有形固定資産について、取得価格を物価指数、経過年数、償却率、予定操業率等で換算して推定「時価」に再評価し、評価益を大きく出して損失を埋めようと考へた日本案に対し、司令部は、法定償却率以上の償却額以外は再評価益を認めず、有形固定資産は原則的に帳簿価格そのままとすることを命じたわけである。酒井俊彦はこの間の交渉の状況を次のように述べている。⁽¹²⁾

この評価基準につきましては、われわれは当然にその当時の時価によるべきだということを考へておいて、割合に簡単にできるものだと考へておいたのでありますが、司令部側としましては、時価ではいけない。簿価でやれということ、この交渉にはとんど三箇月以上も費しました。相手は主として当時アンティ・トラスト・ディヴィジョンといましたか、最後はフェア・トリード・ディヴィジョンといたのですが、その課長のウエルシュの下の次長になったブッシュという人です。本来の主管者は司令部金融課のルーリンという中佐だったので、この人はほんとうの兵隊でこの種の問題はほとんどわからない。占領のほとんど最後までアリソンという人がいましたが、当時中尉か何かで閉鎖機関から参加しておりました。で、ブッシュが中心でやっておったのでありますが、ブッシュの考え方は、日本の経済を再建するために新しくできる会社の資産構成は、あまり評価増

しをしてはいけない。つまり評価を低くすることによって生産コストをさげ、競争力を強めるというところをねらうべきである。それには、低水準の簿価で資産を構成すべきじゃないかということ、これをしきりに主張していました。こちらとしては、いやそうじゃない、今度の会社の整理で迷惑をこうむるのは旧債権者である。ことに破産を停止させたり、担保権の実行を差止めたりする措置を講ずるのである。つまり、再建整備法で担保権を全部消してしまった。会社がいよいよ整理されることと、これは当然時価で処分するのでそれを今さら簿価で新会社を整理するということは、株主に不当な儲けをさせるだけのことじゃないか。むしろ本来の関係からいえば、株主は会社の損金全部を引っかぶって会社と運命を共にすべきだ。それを会社の株主が含み益をもらって、一方会社にたいする債権者が全部会社の損をひっかぶるといふことは、公平の原則からいってどうも容認しがたいということで、同じ議論ばかり繰返して三箇月位対立したわけです。こちらとしてはいろいろの物価指数をつくったり、償却年限その他の詳しい表をつくったりいたしまして、丁度再評価をやったときにつくったような評価表をつくって、司令部と討議したのですが、どうしても聞き入れられない。最後にはこれは司令部の方針であるということどうとう押し切られてしまいました。

二 企業再建整備資産評価基準(案)

当時、固定資産再評価の有無により損失負担は次のように変化すると考えられていた。すなわち、特別経理会社の特別損失負担を業種別に推計した調査に基づいて、棚卸資産を公定価格で再評価した場合をA評価、それに加えて固定資産を再取得価格で時価評価した場合をB評価として計算する(表4-1)と、固定資産再評価がおこなわれないと、全業種平均で資本切捨率は八%(A評価六二%、B評価五四%)上昇し、旧債権切捨率は三%(A評価二七%、B評価二四%)上昇するとされた。また、これと同じ推計方法で損失負担程度を会社数で見ると(表4-2)と、固定資産再評価の

ある場合(B評価)は、評価換後特別損失が生じる会社は六六・一%、このうち資本九〇%までで特別損失を負担できる会社は二九・七%、債権七〇%までで負担する会社は二三・八%、資本一〇〇%までで負担する会社は一・五%、債権一〇〇%までで負担する会社は五・六%、特別損失を負担できない会社は五・四%と考えられた。しかし固定資産の再評価を認めない場合(A評価)には、評価換後特別損失が生じる会社は七三・八%(七・七%増、調査対象一〇三二社のうち八〇社増)と増大し、以下同様に負担程度を見ると、資本九〇%まで三三・五%(三・八%増)、債権七〇%まで二五・八%(二%増)、資本一〇〇%まで一・八%(〇・三%増)、債権一〇〇%まで六・三%(〇・七%増)、そして特別損失を負担できない会社は六・四%(一%増、調査対象一〇三二社のうち一〇社増)と、いずれも増大すると考えられた。

日本政府は、司令部提案を否定してなお二、三カ月も企業再建整備が遅延した場合に生ずる社会的・政治的・経済的悪影響を考慮して、以下の条件を付して司令部提案を容認することを適当と考えた。⁽¹³⁾

一、特別損失を補填する限度においては、「一回限り」と原文に手書きで加筆——引用者)棚卸資産の評価に対しては課税しない。

(四) 企業再建整備法においては、評価益に対し法人税、営業税を課さないことになつてゐるが(同法第三十九条第三項)、戦時補償特別措置法においては、商品その他命令で定めるものの評価益に対して法人税、営業税及び特別法人税を課すことになつてゐる(同法第五十六条第二項)。この間の調整に関しては、既に司令部に対し申入れをなしたが本件は評価基準と併せて決定するということが未だ回答に接してゐない。

(欄外メモ)「アップレナクテモ良イ会社ラツブシタクナイトイフ考へ方デ行ク」——引用者)

二、価格差益処理規則⁽¹⁴⁾に基づく国庫納付金及び価格平衡資金積立金は出来る限りこれを免除若しくは軽減し、これを評価益に繰り入れて特別損失の補填に充当せしめる(少くとも旧債権に損失を負担せしめる段階においてはこれを免除するものとする)。

表 4-1 業種別特別損失負担

業種	会社数	公称 資本金	未払込 資本金	特別損失 負担債権 総額	評価換え をしない 場合の特 別損失	評 価 益	
						A評価	B評価
鉱業	18	1,395,900	241,294	2,204,188	1,847,245	516,498	975,019
採石採取業	1	10,000	2,500	4,270	2,067	500	1,190
工業	34	537,826	97,829	1,051,763	704,216	443,998	627,401
紡績工業	96	1,419,114	184,845	4,411,872	2,370,381	506,243	770,612
電気機器通信	55	1,331,182	271,839	4,385,238	2,983,956	1,650,597	1,998,546
造船	27	264,380	63,012	586,628	321,898	273,347	335,005
航空機	76	518,587	89,210	1,848,772	1,457,741	288,653	419,154
工作機械	48	237,080	36,950	496,460	401,098	115,831	172,801
その他機械器具	141	1,152,243	139,183	2,414,392	1,645,956	974,940	1,268,253
兵器及部品	35	273,258	11,185	853,941	767,168	250,789	303,782
化学工業	17	205,610	53,567	230,978	140,478	86,677	167,282
窯業	134	2,415,147	442,782	5,754,610	3,983,067	1,044,778	1,540,490
材料製本品	11	38,100	13,712	89,053	46,147	8,771	11,527
印刷及木製品	4	7,900	4,249	21,951	23,353	2,395	18,494
食料及瓦	38	145,672	21,559	190,514	88,355	72,402	119,543
電気及他業	30	41,625	44,595	91,234	56,755	42,609	62,259
農林業	7	31,000	8,414	45,730	29,523	34,506	38,746
水産業	—	—	—	—	—	—	—
交通業	11	11,846	1,137	14,273	9,392	4,184	13,794
陸海運業	19	514,595	16,495	471,143	900,062	2,866	129,778
その他業	5	57,500	750	28,990	35,791	1,810	19,407
商	105	458,902	42,610	2,284,008	797,558	38,627	100,342
物産販売業	16	124,900	3,325	117,265	71,252	186	11,333
不動産業	19	21,500	2,893	138,039	73,538	10,463	12,063
倉庫業	4	57,500	5,000	17,712	44,427	—	1,574
金融業	1	3,000	—	31,058	22,818	—	—
その他商	42	156,866	23,480	1,526,111	1,335,102	8,425	24,510
雑業	38	98,065	3,697	194,587	94,533	60,848	79,726
合 計	1,032	11,529,318	1,786,112	29,504,780	20,253,877	6,440,943	9,222,631

(注) 1. 本表は、勧銀・興銀・正金・三菱・帝国・安田・三和・住友8行の代表
いて集計した。
2. 業種は、終戦当時営んでいた主な事業を、「臨時資金調整法」の部門別に
3. 特別損失計算の基礎となる資産の評価基準は、①特経会社・金融機関・
式は簿価の10%、③在外資産は、資産・負債の差引勘定で資産の部に計上
0、⑤第二封鎖預金は全額0、として計算した。
4. 所有株式中、特経会社・金融機関・閉鎖機関の発行する株式で、未払込
徴収する特経会社の未払込徴収不能見込額は考慮していない。
5. 「A評価」とは、棚卸資産を公定価格(価格差益相当額を控除)に評価換
ぞれ評価換えすること。したがって、A評価とB評価の評価益の差額は、
6. 棚卸資産の評価益に対する税金、指定時をもって終了する事業年度の益
7. 資本負担率は、資本負担額が公称資本金に占める比率、旧債権負担率は
出所：大蔵省資料Z526-29-6(「公称資本金」「未払込資本金」合計計数は整合した

計算調(昭和21年12月14日調査)

(単位 千円, %)

特別損失		A評価の場合の負担計算				B評価の場合の負担計算			
A評価の 場合	B評価の 場合	資 本	負担 率	旧債権	負担 率	資 本	負担 率	旧債権	負担 率
1,330,747	1,074,782	888,254	63.6	442,495	20.1	726,754	52.1	348,028	15.8
1,567	877	1,567	15.7	—	—	877	8.8	—	—
464,348	349,689	263,233	48.9	201,115	19.1	172,109	32.0	177,580	16.9
1,935,522	1,732,435	897,967	63.3	1,037,555	23.5	745,121	52.5	987,314	22.4
1,500,932	1,250,766	924,144	69.4	576,788	13.2	875,047	65.7	375,719	8.6
146,191	115,283	87,521	33.1	58,670	10.0	63,091	23.9	52,192	8.9
1,191,706	1,075,160	338,053	65.2	853,653	46.2	313,987	60.5	761,173	41.2
305,513	262,408	146,031	61.6	159,482	32.1	134,463	56.7	127,945	25.8
1,002,762	859,256	506,977	44.0	495,783	20.5	438,111	38.0	421,145	17.4
528,448	478,123	221,425	81.0	307,023	36.0	212,408	77.7	265,715	31.1
72,403	25,939	65,073	31.6	7,330	3.2	18,856	9.2	7,083	3.1
3,177,200	2,876,503	1,577,026	65.3	1,600,174	27.8	1,383,149	57.3	1,493,354	26.0
41,906	39,658	22,365	58.7	19,541	21.9	21,558	56.6	18,100	20.3
22,789	5,768	6,636	84.0	16,153	73.6	5,673	71.8	95	0.4
68,972	51,495	44,196	30.3	24,776	13.0	27,496	18.9	23,999	12.6
29,427	24,044	13,080	31.4	16,347	17.9	10,611	25.5	13,433	14.7
19,363	15,123	15,099	48.7	4,264	9.3	13,184	42.5	1,939	4.2
7,551	3,793	6,582	55.6	969	6.8	3,214	27.1	579	4.1
897,257	774,344	466,017	90.6	431,240	91.5	425,964	82.8	348,380	73.9
33,961	17,395	33,112	57.6	849	2.9	16,649	29.0	746	2.6
758,931	697,216	334,064	72.8	424,867	18.6	323,389	70.5	373,827	16.4
71,066	62,809	51,128	40.9	19,938	17.0	42,967	34.4	19,842	16.9
68,305	61,866	16,622	77.3	51,683	37.4	16,224	75.5	45,642	33.1
44,427	42,851	31,764	55.2	12,663	71.5	30,188	52.5	12,663	71.5
22,818	22,818	2,700	90.0	20,118	64.8	2,700	90.0	20,118	64.8
1,326,677	1,310,592	148,449	94.6	1,178,228	77.2	142,921	91.1	1,167,671	76.5
82,751	68,801	44,655	45.5	38,096	19.6	35,930	36.6	32,871	16.9
15,153,540	13,299,794	7,153,740	62.0	7,999,800	27.1	6,202,641	53.8	7,097,153	24.1

者が特別管理人である特別経理会社(各行重複分を除く)につき調査し、日銀にお
従い分類。
閉鎖機関に対する債権は簿価の50%、②特経会社・金融機関・閉鎖機関の発する株
されたもののみを0、④賠償指定物件は、機械装置およびこれと一体をなす建物を
株金あるものは全額徴収されるものとして特別損失に計上、ただし、未払込株金を
えすること、「B評価」とは、棚卸資産を公定価格に、固定資産を再取得価格にそれ
固定資産の再取得価格で評価した場合の評価益となる。
金に対する税金は考慮していない。
旧債権負担が特別損失負担債権総額に占める比率。
いが原表のまま)。

表 4-2 特別損失負担程度別

業 種	調査対象 会社数	特別損 失の生 じない 会 社	評価換えにより特別		特 別	
			損失の生じない会社		A 評	
			A評価の 場 合	B評価の 場 合	資本90% ま	債権70% ま
鉱 業						
採 鉱 業	18	—	—	3	9	5
土 石 採 取 業	1	—	—	—	1	—
工 業						
紡 績 工 業	34	2	11	14	12	3
金 属 工 業	96	5	21	28	37	24
電 気 機 器 通 信 機	55	2	15	17	11	18
造 船	27	—	7	10	9	9
航 空 機	76	2	9	15	22	29
工 作 機 械	48	3	7	11	16	19
そ の 他 機 械 器 具	141	12	43	58	43	33
兵 器 及 部 品	35	1	3	4	10	18
窯 業	17	1	4	5	7	2
化 学 工 業 品 本	134	12	40	53	44	28
製 材 及 木 製 品 本	11	—	1	3	5	3
印 刷 及 製 本	4	—	1	1	1	1
食 料 品 瓦 斯 業	38	3	10	13	16	5
電 気 及 他 工 業	—	—	—	—	—	—
そ の 他	30	3	6	10	12	4
農 林 業	7	—	2	2	3	—
水 産 業	—	—	—	—	—	—
交 通 業						
陸 運 業	11	1	2	5	6	1
海 運 業	19	—	1	2	4	5
そ の 他	5	—	—	1	4	1
商 業						
物 品 販 売 業	105	14	12	13	31	27
不 動 産 販 買 業	16	1	—	2	9	2
貿 易 業	19	—	2	2	8	7
倉 庫 業	4	—	—	1	3	—
金 融 業	1	—	—	—	—	1
そ の 他 商 業	42	—	—	—	7	16
雑 業	38	8	3	7	16	5
合 計	1,032	70	200	280	346	266
構 成 比 (%)	(100.0)	(6.8)	(19.4)	(27.1)	(33.5)	(25.8)

出所：前表と同じ。

会社数 (昭和21年12月14日調査)

損 失 負 担 程 度								
価 の 場 合			B 評 価 の 場 合					
資本 100% ま	債権 100% ま	特別損失 を 負 担 し き れ な い	資本 90% ま	債権 70% ま	資本 100% ま	債権 100% ま	特別損失 を 負 担 し き れ な い	
—	2	2	6	5	—	2	2	
—	—	—	1	—	—	—	—	
—	2	4	9	3	—	3	3	
1	2	6	35	19	—	5	4	
2	4	3	12	17	1	4	2	
1	1	—	7	9	—	1	—	
2	5	7	18	27	3	4	7	
—	2	1	13	19	—	1	1	
—	6	4	36	28	—	3	4	
—	3	—	11	17	—	2	—	
—	2	1	7	1	1	1	1	
2	2	6	38	23	—	2	6	
—	2	—	3	4	—	1	—	
—	1	—	2	1	—	—	—	
1	2	1	13	6	1	1	1	
—	—	—	—	—	—	—	—	
—	3	2	9	4	—	3	1	
1	—	1	4	—	—	—	1	
—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	1	4	—	—	—	1	
2	5	2	3	8	1	4	1	
—	—	—	3	1	—	—	—	
5	8	8	32	27	4	7	8	
1	1	2	7	2	1	1	2	
—	1	1	8	7	—	1	1	
—	—	1	2	—	—	—	1	
—	—	—	—	1	—	—	—	
1	10	8	10	13	1	11	7	
—	1	5	14	4	2	1	2	
19	65	66	307	246	15	58	56	
(1.8)	(6.3)	(6.4)	(29.7)	(23.8)	(1.5)	(5.6)	(5.4)	

(欄外メモ①)「此ノ点ダケが物価庁、主計局トノ話合ヒヲ要ス」②「内容悪イ会社——扶桑金属等ガ価格差益ガ多イ、且國ノ懐カラ言ヘバ、之ヲトツテモ金融機関ヘノ補償ガ多クナレバ問題ハ同ジコトデアル」——引用者)

三、金融機関、船会社等棚卸資産のないもの又は極めて少いものに対しては、或る程度固定資産の評価増を考慮する。

(欄外メモ)「金融機関ニ見込アリ 船会社ハ駄目」——引用者)

四、企業の資産評価が低い結果金融機関に対する国家補償が一〇〇億の限度を超える場合には、その限度を引上げ、第一封鎖預金に対しては絶対に損失を及ぼさないこととする。

五、評価が低いことに因つて生ずる株主と旧債権者との間の負担の不公平及び解散する企業の株主と存続する企業の株主との間の資産の含み利益享受の有無の不均衡については、是正の方法を講ずる。例へば特別損失を負担した旧債権者の残存債権の株式への転換、存続する企業の株主に対する特別課税等の方法を考慮する。

(欄外メモ①)「株主ハ将来ニ亘ツテノ含ミヲ享受スル」——引用者)

右の日本政府の判断により、有形固定資産についての司令部提案をとり入れて昭和二二年一月六日理財局経済課「企業再建整備資産評価基準(案)」⁽¹⁵⁾が作成され、若干の修正の後一月一七日閣議決定案となり、同日膳経済安定本部長官からマーカット経済科学局長宛覚書として司令部に提出された。

右の閣議決定された資産評価基準案は、前年八月立案段階の大蔵・商工両省案と比較して、有形固定資産について大きな修正があったほかに、次の特徴がみられた(前年一〇月司令部に提出された日本案においてすでにこれらの特徴があったと思われるが資料不明)。

- (1) 処分資産、無形固定資産、債権に関して、新旧勘定により評価基準が区別された。
- (2) 株式と債権に関して、特別経理会社が特別損失概算をおこなつて金融機関等に通知する場合(「企業再建整備法」第九条、「同施行規則」第二条—第四条)の暫定基準と、整備計画において確定計算する場合の確定基準が区別された。

た。

- (3) 評価を「可及的に迅速且自動的」(昭和二二年八月二二日「幹事試案」)におこなうために具体的数値が明確にされた。たとえば処分(販売)費用および利益を合計一割五分と見なして、①新勘定に所属する流動資産で評価時までに処分済のものは処分価格の八割五分、②製品は指定時における公定価格から一割五分を控除、と評価された。

- (4) 備考において評価基準に定める価格以下に資産を評価してもよい場合が認められ、評価基準は評価換の最高限度を示すことが明確となった。

日本政府は一月一七日閣議決定案を若干修正の後、政府案として二月八日に中央経済再建整備委員会(「企業再建整備法」第四四条、昭和二二年二月四日勅令第四一号「経済再建整備委員会官制」に基づき二月五日設置)に諮問(同委員会諮問第一号)し、同日承認を受けた。⁽¹⁸⁾この承認された政府案における実質的な修正点は次の二点であった。

- (1) 新勘定に所属する流動資産であつて評価時までには処分済の資産の評価を、「処分価格の八割五分」から「処分価格から処分に要した費用(間接費を含む)と五分を基準とする利潤額との合計額を控除」と修正。
- (2) 棚卸資産を公定価格に評価換えする場合の評価時点を、「指定時」(昭和二二年八月一日、以下同じ)から「評価時」に修正。

第(1)項の処分資産の評価基準はこの後さらに修正された。第(2)項は、加速するインフレの中で棚卸資産を公定価格に評価換する場合、評価時点を「指定時」から「評価時」に修正して「時価」評価に近付けたものである。日本政府は、有形固定資産については司令部命令を受け入れて、法定償却率(強制償却率)⁽¹⁹⁾どおりの償却をしている場合は帳簿価格そのまま(法定償却率以上の償却額は評価益として認める)と評価したが、代わりに棚卸資産についてはなおも「時

価」主義を主張し、評価益を増加させて、旧債権者（および株主）の負担を軽くしようと思われ。

三 「企業再建整備法に基く資産の評価換に関する認可基準」

この後、資産評価基準問題は、①処分資産、②棚卸資産、③在外資産および在外負債、④未払込株金等に関してさらに日本政府と司令部の交渉が続き、企業再建整備はなお遅延することとなった。日本政府は、次節で述べるごとく二月二四日、未払込株金に関する中央経済再建整備委員会の決定を経て、三月五日に企業再建整備関係諸法案を一括して司令部に提出するに至った。四月一日より交渉が始まり、資産評価基準は司令部の承認を得て、四月一六日中央経済再建整備委員会で決定され、即日主務省より「企業再建整備法に基く資産の評価換に関する認可基準」⁽²⁰⁾（昭和二三年四月一六日理秘第四九二号）として関係各庁に公式通牒されると共に、新聞で公表された（なお、未払込株金の取扱については、次節で述べるごとく、司令部交渉の結着が遅れ、未払込株式の評価基準は、この「認可基準」から除外されていた）。

四月一六日「認可基準」の二月八日政府案に対する主要な修正点は、次のとおりであった。⁽²¹⁾

- (1) 二月八日案では、旧債権に特別損失を負担させない限り（すなわち特別損失が公称資本金の九割を超えない限り）基準以下の評価を認めることになっていたが、四月一六日「基準」では、未払込株金を徴収して特別損失を補填することにすれば（すなわち特別損失が払込資本金の九割を超えれば）基準以下の評価換は認めないとされた。この修正は、後述の二月二四日経済再建整備中央委員会決定——未払込株金徴収は特別損失が払込資本金の一〇分の九を超えた場合におこなうこと——を受けておこなわれたものであり、未払込株式の株主の負担を軽減する処置であった。

- (2) 指定時後評価時まで処分済の資産（旧勘定に所属する資産および新勘定に所属する棚卸資産を除く）および整備計画で処分を予定された資産は、二月八日案では「処分（見込）価格から処分（見込）費用を控除」とされていたが、四月一六日「基準」では「処分（見込）価格から一割を基準とする適正なる処分（見込）費用を控除」とされた。

- (3) 新勘定に所属する棚卸資産であって評価時迄に処分済のものは、二月八日案では「処分価格から処分に要した費用と五分を基準とする利潤額を控除」とされたが、四月一六日「基準」では「指定時現在における公定価格から一割五分を基準とする適正なる処分費用及び処分利益の合計額を控除」とされた。以上第(2)、(3)項の処分資産に関しては後にさらに修正がおこなわれた。

- (4) 棚卸資産は、二月八日案では「評価時」における公定価格に基づく評価を日本政府が主張したが、四月一六日「基準」では、新勘定に所属する棚卸資産は「指定時」の公定価格と一月一七日閣議決定案に戻され、旧勘定に所属する棚卸資産のみ「評価時」の公定価格とされた。日本政府の主張は、司令部に半分受け入れられた形になった。

- (5) 「企業再建整備法」第九条の規定により金融機関に通知する際の評価について、二月八日案では閉鎖機関に対する債権および閉鎖機関の発行する社債は債権額の五割、閉鎖機関の発行する株式は払込額の一割とされたが、四月一六日「基準」では閉鎖機関に対する評価は厳しくなり、損失を大きく見込んで、右の債権は三割、社債および株式は零と評価して金融機関に通知することとなった。

四月一六日「基準」に対してその後更に修正あるいは追加が加えられた。まず不明確な部分が残っていた在外資産および在外負債の評価については、司令部との打合せを経て四月一八日に以下のごとく閣議決定された。⁽²²⁾

企業再建整備法における在外資産及び在外負債の取扱に関する件

- 一、企業再建整備法による特別損失を処理するに当つては、特別損失を負担して打切られる旧債権のうちから、当該会社にとつて在外負債となる債権を除外する。
- 二、特別損失の計算には、指定時現在における貸借対照表の資産の部に在外資産を、負債の部に在外負債を両建として計上してゐる場合に在外資産が在外負債を超えるときは、その差額を零とし、資産の部に差引戻のみを在外資産として計上してゐる場合には、その計上額を零と評価する。
- 三、在外負債が在外資産を超過してゐる場合には、その差額に相当する金額は、特別損失を填補せしめず、特別勘定として整理し、政府の許可を受けなければ、その取崩しをすることができないものとする。
- 四、前号の場合において、将来在外負債超過額の取立のないこととなつたこと等により、企業に利益を生ずるに至つた場合において、特別損失を負担して打切られた旧債権者に割戻し尚残額があるときは、国庫に帰属せしめる等の措置を講ずる。
- 五、以上の場合における在外負債は、左に掲げるものとする。
 - (一) 外国（主務大臣の指定する地域を含む。以下同じ。）に居住する者又は外国に本店若しくは主たる事務所のある法人の特別経理株式会社に対する債権。但し、内地（主務大臣の指定する地域を除く。）にある支店に係るものを除く。
 - (二) 外国を履行地とする特別経理株式会社に対する債権
 - (三) 当該債権の債権者について会社経理応急措置法施行令第二十五条第九号の規定により在外資産となる債権
尚在外資産の定義については会社経理応急措置法施行令第二十五条による。
- 六、以上の場合において在外資産及び在外負債に関しては、何れも指定時の貸借対照表に計上されたものについて、その記帳価額によつて計算するものとする。
- 七、本件は特別経理会社の在外資産負債の処理であつて金融機関の在外資産負債については別に定めるところによるものとする。

（本件は連合国最高司令部経済科学部担当官との会議において打合せ済みである）。

この問題に関する日本政府と司令部の交渉について、酒井俊彦は次のように述べている。⁽²³⁾

それからもう一つ大きな問題は在外財産の問題で、これにつきましては、まだ当時これがどのように処分されるのか、取扱いが全然不明でございましたので、私ももどろいふうに規定していいかはっきりわかりませんでした。そこで司令部の方に、どうするつもりだということやたび念を押ししたのでありますが、司令部としても、どうもよくわからぬ。これは個人的なことになります。ブッシュなんかは、もし在外財産がとられるならば、日本が持っている在外負債は、少くとも在外資産に見合うだけのものはまけてもらうのが当然だ。それを在外財産はとるわ、債務は認めるといふ主張を連合国がしたのでは日本は破産してしまふ。これは飛んでもないことだということを言っておりました。しかしこれが、個人の意見で、正式にこれをきめるとなると、司令部としては当時CPC（民間財産管理局 Civil Property Custodian——引用者）これが非常にうるさいところで、かつ、非常な権力を持っていたわけですが、これがとうてい聞いてくれまいし、そんな問題でがたがたしていましたので、その実施が遅れるだろうということでした。で会社の再建整備では一応在外財産はゼロにする。それから対外債務については追つて勅令で定めるまでは切り捨てない。が、それは一応たな上げとする。株主についても同じように外国の株主についてはたな上げということ、その当時の困難を乗り越えて来たわけです。これは結局今日に至るまで問題としては片づかなかつたので、対外債務の問題は結局講和条約の十八条で、お互いにその解決についてすみやかに協議をするというふうなことで終つたのでありますが、当時はこれがなかなかの問題で、ブッシュ、アリンソン両氏とも非常に取扱いに弱っていたようであります。（中略——引用者）

実際に考えてみますと金融機関の方は多少よかつたのですけれども、債権と債務の相手が違ふのです。アメリカに財産を持ち、支那に債務を持っていた場合に、アメリカと支那との間で相殺してくれということ、なかなか実際問題としてはむずかしい。再建整備法としては在外財産をとるといふのなら、とる方の国でそういう問題を片づけてもらおうじゃないかというようなことで、全体の債権債務を一括して、在外財産を比較して整理してしまつたわけです。

なお昭和二六年八月一〇日大蔵省理財局経済課の調査「特別経理会社の在外資産、在外負債⁽²⁴⁾」によると、特別経理会社四七六二社中四五九八社（昭和二四年一二月末までに整備計画を提出した会社）の在外資産は九四億七二〇〇万円、在外負債は一四億七七〇〇万円、特別損失に計上された在外資産純損失は昭和二六年三月末現在で八四億一二〇〇万円にのぼった。

修正が繰り返されていた処分資産の評価については、さらに「企業再建整備法施行規則の一部改正」（昭和二年五月三十一日大蔵・司法・厚生・農林・商工・運輸省令第一号）および「企業再建整備法に基く資産の評価換に関する認可基準の修正に関する件」⁽²⁵⁾（昭和二年六月二五日理秘第一〇〇六号）によって修正が加えられ、最終的な評価基準は以下のとおりとなった。

- (1) 旧勘定に所属する資産で、指定時後評価時までには処分済の資産は、処分損益が旧勘定に計上され、この部分はそのまま特別損失計算に算定される（「企業再建整備法」第三条）ため、資産評価としては従来から帳簿価格とされていた。
- (2) 一方、新勘定に所属する資産で、指定時後評価時までには処分済の資産は、処分損益が新勘定に計上されるが、この部分はこのままでは旧勘定に帰属せず、特別損失計算に算定されなかった。このため五月三十一日、「企業再建整備法施行規則」を改正して（大蔵・司法・厚生・農林・商工・運輸省令第一号）、指定時後評価換に関する計算をおこなう時までには新勘定に所属する会社財産の処分・滅失・毀損・損壊・変敗などによって生じた損失金または利益金は、旧勘定の貸借対照表の資産の部の未整理受取勘定に計上した金額および新勘定の負債の部の未整理支払勘定に計上した金額から、それぞれ減額または加算する操作を通じて旧勘定に帰属することとされた（「施行規則」第八條の二）。かくして新勘定に所属する資産で指定時後評価時までには処分済の資産も、資産評価としては帳簿価格となり、指定時後評価時までには処分済の資産は、新旧勘定ともに、資産評価としては帳簿価格に統一された。

(3) 旧勘定の新旧勘定併合までの処分予定資産は、四月一六日「基準」では、処分見込価格より一割を基準とする処分見込費用を控除するとされたが、新旧勘定併合までに処分費用は旧勘定の総損金として計上される（「施行規則」第二条第一号ト四）から、資産評価で費用を控除すると重複することになる。よって同資産の評価は処分見込価格とされた。⁽²⁶⁾

(4) そして最後に新勘定の新旧勘定併合までの処分予定資産および旧勘定の新旧勘定併合後の処分予定資産の評価は、四月一六日「基準」と同様に、処分見込価格から一割を基準とする適正な処分見込費用を控除した額とされた。

処分資産の評価に関して繰り返された修正は、日本政府と司令部との意見が対立したのではなく、新旧勘定それぞれにおける処分損益と評価損益を合理的に処理する方策を見出すまでの混乱によるものであったと考えられる。

右のほか、六月二五日の「認可基準」の修正（理秘第一〇〇六号）には、次の点が含まれていた。旧勘定の棚卸資産のうち製品は、四月一六日「基準」では、公定価格からその一割五分を基準とする適正なる販売費用（一割）および販売利益（五分）を控除した額で評価することとなっていた。しかし新勘定の場合には処分利益のうち五分に相当する額は新勘定利益として留保し他を特別損失補填に充当することであり、整理勘定である旧勘定より生ずる利益は全額特別損失を補填するので、五分の利益を控除して留保する必要はない。かくして旧勘定所属の製品に付ては評価時公定価格から一割を控除した額で評価することに変更された。また、後述のごとく未払込株金徴収問題が五月一二日に解決したため、四月一六日「基準」で除外部分のあった株式の評価基準が次のように修正追加された。

A 特別経理株式会社が発行する株式は、企業再建整備法の規定に基づいて行はれる当該会社の減資後の払込金残存見込額とする。但し、未払込株式についてはその株式数に企業再建整備法施行規則第三条第九号の割合（「特別損失概算額のうち知れたる特別損失負担債権の債権者の負担となる額」の、「知れたる特別損失負担債権総額」に対する割合——引用者）を乗じた数に相当する株式は零、その他の株式は減資後の払込金残存見込額とする。

(原注) 企業再建整備法第九条の規定により、金融機関等に通知する際の評価は、仮に額面額の一割として計算する。但し未払込株式についてはその株式数の二分の一に相当する株式は零、その他の株式は払込額の一割として計算する。

B 金融機関の発行する株式については金融機関再建整備法の規定に基づいて行はれる当該金融機関の減資後の払込金残存見込額とする。但し未払込株式についてはAの但書、企業再建整備法第九条の規定により金融機関等に通知する際の評価はAの(原注)を準用する。

C 閉鎖機関の発行する株式は整理後の払込金残存見込額とする。

(原注) 企業再建整備法第九条の規定により、金融機関等に通知する際の評価は、仮に零として計算する。

(1) 伊原隆口述「終戦後の資金統制」昭和二六年八月一日（「戦後財政史口述資料」第四分冊）、一四ページ。

(2) 金融局産業資金課「新日本財政経済再建計画要綱（第一次試案）」昭和二〇年一〇月一五日（大蔵省資料Z五二一―二九七）。

(3) 『朝日新聞』昭和二一年三月二八日。

(4) 理財局経済課「補償の対象となる金額概算」昭和二一年五月二五日（大蔵省資料Z五二六―四―二、「昭和財政史―終戦から講和まで―」第一一巻、二二六―三二二ページ参照）、大蔵省「補償打切の企業に及ぼす影響」（I案参考資料）昭和二一年六月一七日（同前。前掲書、第一七巻「資料(1)」七二―一二二ページ収録）、「経済再建措置に関する計数資料」昭和二一年八月（大蔵省資料Z五二六―四―八）、など。

(5) 大蔵省資料Z五二六―二九―四。商工省は固定資産の再評価基準と、処分資産の評価基準を中心とした案を提示し、大蔵

省はほぼ全資産の評価基準に関する案を作成した。

(6) 大蔵省資料Z五二六―四―六。

(7) 同前。前掲書、第一七巻、八〇八―一一一ページ。

(8) 同前。前掲書、第一七巻、八一三―一三三ページ。

(9) 大蔵省「企業再建整備の促進について司令部へ申入れ案次官室討議資料」昭和二二年四月二二日（大蔵省資料Z五二六―四―八。前掲書、第一七巻、八三二―三三五ページ）。なお、資産再評価基準日本案が司令部に提出された日付は、次の注(10)の資料によると昭和二二年一〇月一日（企業再建整備法が貴族院を通過した日）となっている。

(10) 理財局経済課「企業再建整備法に基く資産評価基準に対する司令部の提案に関する件」昭和二二年一月七日（大蔵省資料Z五二六―二九―四）。

(11) 法定普通償却額は、一月一七日閣議決定案以後「会社固定資産償却規則」（昭和一七年九月一日閣令第二一号）に基づく強制償却額と定められた（二二年二月二五日付日銀資金調整局作成の「資産評価基準取扱の件」（資会第三一号）——大蔵省所蔵日本銀行資料——による）。強制償却額とは同規則第七条に定められた標準償却額に同規則第一五条の割合を乗じた額であった。「会社固定資産償却規則」第一五条は左のとおり。

第十五条 本令ニ依リ会社ノ為スベキ償却ノ金額ハ当分ノ内第二条第一項本文ノ規定ニ拘ラズ標準償却額ニ左ノ各号ニ定ムル割合ヲ乗ジテ得ベキ金額ヲ下ラザル金額トス

- 一 地方鉄道事業、軌道事業、電気供給事業又ハ瓦斯事業ヲ営ム会社ニ在リテハ百分ノ五十但シ地方鉄道事業、軌道事業、電気供給事業又ハ瓦斯事業以外ノ事業ヲ併セ営ム会社ニ在リテハ当該会社ノ固定資産ノ帳簿価額ノ総額ニ対スル地方鉄道事業、軌道事業、電気供給事業又ハ瓦斯事業ノ用ニ供スル固定資産ノ帳簿価額ノ合計額ノ割合ヲ百分ノ五十ニ乗ジテ得ベキ割合ト当該会社ノ固定資産ノ帳簿価額ノ総額ニ対スル其ノ他ノ事業ノ用ニ供スル固定資産ノ帳簿価額ノ合計額ノ割合ヲ百分ノ七十二乗ジテ得ベキ割合トヲ合計シタル割合トス
- 二 前号ニ掲グル会社以外ノ会社ニ在リテハ百分ノ七十

従って標準償却額全額を償却していた普通の事業では三〇パーセントの評価益を計上し得ることとなった（GHQ/SCAP, History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan, #40, Financial Reorganization of Corporate Enterprise, p. 34）。

- (12) 酒井俊彦口述「会社経理応急措置法と企業再建整備法について」(戦後財政史口述資料)第四分冊) 八一九ページ。
- (13) 理財局経済課「企業再建整備法に基く資産評価基準に対する司令部の提案に関する件」昭和二二年一月七日(大蔵省資料 Z五二六―二九―四)。
- (14) 「価格差益」は特別損失計算の利益項目の一つで、「戦時補償特別措置法第一七条第一項の規定により戦時補償請求権が消滅する場合において、その戦時補償請求権が貸借対照表の資産の部に計上されて居り、その計上せられている額が当該戦時補償請求権に対する戦時補償特別税の額に満たないときには、その差額、又はその戦時補償請求権が貸借対照表の資産の部に計上せられていないときには、その戦時補償請求権に対する戦時補償特別税の額」(「企業再建整備法施行規則」第二条二の四)であった。戦時補償請求権を既に償却していた場合もしくは低く記帳していた場合に生じた。
- (15) 大蔵省資料 Z五二六―二九―四。
- (16) 大蔵省資料 Z六二〇―四一(前掲書、第一七卷、八二五―二七ページ収録)。なお一月一七日閣議決定案の、一月六日理財局経済課案に対する修正は、字句上の修正を除けば、実質的には次の一点であった。すなわち、新勘定に所属する流動資産であって評価時までには処分済のものについて、理財局経済課案は「新勘定に所属する資産の処分損益は新勘定の損益中に含まれているから、この処分益に特別損失を負担せしめるためには処分価格を以って評価し、別に既に実現された新勘定の益金を減少せしめる措置を必要とする」としたが、閣議決定案は、「処分価格の八割五分」と修正した。この修正は、処分費用および利益の基準を一割五分と定めて再評価を敏速におこなわせる意図に基づいたものと推測される。しかし本文に見るところと処分資産の評価基準は更に修正されることになった。

(17) 大蔵省資料 Z五一―三一七。

(18) 大蔵省資料 Z五一〇―二。大蔵省所蔵日本銀行資料。

(19) 本節注(11)参照。

(20) 大蔵省所蔵日本銀行資料。その全文は次のとおり。

- 企業再建整備法に基く資産の評価換に関する認可基準
- 第一 一般的な事項
 - 一 企業再建整備法(以下法という。)第五条の規定による整備計画資産の評価換に関しては、この基準により認可するものとする。

(備考)

イ 評価基準の適用

評価換を行わずして計算した特別損失の額が、払込資本金の九割を超える場合には、評価益の合計額がその超過額に相当する額に達するまでは、評価基準以下の評価換は、これを認めない。

ロ 評価換の限度

評価益が法第三十九条第二項の規定により法人税法による各事業年度の普通所得、営業税法による各事業年度の純益又は特別法人税法による各事業年度の剰余金の計算上益金に算入されない額を限度としこれを超える評価換は認めない。

ハ 評価益の計上方法

評価換に伴う益金は、施行規則第二条第一号の各号に掲げる損失金と相殺せず、全額同条第二号の合計額に加算する。

ニ 法第八条の規定による評価換は、会社財産についてこれを行わなければならない。(備考)

イ 評価換の対象

計算の際現に存する新勘定に所属する会社財産(自家消費したものを含む。)及び旧勘定に所属する資産の全部が評価換の対象となる。

(原注)

- (一) 評価時まで既に処分した会社財産については、その処分によつて生じた処分益は、評価益としないから、特別経理会社であつてその資本金が百万円未満であり制限会社でもなく、法第三十四条第一項の規定による繰越欠損の処理をなさないものが、評価時まで生じた処分益を以て特別損失を補填した結果特別損失の額が払込資本金の額の九割以下である場合には、任意に評価換を行わない以上整備計画の提出を要しない。

- (二) 旧勘定に属する会社財産の処分として収入した資産は、会社財産ではないが、この資産についても、この評価基準に準じて評価しなければならない。この場合会社財産を処分して対価として取得した資産の帳簿価格と当該資産の評価額との差額に相当する損失金は、特別損失として施行規則第二条第一号中の各該当項目

に計上し、該当項目のないものは、ト(四)「その他旧勘定の損失として計上しなければならない金額」に計上すると共に、益金は、評価益とせず同条第二号ハ(六)「その他旧勘定の利益として計算しなければならない金額」に計上する。

ロ 帳簿外資産

指定時現在における帳簿外資産は、当初経費支出で取得したもの及び過当償却の結果帳簿価格の零となつたものと共に帳簿価格零の会社財産として評価の対象とする。但し帳簿外資産であつても無形固定資産及び営業上通常保有する消耗品は、評価換の対象としない。

ハ 圧縮記帳された資産

旧臨時租税措置法第一条の十八及び旧戦時災害国税減免法第十条の二の規定により圧縮記帳されている資産については、それが金銭債権及び有価証券である場合は、それぞれの評価基準により評価し、(この場合当然記帳されていない圧縮分は評価されることになる。)船舶である場合は、現実の取得費を取得価格として、この額から取得費に対する強制償却額を控除した額を評価額とし、船舶以外の有形固定資産である場合は、圧縮して記帳された額を取得価格として評価する。

尚戦時補償特別税を課せられる政府特殊借入金、債務者特殊借入金、特殊預金、特殊金銭信託その他これに準ずる債権の額が、財産目録に記載した当該債権の額を超える場合におけるその差額は、評価換の対象とせず規則第二条第二号ニ(四)に益金として計上する。

ニ 新勘定所属資産の保険差損及び差益

指定時後評価時までに新勘定に所属する会社財産(棚卸資産を除く。)の減失、毀損、損壊、変敗等により生じた損失の対価として保険金その他の収入額がある場合には、その損失を蒙つた資産を処分資産とし損失の対価として取得した収入額を処分価格とする。

第二 処分資産

一 指定時後評価時までに処分した資産(新勘定に所属する棚卸資産を除く。)及び整備計画において処分することを定めた資産は、処分価格又は処分見込価格から一割を基準とする適正なる処分に要した又は要すべき費用(間接費を含む。)を控除した額とする。

新勘定に所属する棚卸資産であつて評価時までに処分したものは、指定時現在における公定価格(協定価格等を含む。これらの価格のないものは、類似品の公定価格を基準として定めた価格。以下同じ。)を処分価格とし、その額から、一割五分を基準とする適正なる処分費用及び処分利益の合計額を控除した額とする。

(原注) 旧勘定に所属する資産であつて評価時までに処分するものについては、処分損益は、新旧勘定併合の時までに旧勘定に生ずる損益金に含まれて益金は別に特別損失を補填すべき益金に計上されるので、資産の評価としては帳簿価格による。

(備考)

イ 評価時

規則第二号の規定により特別損失の概算をするとき(主務大臣の指定する日後一ヶ月以内)及び規則第五条第一項の規定により特別損失の額を定めるとき(主務大臣の指定する日後三ヶ月以内)の二回とする。

ロ 処分資産の例外

特別経理会社が現に出資している会社又は整備計画において出資することを定めた会社に対して資産を出資又は譲渡する場合には、出資又は譲渡する資産は処分資産とみなさず、従つてそれ等の資産は処分資産以外の資産として評価することを要する。

ハ 処分価格

処分価格は、現実に処分した価格とする。

ニ 処分見込価格

処分見込価格は、施行規則第七条第八号イ(一)、ロ及び同条第九号のロの規定により整備計画に記載すべき処分見込価格とする。

公定価格及びこれに準ずる価格のあるものは、その価格とし、公定価格及びこれに準ずる価格のないものは、特別管理人が定めた見込価格とする。

(原注) 処分見込価格と異つた価格で現実に処分した場合には、その差額は、法第二十四条の規定による仮勘定により調整する。

ホ 一割を基準とする適正なる処分に要した又は要すべき費用

処分価格又は処分見込価格の割合を基準として特別管理人が定めるものとする。一割は、一般製造工業における販売経費の販売収入に対する割合の一応の基準を示すものであるから販売収入の多い企業にあつては、一割以下とする。この費用の中には、運送費等直接費のみならず、一般管理販売費をも含むものとする。但し金利及び会社経理応急措置法第十条第一項の規定により新勘定から旧勘定に繰入れる千分の四の利息を含まないものとする。

- ヘ 新勘定に所属する棚卸資産
- 新勘定に所属する棚卸資産の中には製品のみならず原材料半製品等を含むものとする。
- ト 協定価格等

協定価格等の中には、物価統制令第三条但書の例外価格及び価格差益処理規則により主務大臣の指示又は指定する買取価格を含み、それ等の価格のあるものは、公定価格があつてもそれ等の価格により評価する。棚卸資産であつて運送保管等に要した費用を加算して記帳してあるものは、公定価格にその額を加算した額を評価額とする。

- チ 一割五分を基準とする適正なる処分費用及び処分利益
- 一割五分を基準として特別管理人が定めるものとする。
- 一割五分は、一割を販売費用率、五分を販売利益率として一般製造工業の一応の標準を示すものであるから、販売収入の多い企業にあつては、一割五分以下とする。過当に高い率は認めないが、販売利益率については、五分を基準とする処分利益と同様低いものは差支えない。

第三 処分資産以外の資産

- 一 有形固定資産は、取得価格から償却額（但し償却額が法定普通償却額を超える場合においては、法定普通償却額以下同じ。）を控除する。但し資産の滅失、毀損、損壊、変敗、用途の変更その他の事情による価格の減少額が償却額を超える場合には取得価格から価格の減少額を控除する。

（原注） 法定普通償却額とは、昭和十七年九月閣令第二十一号旧会社固定資産償却規則による強制償却額とする。（備考）

- イ 評価額が帳簿価格以下の有形固定資産

処分資産以外の有形固定資産であつて滅失、毀損、損壊、用途の変更その他の事情による損失のないものについては、評価額が帳簿価格以下である場合にも、評価を下げる必要はないものとする。

ロ 償却額の計算方法

会社固定資産償却規則公布以前の償却額の計算についても、この標準によるものとし、定額法、定率法等の償却方法は、従来行つてきた方法によるを原則とする。

耐用年数表における事業の種類は、業種転換をなしたものについては、現在営んでいる事業の種類により、現在休業中のものは、休業前に営んでいた事業の種類による。

ハ 修理費用等

固定資産で取得後修理又は改造を行い、これに要した費用を固定資産の帳簿価格に加算しているものについては、当該費用の額及びそれに対する償却額を固定資産の取得価格及び償却額に夫々加算し、評価額を算出する。但し経費支出により修理又は改造をしたものについては、当該費用の額は、取得価格に加算しない。

ニ 建設仮勘定に含まれる材料

建設仮勘定中に含まれる材料は、固定資産として評価する。

ホ 無償で取得した固定資産及び取得価格の不明な固定資産

寄附又は贈与等により無償で取得した固定資産のうち当初記帳したものについては、当初の記帳価格を取得価格とみなし、当初記帳しなかつたものについては、経済再建整備委員会の定める価格を取得価格とする。

取得価格の不明な固定資産は、帳簿価格、経過年数等より推定して取得価格を定める。推定の困難なものは、帳簿価格を評価額とする。

帳簿外の有形固定資産であつて経費支出で取得したものは、経費支出額を取得価格とみなし、その額から強制償却額を控除した額を評価額とする。

ヘ 特殊な有形固定資産の評価

- (一) 不動産の売買を業とするものが商品として有する不動産は、棚卸資産の評価に準ずる。（この場合の公定価格は、財産税法における評価額とする。）

- (二) 挽牛馬等固定資産と認められる家畜及び立木は、帳簿価格とする。但し評価時後一年以内に伐採見込の立木は

棚卸資産の評価に準ずる。

二 無形固定資産のうち新勘定に所属するものは、帳簿価格とし、旧勘定に所属するものは、原則として零とする。

三 棚卸資産は、左の方法により評価する。但し減失、毀損、損壊、変敗、用途の変更その他の事情により価格が減少した場合には、その減少額を控除する。

- (1) 製品は、公道価格から、その一割五分を基準とする適正なる販売費用及び販売利益を控除した額とする。
- (2) 仕掛品及び半製品は、原材料の公道価格に適正加工費(1)による製品の評価額から、原材料の公道価格を控除した額に工程率を乗じて算定する。)を加えた額とする。
- (3) 原材料は、公道価格とする。

前三号における公道価格は、旧勘定に所属する資産については、評価時現在における公道価格とし、新勘定に所属する財産については、指定時現在における公道価格とする。

(備考)

イ 評価額が帳簿価格以下の棚卸資産

処分資産以外の棚卸資産であつて、減失、毀損、損壊、変敗、用途の変更その他の事情による損失のないものについては、評価額が帳簿価格以下である場合にも、評価を下げる必要はないものとする。

ロ 仕掛品の工程率

仕掛品の工程率は、指定時現在における工程率とする。

ハ 原価計算の修正

原材料、半製品の評価換により原価計算の基礎に変動を生じた場合においても必ずしも計算の修正を要せず原価外損益として調整する等適宜の方法により得るものとする。

ニ 一割五分を基準とする適正なる販売費用及び販売利益は、第二の備考と同様の基準により特別管理人がこれを定めるものとする。

ホ 価格差益

公道価格の改訂があつたため価格差益処理規則の対象となる資産は、左の方法により評価する。

(一) 当該物資の一手買取販売をなす統制会社その他価格差益処理規則第二条各号に規定するものは、公道価格か

ら販売費用及び販売利益を控除した額を評価額とする。但し価格差益に相当する国庫納付準備金勘定及び価格平衡資金勘定が、同時に見合勘定として計上されるので、価格差益は評価額には含まれず、評価額から帳簿価格と価格差益との合計額を控除して残額ある場合に、その残額が評価額となる。

(二) 当該物資を価格差益処理規則第二条第一号及び第二号に掲げる者に販売する生産者は主務大臣の指定又は指示する統制会社等の買取価格から販売用及び販売利益を控除した額を評価額とする。

四 債券を除く有価証券は、次の方法により評価する。

但しビルブローカー及び証券引受業者の所有する有価証券については、金融機関再建整備法に基く評価基準による。

(1) 公債は、発行価額とする。但し利率四分以上の国債及び国債以外の公債で利率四分五厘以上のものは額面金額とする。

(2) 株式については、左の方法により評価する。

A 特別経理会社、金融機関及び閉鎖機関の発行する株式は、減資後の払込金残存見込額とする。

(原注) 企業再建整備法第九条の規定により、金融機関等に通知する際の評価は、仮に払込額の一割(閉鎖機関の発行する株式は零)として計算する。

B その他の会社の発行する株式については、気配相場あるものは、評価時前一月の平均気配相場とし、気配相場のないものは、原則として払込金額又は帳簿価格の中孰れか低い価格とする。

(備考)

イ 社債及び債券

社債及び債券の評価は、債権の評価基準に従う。

ロ 公債の償還差益

額面金額以下で発行した公債について償還差益を発行価格に加算した額が帳簿価格となつている場合には、発行価格まで評価下げをする必要はない。

ハ 気配相場

株式の気配相場は、東京の気配相場のあるものは、東京の気配相場により、東京の気配相場のないものは、

大阪の気配相場に、東京大阪の気配相場共にならないものは、株式発行会社最寄りの取引所所在地の気配相場による。

ニ 気配相場のない株式の評価の例外

特別経理株式会社金融機関及び閉鎖機関以外の会社の発行する気配相場のない株式であつて、財産税法における評価額がその払込額及び帳簿価格に相当する額以下であるものについては、財産税法における評価額を下らない限度においてその株式の払込額及び帳簿価格に相当する額以下に評価することができる。

ホ 倉荷証券等

倉荷証券、船荷証券等は、有価証券の評価基準によらず、当該証券に記載された寄託物の評価基準により評価する。

五 貸付金、前払代金、立替金、売掛金、社債及び仮払金等の債権

(1) 旧勘定に所属する債権中特別経理会社、金融機関及び閉鎖機関に対する債権は、債務者たる特別経理会社の特別損失等を債権に負担せしめた後の残存見込債権額とする。

(原注) 企業再建整備法第九条の規定により金融機関等に通知する際の評価は、仮に債権額の五割(閉鎖機関に対する債権は三割、閉鎖機関の発行する社債は零)として計算する。

(2) 新勘定に所属する債権及び旧勘定に所属する債権中(1)に該当する債権以外の債権は、原則として帳簿価格とする。

(3) 第二封鎖預金等は、金融機関の確定損を負担した後の残存見込額とする。

(原注) 企業再建整備法第九条の規定により金融機関等に通知する際の評価は仮に零として計算する。

(4) 未経過利息、未経過割引料、前払家賃及び前払地代は帳簿価格とする。

(5) 仮払金に計上した経費支出の中で繰延損金と認められるものは零とし、経費の前払と認められるものは帳簿価格とする。

(備考)

イ 少額の金融債券

金融機関の新勘定に所属する額面三十円以下の金融債券の評価額は、発行価格とする。但し、割引の方法に

より発行されたものについては、売出価格に経過年数に応じた償還差益を加算し得るものとする。

ロ 政府特殊借入金、債務者特殊借入金、特殊金銭信託等

戦時補償特別税として納付されたものを除く政府特殊借入金、特殊預金、特殊金銭信託その他これに準ずる債権で評価時までに登録国債、第一封鎖預金及び第二封鎖預金になったものは、登録国債、第一封鎖預金及び第二封鎖預金の評価基準に従つて評価し、債務者特殊借入金及び戦時金融庫特殊借入金は、閉鎖機関に対する債権の評価基準に従い評価する。

ハ 不良債権

(2)に該当する債権であつても回収困難の見込みのものについては適宜帳簿価格以下に評価することができる。

ニ 仮払金

仮払金はすべて本来の科目に振り替えた後評価しなければならない。例えば仮払金中債権の性質を有するものは、債権として評価し、繰延損金と認められるものは、損失金として経理しなければならない。

六 賠償指定物件中機械装置及びこれと一体をなす建物は、零として計算する。

(備考)

イ 該当非該当の認定

個々の機械装置等で賠償指定物件に該当するかどうかの明らかでないものは、特別管理人の認定による。

ロ 機械装置と一体をなす建物

機械装置と一体をなす建物とは、機械装置の撤去に伴い滅失、毀損若しくは損壊し又は滅失、毀損若しくは損壊することを予想される建物をいう。

七 在外資産は、零として計算する。

(備考)

連合国に接収されている船舶

外国において連合国により接収されている船舶は、在外資産とみなす。

八 未払込資本金については、払込を徴収すべきものは、その徴収可能見込額とし、徴収せざるものは、帳簿価格とす

る。

- (21) 日本銀行資金調整局「企業再建整備法に基く資産の評価換に関する認可基準の件」昭和二年四月一六日（大蔵省所蔵日本銀行資料、前掲書、第一七巻、八三一―三二二ページ所収）。
- (22) 大蔵省資料乙六二〇―四二（前掲書、第一七巻、八三一―三二二ページ所収）。
- (23) 前掲酒井口述、一一―一二、二八ページ。
- (24) 大蔵省資料乙六〇四―一七。
- (25) 大蔵省所蔵日本銀行資料。なお、改正後の「評価換に関する認可基準」は、たとえば日本法規研究所『企業再建整備法』昭和二年、一一三ページに所収。
- (26) 昭和二年五月一七日付日銀資金調整局通知（資会第四〇号）による（大蔵省所蔵日本銀行資料）。

第二節 未払込株金徴収

資産評価基準問題と未払込株金徴収問題はともに企業再建整備の発足を遅延させたが、最終局面においては特に未払込株金徴収問題が日本政府と司令部との対立点となった。

理財局経済課の推定によると未払込資本金は昭和二年七月末現在で一二〇億円余、公称資本金の約一八%（上場会社株の公称資本金の一七・九%、制限会社株では同じく一八%）⁽¹⁾を占めると考えられた。会社に損失がある場合、こうした未払込株金を徴収することは戦前より普通におこなわれていた（商法第二一三条―第二二〇条、第三九二条、第三九三条）けれども、日本政府は、戦後の状況下においては以下の理由から未払込株金徴収は困難であると考えていた。⁽²⁾すなわち、①個別会社の経営の責任ではなく、政府が公約した戦時補償を打ち切った結果、多くの会社で損失が生じたこと、②「金融緊急措置令」および「同施行規則」により銀行預金が封鎖されている現状では、多くの株主が払込義務を履行する能力を持っていないこと、③強いて払込みを求めれば株主が失権し、当該株式を競売して払込金を徴収することとなるが、現状では多くの会社の株式が一斉に競売に付され売物が殺到し、他方買入能力は②の理由から不足しており、競売の実行は困難であること、④以上の結果未払込株金徴収には非常に長期の時間を要し、企業整備が遅延すること。

かくして日本政府は、I案においても、「企業再建整備法」の日本案においても、未払込株金徴収を否定していた。しかし司令部は、後述のごとく未払込株金を不健全な存在と考え、「未払込金を払込むべき事」（昭和二年八月一六日

ルカウント経済科学局財政課長)を要望し、八月二十九日「企業再建整備法案に対する重要修正提案」では、特別損失負担のため払込資本金を九〇%まで切り捨てるとともに、未払込株金はより重く一〇〇%まで徴収することを指示した。日本政府は司令部の考えに反論したが、同時に未払込株金徴収をあくまでも司令部が命ずるならば株式買取機関を設立して株式消化を円滑におこないたい旨主張した。⁽³⁾この後交渉が続き、九月二三日に「企業再建整備法」の議会提出に関する話し合いが大体完了し、未払込株金は徴収することに決定したものの、未払込株金に過重な損失負担を求める司令部案は緩和され、特別損失はまず(払込および未払込)資本金九〇%まで補填されることとなった(本編第三章)。また株式買取機関については、財閥解体、「証券保有制限令」、「閉鎖機関令」、「財産税法」等に基づく株式処分問題とも関係して翌昭和二十二年六月に証券処理調整協議会(Securities Coordinating Liquidation Committee)が設立されることとなった。⁽⁴⁾

さらに、「企業再建整備法」に関する議会での答弁の内容について大蔵省担当官と司令部係官との打合せが九月下旬頃より開始され、⁽⁵⁾この作業は同法成立後も継続されたが、この中で未払込株金徴収に関する細かい規定が作成されていった。同法公布(一〇月一八日)直後の一〇月二一日に理財局経済課が作成した「特別経理株式会社の未払込金徴収に関する件」⁽⁶⁾は次のとおりであった。

特別経理株式会社の未払込金徴収に関する件(二一、一〇、二一、理財局経済課)

一、未払込株金を徴収する場合

資本の負担すべき特別損失が資本金の九割に相当する額以下なるときは、資本の負担すべき特別損失の額より払込資本金の九割に相当する額を控除し残額あるときは、残額に相当する額だけ未払込金を徴収する。

資本の負担すべき特別損失が資本の九割に相当する額を超えるときは三の方法により計算した新株の負担すべき特別損失の

額から新株の払込金額を控除した残額以上の未払込金を徴収する。

二、未払込金徴収方法

(一) 株主が特別経理株式会社及び金融機関なるときは催告額を旧債権として整理し、一般の旧債権と同様に特別損失の負担額の限度で払込義務を切捨てるものとし当該会社の旧債権の弁済が開始される日以後払込を為さしめる。但この旧債権については仮勘定からの割戻しを行はない。

(二) 株主が特別経理株式会社及び金融機関以外のものなるときは現実に徴収する。但し

(イ) 株主が個人である場合には株主の意志により失権を認め、商法の規定に拘らず失権したる株主は権利を放棄すると共に払込に対する一切の義務を免れることとする。従って強制執行は行はない。

(ロ) 閉鎖機関等現実に払込徴収し得ない株主に対しては催告額を債権として処理することが出来るものとする。この債権は適当の時期に徴収可能額を決定する。

(ハ) 外国に在住する株主に対しては払込徴収の時期に関し(ロ)に準ずる特例を設ける。

(ニ) 国が株主である場合には一般の会社が株主である場合と同様に払込を行ふものとする。

(三) 株式譲渡人の担保責任は免除する。

(四) 特別経理株式会社、金融機関及び個人が催告額の一部の払込をなした場合にはその所有株式の一部につき全額の払込あったものとし残余の株式につき失権を認める。

(ホ) 失権した株式の処分に関しては、別途株式買取機関を設け適正なる価格を以て買受けさせる。

(ヘ) 特別損失負担後の残存旧債権と未払込株金の払込債務との相殺を認める。

(四) 払込は金銭を以て現実に為すを要せず、整備計画に定めるところに従ひ動産、不動産、有価証券等による代物弁済を認める。

三、新旧株式の特別損失負担割合

- (一) 資本の負担すべき特別損失が資本金の九割に相当する額以下なるとき。
- (イ) 資本の負担すべき特別損失が払込資本金の九割に相当する額以下なるときは新旧株式は払込金額の割合に応じて特別損失を負担し且特別損失負担後の新旧株式の額面金額が等しくなるやう未払込額を切り捨てる(減資する)。
- (ロ) 資本の負担すべき特別損失が払込資本金の九割に相当する額を超える場合その超過額は未払込金額の九割の範囲内で未払込金を徴収しこれを以て特別損失を負担せしめる。未払込株金徴収後の新株の額面金額は(イ)と同様に取扱ふ。
- (二) 資本の負担すべき特別損失の額が資本金の九割を超えるときは新旧各一株の特別損失負担金額は均一とする。
- 四、未払込金徴収不能分の処理方法

未払込金を徴収する場合、徴収不能の見込額を特別損失として計上し見込額と実際額との差額は仮勘定として処理する。

五、未払込金徴収の認可の時期の調整方法

決定整備計画に従ってなす未払込金の徴収に関しては払込催告は整備計画認可の日に行はれたものと看做。

(備考)

未払込徴収は整備計画に於いて定め、整備計画の認可があつて新旧勘定が合併した後未払込金の徴収が行はれるので、特別経理会社の旧債権となり得ないからこの間の時間的矛盾を調整する必要がある。

理財局経済課案には以下の点で未払込株式の株主の負担をできるだけ軽減しようとする日本政府の考えが示されていた。すなわち第一に、特別損失が資本金の九割以下の場合、まず払込資本金で補填し、その後未払込資本金で補填するとされた。第二に、当時の商法においては、株主(もしくは二年以内の譲渡人)に対して株式の払込が厳格に義務づけられており、株主が払込に応じなければ全財産に対する強制執行もおこなわれた。⁽⁷⁾しかし理財局経済課案では、未払込株金徴収について、株主が個人である場合、株主の意志により失権を認め、また特別経理会社、金融機関

および個人が払込催告額の一部の払込をなした場合、その所有株式の一部につき全額の払込があつたものとみなして残余の株式について失権を認めるとされたのである。

右の理財局経済課案はさらに検討された後、一月上旬所要の資料を添えて、司令部経済科学局財政課ルーリンと同局公正取引課ブッシュに提出され、審議の結果概ね日本案通り了解を得た。⁽⁸⁾かくて理財局経済課はこの了解の線に沿って「勅令案」の検討作業に入り、一月末頃「企業再建整備法施行令」の改正の形をとった「特別経理株式会社未払込株金の払込及び資本減少に関する勅令案」⁽⁹⁾を作成し、同「勅令案」は二月月上旬に司令部に提出された。⁽¹⁰⁾

この勅令案は、一〇月二一日理財局経済課案の内容を基本的に引き継ぐとともに以下の諸点を付け加えたことが注目される。第一に未払込株金徴収の手続について、徴収はまず指定時(昭和二年八月二一日午前零時、以下同じ)以後の株主が払込催告額に相当する金額を徴収会社に預託する形でおこなわれ、この時預託をしなかった株主は当該株式につき株主たる権利を失い、その株式は指定時現在の株主名簿に記載された株主(指定時株主、以下同じ)に帰属する(第八条第一項)。次に預託のなかったすべての未払込株式につき指定時株主に対して払込みの催告がおこなわれる(第九条)とされた。第二に、司令部の強い要請により、⁽¹¹⁾特別経理株式会社は企業整備における資本減少後の資本金は全額払込済のものでなければならぬ(第二三条第三項)とされた。特別経理会社は特別損失負担未払込株金を徴収してなお未払込株金が残った場合、それを全額減資して未払込株金を無くすことが求められたわけである。司令部が未払込株金の存在を不健全なものと考えていたことについて酒井俊彦は次のように述べている。⁽¹²⁾

もう一つ彼らとわれわれの意見がなかなか合わなかったのは、未払い込みの問題でありまして、これは彼らはつまりアメリカ式に授權資本の制度が非常に頭にあって、未払い込みというものは非常に不健全なものだということをしきりに主張する。しかしこっちは、いやそうではないのだ、日本の慣習では未払い込みというものはこういうものなので、別におかしなもので

はないということ、ずいぶん議論をしたわけです(中略——引用者)。

その後日本の商法もだんだんアメリカ式に直つて来ましたので、今ではおかしくないのですけれども、当時は未払い込みというものはけしからぬものだ、あれは全部直してしまえというような議論がわれわれにも納得できないで、大議論をやったことを覚えております。

なお後に「商法の一部を改正する法律」(昭和二三年七月二日法律第一四八号)附則第四条第一項が定められ、特別經理会社のみならず、すべての株式会社は二年以内に、未払込株金徴収あるいは減資額の措置により未払込株式を無くすこととなった。

昭和二一年一二月に勅令案を司令部に提出した後、日本側はさらに未払込株金徴収に関する具体的方針について司令部の明確なる了解を取り付けておく必要を感じ、未払込株金の徴収に関する要綱を作成して翌昭和二二年二月七日司令部に提出した。同要綱は大部分司令部から了承の回答を受けたものの、各株主に対する特別損失負担割合について意見対立が残り決着がつかなかった。日本政府は、いずれの案を可とするかを中央経済再建整備委員会に諮り、その答申に従つて決定することを提案し、司令部係官の賛同を得た。この方針の下に二月二四日開催された同委員会は、日本案を可とする答申をおこない、この結果同案は司令部の了承を得て二月二八日、大蔵省より左のとおり公表された。⁽¹³⁾

特別經理株式会社の未払込株金徴収並に減資に関する件(二二、二、二八)

一、新旧株式の特別損失負担割合及び未払込徴収額

(一) 資本の負担すべき特別損失の額が払込資本金の九割以下の場合

未払込金は徴収せず新旧各株式は払込金額の割合に応じ資本の負担すべき特別損失の額を負担する。

(二) 資本の負担すべき特別損失の額が払込資本金の九割を超え公称資本金の九割以下の場合

特別損失の額は先づ新旧株式の払込金額の九割を以て負担し残余は未払込金を徴収して負担せしめる。
新株中払込金額の異なるものあるときは各新株の未払込徴収額は新株中未払込金額の最も少いものの未払込金額の九割に相当する額迄は均等に徴収し、尚ほ特別損失の額が残るときには次に未払込金額の少い他の新株の未払込金額の九割に相当する額迄は均一に徴収し斯くして各新株が特別損失を負担し尚ほ特別損失の額が残るときは最後に未払込金額の最も多い新株につき特別損失の額に達するまで未払込金を徴収する。

(三) 資本の負担すべき特別損失の額が資本の九割を超える場合、新旧各株式の一株当りの負担額は均一とし未払込金は各新株式につき一株当りの負担額から当該新株の払込額に旧株の特別損失負担率を乗じて得た額を控除した額に相当する金額以上の未払込金を徴収する。

(備考)

資本の負担すべき特別損失の額とは企業再建整備法(以下法といふ)第四条の規定による特別損失の額から会社經理応急措置法(以下措置法といふ)第十四条第一項の旧債権の負担額と法第三十四条第一項の規定により繰越欠損として処理する額との合計額を控除した額をいふ。

二、減資額

資本の負担すべき特別損失の額と法施行規則第十七条第二項の規定による積立金に相当する額との合計額を減資する外特別損失負担後尚ほ未払込金の残るときは全額これを減資する。但し減資の結果資本金の零となる会社の減資については左の各号の定めるところによる。

(一) 解散する会社は減資をなすを要しないものとする。

(二) 存続する会社は増資後に非ざれば減資をなし得ないものとする。この場合増資株は特別損失を負担しないものとし特別損失を負担した株主の株数の割合に応じ優先的に割当てる。

三、未払込金徴収不能分の処理方法

未払金を徴収する場合徴収不能の見込額を特別損失として計上し見込額と実際額との差額は仮勘定として処理する。
 四、株券の提出及び表示

減資をなす特別経理株式会社は整備計画の認可のあった後遅滞なく株券を提出せしめ減資後株券に表示をして株主に返還する。

五、未払金徴収方法

(一) 未払金債金の払込責任

未払金債金は指定時現在の株主名簿に記載された株主に対してこれをなす。但し指定時後株主となったもので現に株主たる者は予め払込金額を預託することにより払込をなすことが出来る。

(二) 株主が特別経理株式会社なるときは催告額を旧債権として整理し、一般の旧債権と同様に特別損失の負担額の限度で払込義務を切捨てるものとし、当該会社の旧債権の弁済が開始される日以後払込を為さしめる。但しこの旧債権については仮勘定からの割戻しを行はない。

(三) 株主が金融機関なるときは催告額を旧勘定に対する債権として整理し(二)に準じて取扱ふ。

(四) 株主が特別経理株式会社及び金融機関以外のものなるときは現実に徴収する。但し

(イ) 株主が個人である場合には失権を認める。

(ロ) 閉鎖機関外国居住者に対しては徴収が可能になる迄払込を猶予し払ひ込まないことが明らかになったときは失権せしめる。

(註) 国が株主である場合には一般の会社が株主である場合と同様に払込を行ふものとする。

(五) 信託会社が信託契約に基づき委託者の計算に於て所有する株式については、委託者を株主とみなす。

(六) 株式譲渡人の担保責任は免除する。

(七) 特別経理株式会社、金融機関及び個人が催告額の一部の払込をなした場合にはその所有株式の一部につき全額の払込あり。

たものとし残余の株式につき失権を認める。

(八) (イ)及び(ロ)により失権した株主は、商法の規定にかかわらず株主たるの権利を放棄すると共に払込に関する一切の義務を免れるものとする。但し(イ)の個人たる株主が特に商法第二百四十四条の規定の適用を申し出たるときには同条の規定を適用する。

(九) 失権した株式については証券処理調整協議会の決定した計画に従って処分を行ふ。

(十) 特別損失負担後の残存旧債権、会社経理応急措置法第十四条但書の債権及び新勘定に対する債権と未払金債金の預託又は払込債務との相殺を認める。

新勘定に対する債権と未払金債金の払込債務とを相殺した場合にはその金額を新勘定から旧勘定に繰り入れる。

(十一) 預託及び払込は整備計画に定めるところに従ひ手形債務への振り替へその他有価証券等による代物弁済を認める。

六、減資後の議決権

減資後金額の異なる株式ある場合に於ては株主は株式の最低金額毎に一個の議決権を有する。

七、本件は特別経理株式会社準用する。

右案は、前年一二月の勅令案と比較すると、株式の払込額に異なるものがある場合の各株主の損失負担割合の規定(一、二)が修正され、減資の結果資本金が零となる会社の減資に関する規定(二、但し書き)が追加された以外は、基本的に同じ内容であった。

前節に述べた資産評価基準における司令部の固定資産評価修正に加えて、本節の未払金徴収問題において日本政府と司令部の意見対立があったため、企業再建整備の日程は著しく遅れていた。しかし右のように未払金徴収の方針が一応確定したので、日本政府は急速に具体的実施の段階に入るべく、三月上旬「企業再建整備法等の一部を改正する法律案」「資産評価基準の実施細目に関する件案」「資産評価に関する告示案」「未払金徴収及び減資に

関する施行勅令の一部改正案」「同施行規則の一部改正案」等、合計一二の諸案を司令部に提出し、審議促進を求めた。⁽¹⁴⁾しかし司令部はこの頃、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下「独占禁止法」と略称する)を第九二帝国議会会期中(延期されて三月末まで)に成立させるべく全力を傾けており、同法審議には、企業再建整備を質的に担当していた公正取引課のブッシュも関与していたため、⁽¹⁵⁾先の諸案の取扱いはさらに遅延した。

この企業再建整備の遅れに対し、経済界からは促進を求める声が強く、三月一八日には経済団体連合会が「企業再建整備法の運用に関する意見」⁽¹⁶⁾を発表して、政策を批判した。

「独占禁止法」は三月三一日に両院で可決成立し、ようやく「企業再建整備法」関係諸案(同法改正案のみは国会の承認が必要のため、司令部の同意を得て三月末に両院を通過した)は、翌四月一日より連日審議が進められることとなった。

この中で資産評価基準については前節に述べたごとく、未払込株金の取扱を除いて司令部の承認が得られ、四月一六日の中央経済再建整備委員会の了解を経て即日公表された。しかし未払込株金徴収については司令部から新しい重大な異議が主張された。

日本案 未払込株式の株主が個人である場合には払込催告を受けても株主の選択によって失権することを認める。

司令部案(1) 個人株主についてもあくまで「商法」⁽¹⁷⁾の手続によって払込みを徴収すべし。

司令部には、個人株主の失権を認め、払込義務を免責すると財閥を利することになり、財閥解体・経済民主化政策に反するのではないかという懸念があったようである。⁽¹⁸⁾右の点について意見が対立してなかなか解決しないため、司令部係官は、一旦会議を打ち切り経済科学局財政課金融係の内部で意見を取りまとめ、ルカウント財政課長の裁断を得ることとする旨日本側に提議した。日本側は企業再建整備の実施は一日も急を要するのでただちに他の案の最終審議を進めるよう要請したが、司令部係官は、未払込の問題をまず第一に解決しなければ他の案件の審議に入ることは

できない、として結局審議は四月一日で打ち切られてしまった。⁽¹⁹⁾

その後四月一九日に至って司令部係官は突然さらに次のような提案を日本側に示した。

司令部案(2) 特別経理株式会社が未払込株金を徴収するか否かは特別管理人が定めて主務大臣の認可を受ける。

司令部案(3) 指定時以後の株主については、未払込株金の払込催告を受けて払込みを実行しなくても、既払込みの部分については失権をしないものとする。

司令部案(2)については、すでに、特別経理会社は未払込株金徴収に関して特別管理人の承認を受ける方針が定まっております(昭和二年一月「勅令案」⁽²⁰⁾第六条)、また未払込株金徴収額は特別損失計算および整備計画に記載されて主務大臣の認可を受けることとなっていた(「企業再建整備法」第五条、第六条)。よっていささか不明な点があるが、右の司令部案(2)は、今まで未払込株金徴収に関して検討されてきた負担割合計算(たとえば資本の負担すべき特別損失が払込資本金の九割を超えて公称資本金の九割以下の場合に云々といった計算)の一般的規定をさておいて、未払込株金を徴収するか否かを根本的に特別管理人の裁量にまかせようとしたものではないかと想像される。また司令部案(3)は、指定時以後の株主を保護する提案であり、先の個人株主の失権を否定する司令部案(1)とあわせて考えると、司令部にとっては、指定時株主を保護することは財閥保護につながりかねないが、指定時以後の株主を保護することは証券民主化の方針に沿っており肯定されると考えられたのではないかと思われる。

ともかく司令部の新提案は、これまでの司令部と日本政府との了解を反古にし、企業再建整備をさらに遅延させる性格のものであった。すなわち未払込株金の徴収方法が決まらねば、未払込株金についての特別損失が決まらず、また未払込株式の資産評価も損失評価も決まらず、かくして企業再建整備も進まないことになった。大蔵省は「次官室討議資料」⁽²¹⁾で司令部提案に対する日本側の不満を次のように述べた(この資料が司令部に提出されたかどうかは不明)。

未払込株金の払込徴収の問題については、我々は貴司令部との間に斯の如き意見の喰ひ違ひを来すことのない様に、慎重を期して、本年二月、特に未払込株金徴収に関する要綱を貴司令部に提出し、その同意を得て、これを一般に公表すると共に、その方針に従って、勅令の条文を起草したのであるが、今に至って、先に同意を得た要綱の方針が、重要な部分について、根本的に覆へされたことについて、遺憾の意を表せざるを得ない。

又我々は、貴司令部から補償処理に関する貴司令部の提案を受けてから漸く一年に垂んとする今日、未だに、何時から再建整備のスタートが切れるかも不明な状態にあることに対して、責任を感じ、之が速かな実施に焦慮し努力しつつある次第である。然るに以上のような次第で、既に三月六日に貴司令部に提出せられた前掲の諸案が未だに貴司令部よりの回答を得られず、而も未払込株金の問題についての解決を見ないと云ふだけの理由からその他諸多の事項に関する貴司令部の審議が停顿してある状態を非常に遺憾とする次第である。我々は、最早これ以上再建整備の日程が遅れることは許されないと考へられる。昨年貴司令部より日本政府に対して補償の処理について提案をせられた際、貴司令部は、日本政府が速かに必要な措置を取ることを希望せられた。又本年一月我々が正式に資産評価の基準に関する案の承認を求めた際にも、マーケット代将より、特に速かに実施すべきことを要求せられた。

我々はこれ等のことを想起しつつ、貴司令部が我々の案を速かに審議決定せられんことを切望するものである。

司令部からの回答は遅延し、約一カ月後の五月一二日によりやく問題の決着が⁽²²⁾ついた。終戦連絡部長渡辺武の「日誌」によると、この間の経緯は次のとおりであった。

四月一五日(火) 午前 LeCount ニ対シ……(2)未払込徴収ノ件、未ダ Rubin ヨリ返事ナク、補償打切問題ハ既ニ十一月タツ

テ居ルノニ実行ニウツレナイ。コレモ促進方取計ハレ度キコトヲ依頼

四月二一日(月) LeCount (1)未払込ノ件個人免責ハ財閥ヲ利セザルヤトノ質問アリ

五月六日(火) LeCount に未払込徴収問題に付て促進方申入れを為す

五月七日(水) Hall 氏に未払込徴収問題に関する促進方申入れを為す

五月九日(金) LeCount ……未払込徴収問題は、本日午後報告をうける筈との事

五月一二日(月) LeCount 未払込問題解決、条件、未払込株処分者ハ買取者ノ蒙ルベキ損失ニ対スル求償ノ責ニ任ズルモノトス

五月一二日の決着の後、細目の事項を整えて六月二五日「企業再建整備法施行令の一部を改正する政令」(政令第一〇四号)が公布施行された。改正の要点は次のとおりであった。⁽²²⁾

企業再建整備法施行令改正の要点

第十二条及び第十三条

特別経理株式会社の新旧各株式の特別損失負担の割合及び未払込株金の徴収額を規定している。即ち

(一) 資本の負担すべき特別損失の額が払込資本金の九割以下の場合未払込金は徴収せず新旧各株式は払込金額の割合に応じ資本の負担すべき特別損失の額を負担する。

(二) 資本の負担すべき特別損失の額が払込資本の九割を超え公称資本金の九割以下の場合特別損失の額は先づ新旧株式の払込金額の九割を以て負担し残余は未払込金を徴収して負担せしめる。

新株中払込金額の異なるものときは、各新株の未払込徴収額は新株中未払込金額の最も少いものの未払込金額の九割に相当する額迄は均等に徴収し尚ほ特別損失の額が残るときには次に未払込金額の少い他の新株の未払込金額の九割に相当する額迄は均一に徴収し斯くして各新株が特別損失を負担し尚ほ特別損失の額が残るときは最後に未払込金額の最も多い新株につき特別損失の額に達する迄未払込を徴収する。

(三) 資本の負担すべき特別損失の額が資本の九割を超える場合新旧各株式の一株当りの負担額は均一とし未払込金は各新株式につき一株当りの負担額から当該新株の払込額に旧株式の特別損失負担率を乗じて得た額を控除した額に相当する金額以上の未払込金を徴収する。

第十四条

特別経理株式会社は、予め、未払込株金の払込催告額の予想額を計算し特別管理人の承認を受けこれを公告通知する。

第十五条及び第三十一条第二項

減資をなす特別経理株式会社は整備計画の認可のあった後遅滞なく株券を提出せしめ減資後株券の表示をして株主に返還する。

第十六条及び第十七条

未払込株金の払込催告は先づ指定時後株主となった者で現に株主である者に対して、これをなす。而してその者が払込をなさない時はその株式は指定時現在の株主名簿に記載された者（以下指定時株主という。）に帰属する。

次に特別経理株式会社は指定時株主一般に対して未払込株金の払込催告をする。

第十八条乃至第二十五条及び第二十九条

(一) 指定時株主が特別経理株式会社なるときは催告額を旧債権として整理し一般の旧債権と同様に特別損失の負担額の限度で払込義務を切捨てるものとし且つ当該会社旧債権との弁済が開始される日以後払込を為さしめる。

(二) 株主が金融機関なるときは催告額を旧勘定に対する債権として整理し(一)に準じて取扱う。

(三) 株主が特別経理株式会社及び金融機関以外のものなるときは現実に徴収する。即ち強制徴収をすることができるのを原則とする。

但し、

(イ) 株主の個人である場合には失権を認める。

(ロ) 閉鎖機関が払込まない時は一応失権するが、一定期日までは何時でも催告額の代金を払って買取ることができる。

以上の場合に於て

(一) 信託会社が信託契約に基づき委託者の計算に於て所有する株式については委託者を株主とみなす。

(二) 株式譲渡人の担保責任は免除する。

(三) 失権した株主は商法の規定にかかはらず株主たるの権利を放棄すると共に払込に関する一切の義務を免れるものとする。

(四) 失権した株式は会社に帰属し、会社は競売その他適当な方法で処分する。

(五) 閉鎖機関が失権した場合にはその議決権は閉鎖機関特殊整理人に委任せられる。

第二十六条

指定時株主以外の株主が失権した時は自己の譲渡人にその代金の返還請求をすることができる。その場合に於て譲渡人は更にその譲渡人に求償し順次指定時株主に至ることができる。但し未払込株金の払込催告のあるべきことを知り得る特定の地位に有るものはこの限りでない。

第二十七条

特別損失負担後の残存旧債権、会社経理応急措置法第十四条但書の債権及び新勘定に対する債権と未払込株金の払込債務との相殺を認める。

新勘定に対する債権と未払込株金の払込債務とを相殺した場合にはその金額を新勘定から旧勘定に繰り入れる。

第二十八条

払込は手形債務への振り替へその他有価証券等による代物弁済を認める。

第二十九条

特別経理株式会社は、資本の負担すべき特別損失の額と法施行規則第十七条第二項の規定による積立金に相当する額との合計額を減資する外特別損失負担後未払込金の残るときは全額これを減資することを要する。

第三十二条

減資後金額の異なる株式ある場合に於ては株主は株式の最低金額毎に一個の議決権を有する。

右の二二年六月の政令改正（政令一〇四号）において、先の司令部の三提案のうち(1)(2)は撤回されて、日本政府と司

令部の従来の了解どおりとなった。司令部案(3)は、指定時以後の株主は払込ができなければ従来案どおり失権することとなったが、その損失を当該株式の譲渡人に求償することができ、順次譲渡人を遡って指定時株主に至ることとなった(第二六条)。すなわち指定時以後の株主の損失は補償され、最終的払込責任は指定時株主が負うことになった。

以上の決定を受けて「金融機関再建整備法」においても、昭和二年一月一日法律第一六二号で同法改正がおこなわれ、払込責任は指定時現在の株主が負うこと、個人株主については失権を認めること等が規定された。また昭和二年一月一六日の司令部覚書に基づき、三月二七日政令第六三号による同法改正がおこなわれ、日本銀行を含む全金融機関の未払込資本金を同年三月までに全額徴収することが定められ、さらにその場合の具体的な徴収手続が定められた。また、この二三年三月改正では金融機関の個人株主の責任が再び強調され、失権を認めず、個人株主も払込債務を免れないこととなった。これは預金等の債権さえ切り捨てられる時に株主の責任の一部といえども解除することは適当でないとの司令部の意向に基づいていた。⁽²³⁾

未払込株金徴収問題の交渉の最終局面で、司令部がこれまでの了解に反する新提案を突然提示し、交渉の決着が遅延した背景は不明である。しかしこの交渉のパターンは、前年昭和二年八月に司令部が従来の合意を覆す内容の「企業再建整備法案に対する重要修正提案」を突然提示した経緯とよく似ている。「重要修正提案」の背景には、SFE一八二文書の作成および同文書の司令部への送付等の、アメリカ本国と司令部における財閥解体、独占禁止、経済力集中排除政策の新展開があったように思われた。今回の場合も三月の「独占禁止法」の成立過程で、企業再建整備に関する諸法案の審議が遅延した。また司令部案(1)(3)には財閥解体・証券民主化政策の考えが含まれていたと考えられる。さらに、この間アメリカ本国では経済力集中排除政策の検討が進んでいた(詳細は本財政史第二巻「独占禁止」編参照)。SFE一八二文書は司令部の意見を加えて修正された後、一九四六年二月一九日にSFE一八二/一となり、

字句修正後國務・陸軍・海軍三省調整委員会(SWNCC)に送られ、一九四七年一月二日SWNCC三〇二/二として三省関係者の間で検討が開始された。三月六日に陸軍省が修正提案を出し、三月二五日に國務省が修正提案および対案を出し、四月二九日に至ってSWNCC三〇二/二は修正されてSWNCC三〇二/三として三省調整委員会で承認された。そして興味深いことに、同案が、アメリカ政府から「日本の過度経済力集中に関する政策」(Policy on Excessive Concentration of Economic Power in Japan) (FAO二三〇文書)として極東委員会(FEC)に提出されたのが、前述の司令部が未払込株金徴収問題を決着させたのと同じ五月一二日であった。明確な証拠はないが、未払込株金徴収問題の交渉の最終局面で司令部が決着を遅延させた背景には、やはり以上のようなアメリカ側の独占禁止・経済力集中排除政策の動向が間接的に影響を与えていたのではないかと想像される。

資産評価基準と未払込株金徴収の手続が決定されたため、六月二日大蔵・司法・厚生・農林・商工・運輸省告示第六号において、「主務大臣の指定する日」(「企業再建整備法施行規則」第二条、第三条第一項、第四条第一項、第六条第一項、第一九条第一項、第二五条第一項。本編第三章第三節に述べた「甲日」)は、昭和二年六月一日と定められた。この結果特別経理会社は、この甲日より一カ月以内、すなわち六月末までに金融機関等大口債権者に特別損失概算を通知し、その後金融機関からの公告等を受けて計算修正をおこない、特別管理人は、特別損失計算書と他の事項をあわせて甲日より三カ月以内、すなわち八月末までに整備計画を主務大臣に提出することとなり、ここに企業再建整備実施の具体的日程がようやく明確となった。⁽²⁴⁾しかしこの後、アメリカ側の独占禁止・経済力集中排除政策が直接的影響を与えることで企業再建整備の実施はさらに遅延していくことになるのである。

(1) 理財局経済課「未払込金額調」昭和二年一月一日(大蔵省資料乙五二六一二九一六)。

(2) 「企業再建整備法案に対する司令部対案に関する意見」昭和二年九月三日(大蔵省資料乙五二六一四一六)、『昭和財政』

史―終戦から講和まで』第一七巻、八〇八―一一ページ所収)。

- (3) 同前。
- (4) 前掲書、第一四巻「証券」三〇七―一一ページ参照。
- (5) 大蔵省「企業再建整備の促進について司令部へ申入れ案次官室討議資料」昭和二年四月二二日(大蔵省資料Z五二六一四一八。前掲書、第一七巻、八三二―三五ページ所収)。
- (6) 大蔵省資料Z五二六一二九一六。
- (7) 昭和二年改正前の「商法」においては、未払込株式の払込手続に関する規定はすべて公益的性質を有し、強行規定と解せられ、株主(もしくはは二年以内の譲渡人)が払込をしなければ、株式の提出を求められ、提出なき株式は失効した(「商法」第二一八条)。提出された株式は競売等に付され(「商法」第二一四条)、もし競売等による株式の処分金額が滞納金額および定款に定めた連納金に不足する場合は、株主(もしくはは譲渡人)に不足額の弁済を請求することができた(「商法」第二一四条、第二一五条)。また競売人のない時には会社は株式を消却することができたが、この場合会社は従来の株主(もしくはは譲渡人)に対し滞納金の弁済を請求できた(「商法」第二一六条)。さらに払込を為さずあるいはこれを遅延した株主に対し、会社は損害賠償および違約金を請求し得た(「商法」第二一七条)。さらに以上の規定のほかに、株主が払込に應じない場合会社は一般債権の規定に従い債権者の全財産に対して強制執行することもできた(「商法」第三九二条、第三九三条)(「未払込株金徴収に関する現行法規の説明」大蔵省資料Z五二六一二九一六参照)。
- (8) 「司令部関係重要折衝事項・第三報・昭和二年一月四日―一月一〇日」(大蔵省資料Z五二六一二二二)。
- (9) 昭和二年一月三〇日付。大蔵省資料Z五二六一二九一六。
- (10) 「司令部関係重要折衝事項・第八報・昭和二年二月九日―二月二五日」(大蔵省資料Z五二六一二二二)。大蔵省「企業再建整備の促進について司令部へ申入れ案次官室討議資料」昭和二年四月二二日(大蔵省資料Z五二六一四一八)。
- (11) 昭和二年一月一六日より「企業再建整備法施行規則」の逐条審議が日本側と司令部の間で開始され、二二日に全部終了した。この間ブッシュェより之を機会に「未払込株式制度の廃止」および「会社による他の会社の議決権株の取得禁止」の二点に付商法を改正すべき旨提示があった(大蔵省資料Z五二六一二二二)。
- (12) 酒井俊彦口述「会社経理応急措置法と企業再建整備法について」(戦後財政史口述資料)第四分冊(一五―一六ページ)。
- (13) 「大蔵省発表集録」第一〇八号(大蔵省資料Z五二六一二二六)。なお、発表までの経緯については、「企業再建整備の

促進について司令部へ申入れ案次官室討議資料(昭二二、四、二二)」(大蔵省資料Z五二六一四一八)による。

- (14) 同前「次官室討議資料」。
- (15) Memo. Salwin to Chief of Antitrust and Cartels Div., Report on Status of Antitrust Legislation for Period ending 15, March 1947, 20 March 1947. (大蔵省資料Z七〇三―五八)。
- (16) 大蔵省資料Z五二一―三一七(前掲書、第一七巻、八二九―三一ページ所収)。
- (17) 本節注(4)参照。
- (18) 「渡辺武日誌」昭和二年四月二二日には、「LeCount (1)未払込ノ件 個人免責ハ財閥ヲ利セザルヤトノ質問アリ」とある。
- (19) 前掲昭和二年四月二二日付「次官室討議資料」(大蔵省資料Z五二六一四一八)。
- (20) 大蔵省資料Z五二六一二九一六。
- (21) 前掲昭和二年四月二二日付資料(大蔵省資料Z五二六一四一八)。
- (22) 「企業再建整備法施行令等政令改正の要点について閣議提出資料(昭和二年六月法制局)」(大蔵省資料Z六二〇―五一)。
- (23) 本書「金融制度」編二二九―三三三ページ。
- (24) 未払込株金徴収についてはこの後、閉鎖機関の未払込株金等の払込に関して、「閉鎖機関令により閉鎖機関の未払込株金等の払込に関する件」昭和二年九月三〇日総理庁・大蔵・外務・商工・運輸・農林・厚生・司法省令第三号が公布された。また特別経理会社の払込請求権を旧債権とする規定(「会社経理応急措置法施行令」第九条第一項第三号、「企業再建整備法施行令」第一三条)に関して、昭和二年一月一日大蔵・法務・厚生・農林・商工・運輸省告示第一号により修正がおこなわれた。

第三節 企業再建整備の認可基準

企業再建整備は、資産評価問題と未払込株金徴収問題の決着がつき、主務大臣の定める企業整備の起点日が昭和二年六月一日と決定したものの、「独占禁止法」(四月一四日公布)と「日本の過度経済力集中に関する政策」(FEC-二三〇文書、五月一二日アメリカ政府が極東委員会に提出)に基づき、独占禁止・経済力集中排除政策が開始される過程で、さらに遅延を余儀なくされた。このうち「独占禁止法」は恒久的な独占禁止政策の性格を持ち、整備計画に記された今後の企業形態、能力、活動を規制する新しい要因となった。FEC-二三〇文書に基づく経済力集中排除政策は日本に現存する経済力集中を排除することを目的とし、この政策の帰結如何で各社の整備計画は根底的な変更を求められる可能性があった。この両政策に加えて、当時賠償問題が未確定な状況(前年昭和二年に中間賠償指定、年末にきびしいポレー賠償最終報告、翌二年二月にポレー報告を緩和した第一次ストライク報告、四月にアメリカ政府中間賠償三〇%取立指令、五月極東委員会「対日賠償の新原則」)の中で、企業側にとって、そもそも現在の企業形態が存続されるのか、分割・再編成されるのか、企業整備完了後に第二次、第三次の整備が求められるのでないか、等の深刻な懸念が生じることとなった。⁽¹⁾

さらに司令部反トラスト・カルテル課長ウエルシュ Edward C. Welsh (二年四月着任)は、経済力集中排除政策を「企業再建整備法」と「金融機関再建整備法」を根拠法に使用して実施しようという構想を提出した。⁽²⁾ FEC-二三〇文書を受けて五月一九日反トラスト・カルテル課によって作成された「企業再建の基準」(所謂ウエルシュ案)⁽³⁾がそ

れであり、同案は経済科学局関係各課で検討されて、財務課、工業課、繊維課の同意を得、五月三〇日に経済科学局長マーケットより承認を受けた。⁽⁴⁾ この「企業再建の基準」は「全整備計画に適用すべき基準乃至標準」とされ、当時の五〇〇〇社を超える特別経理会社の企業整備計画に対し、過度経済力集中排除の観点から、厳格かつ多様な基準に基づいて審査を加えようとしたきわめてドラスティックな案であった。

「基準」のA項「経済民主化の要請に沿う計画なりや否やの決定」は、本社機能の排除、地理的分割、無関係な活動の分割、過度の垂直的結合の解体、水平的結合の解体、代用品生産の分離、商標が独占力を付与する場合はその商標の廃止、生産能力占有率の抑制等の、主として企業の実体面に関する厳しい経済力集中排除政策を規定していた。

一方B項「計画の経理的健全性の決定」は、経理面に関して主として以下の内容を要請していた。①固定資産は企業の現在および将来の業務のために必要十分であること。②投資はA項の経済民主化のための基準に違反してはならない。③流動資産は流動負債を超えて適度の運転資本を維持するのに十分でなければならない。④資本金は充実する必要がある、固定資産に対する割合、総負債に対する割合および純運転資金に対する割合につき、一般的基準に適合しなければならない。借入金に過度に依頼することなく、資本金、積立金、繰越利益の間に均衡がとれる必要がある。⑤株式所有もしくは議決権行使による統制力が少数の個人に不当に集中してはならない。⑥赤字融資(損失補填融資)が続かぬように負債を整理する必要がある。以上のB項においても投資の規制や大株主支配力の規制など経済民主化の要請が貫かれているが、全体としてB項は経理面から企業経営の健全性を求める条項が中心になっていたといえる。

五〇〇〇社を超える企業を対象に考えた厳格な「企業再建の基準」は、日本政府および経済界の人々に提示された後、さらに司令部内部で検討され、七月一八日に「経済再建整備基準法」⁽⁵⁾ (Economic Reconstruction and Reorganization Standard Law) として日本側に提示された。同案は「企業整備の基準」A項の内容を拡充させたものであり、B

項の経理面の事項は大部分削除された。そして同案第三条において「この法律の適用を受ける経済力の集中は、一九四八年八月一日以前に持株会社整理委員会により指定されたものみに限定しなければならない」と規定され、経済力集中排除政策は、「企業再建整備法」と「金融機関再建整備法」を根拠法と考える当初の構想が変更され、対象を限定——もっとも限定される範囲は不明確であったが——して考えられることとなった。「経済再建整備基準法」がその後、日本の政財界、アメリカ政財界、司令部各部署から、反発、批判、懸念を受けながらも、反トラスト・カルテル課に主導されて「過度経済力集中排除法」(昭和二十二年二月一八日公布・施行、法律第二〇七号、以下「集排法」と略称することがある)として成立する過程については、本財政史第二巻「独占禁止」編を参照していただきたい。

以上のごとく司令部の「経済再建整備基準法」によって経済力集中排除政策は対象を限定する方向で推進されることになったのだが、さらに同案は企業再建整備との調整を必要とする種々の内容を含んでいた。理財局経済課が七月二日に作成した「司令部提案と企業再建整備法との関係に関する件」⁽⁶⁾では、以下の諸点が指摘された。①経済力集中排除政策における再編成計画書(「基準法」第五条)と、「企業再建整備法」における整備計画との整合性如何、②企業再建整備を遅延させないため持株会社整理委員会による会社指定(「基準法」第三条)の促進が必要、③経済力集中排除政策に関わる持株会社整理委員会(「基準法」第二条、第五条)と清算管理人(「基準法」第五条)の権限と、企業再建整備に関わる主務大臣、経済再建委員会、特別管理人の権限の調整如何。

これらの諸点は七月二五日の経済安定本部(経済力集中排除政策を担当)より司令部への質問書「経済再建整備基準法ニ関スル質疑」⁽⁷⁾に取り入れられた。この質問書は、司令部案と、①「憲法」、②「独占禁止法」、③「企業再建整備法」、④その他、の諸法との整合性を広範に尋ねたものであり、このうち③「企業再建整備法」との関係如何の内容は次のとおりであった。

三、企業再建整備法との関係如何

企業再建整備法に基いて特別経理会社は本年九月三十日迄に整備計画を提出することになっているが本法案の三の指定を受けた場合にはこの基準が当然整備計画の実体を規定するものと思われる。

そうすれば、少くとも指定を受けた特別経理会社については、企業再建整備法による整備の進捗時期と、この法案の適用による経済力の集中排除とは同一時期に行われなければならない。従って本法案に於てはHCLC(持株会社整理委員会——引用者)の指定は一九四八年八月一日迄行われ得ることになっているが、特別経理会社については原則として整備計画提出の期限前に指定が行われることが望ましい。

具体的な指定が行われないとすれば本法案四の各号の規定だけでは企業としては指定を受けるかどうかわからないから指定の具体的基準だけでも公表し、当然に本法案の対象とならない特別経理会社の整理をこの法案の為にこれ以上遅らせることがないようにしたい。

尚細かい点としては特別経理会社については左の点が問題となり得る。

(イ) 本法案による企業再編成計画書には本法案七によれば、債権者、社債権者、株主に対する措置を含むものと解せられるが、再編成計画書は企業の解体等の計画に限定し右の経理面の措置は企業再建整備法による整備計画にまかせるのが妥当と思うが如何。

(ロ) この場合再編成計画書はHCLCが承認し、整備計画は主務大臣が認可すべきものと思う。

(ハ) 特別管理人と本法案五(ロ)の精算管理人との関係如何

(ニ) HCLCより特別管理人を出させれば、目的を達すると思われる。

(ヘ) 再編成計画に経理面に関する措置を含むものとするれば、本法案第七の債権者、社債権者及び株主の公聴会に於ける異議の申立及び本法案八の内閣総理大臣に対する訴願と企業再建整備法第十四条第一項及び第十八条の一の規定による異議の申立との関係如何、又再編成計画に経理面に関する措置を含まないものとするれば本法案七は不要と思うが如何

この経済安定本部の質問書は、理財局経済課の指摘した諸点を含むとともに、経理面に関しては「企業再建整備法」による整備計画にまかせるように主張した点が注目される。

以後の日本政府と司令部との交渉の経緯はよく分からないが、右に問題となった経理面に関する諸点(すなわち「企業再建の基準」B項に述べられた諸点)と、「企業再建整備法」と経済力集中排除政策の整合性に関する問題点は、「企業再建整備法」の整備計画について二つの「認可基準」が作成され、「過度経済力集中排除法」の施行に伴い一つの法律が公布・施行されることで解決されることになった。すなわち司令部の「企業再建の基準」B項の経理に関する基準は、当初の構想どおりに、「企業再建整備法」を根拠法として「全整備計画に適用すべき基準乃至標準」の形で成立することになったのである。

「認可基準」の第一は、「企業再建整備法の整備計画についての経理に関する認可基準」(以下「認可基準」と略称する)であり、同認可基準は二二年九月二三日閣議決定され、九月二六日大蔵・商工両省から発表され、一〇月一日経済再建整備委員会に付議・決定された。一〇月「認可基準」に関して注意すべき諸点は以下のとおりであった。

- (1) 「独占禁止法」の成立を受けて、同法に定められた持株会社の解散、株式所有の制限、合併の制限、資産の譲渡および賃借の制限等が規定された。
- (2) 未払込株金を否定する司令部の考えを受けて、「企業再建整備法」に基づく整備計画における増資新株はすべて全額払込株式とされた。なお翌昭和二三年七月一二日「商法」の一部改正により、株式会社の新株はすべて払込株式とされ、未払込株式制度は廃止されることとなった。
- (3) 特別経理会社またはその第二会社の資本金額は、「固定資本と通常固定すべき運転資金の合計額を下らない額」が標準とされた。⁽⁹⁾資本構成の健全化のため増資が求められたわけだが、この規定については「認可基準」発表直

後から経済界より批判の声があがった。⁽¹⁰⁾当時、財閥解体、「証券保有制限令」、「閉鎖機関令」、「財産税法」、「独占禁止法」、未払込株金徴収等に基づく株式処分が進行(あるいは計画)中であり、これらに加えて大量の増資株式および第二会社株式を株式市場が消化することは困難と考えられたのである。事実この後、増資および第二会社株式消化が実行できず、企業再建整備が遅延する企業が続出することとなった。

また、増資新株と第二会社株式の割当に関しては次のように定められた。

- (4) 増資新株は、①個人または金融機関である旧株主および旧債権者(旧債権が特別損失を負担する場合)、②従業員、③地方居住者、④一般公衆の順で割り当てる。
- (5) 金融機関以外の会社である旧株主または旧債権者は、「独占禁止法」(第一〇条第一項)の規定により、増資新株の割当を受けられない。その代わり新株のプレミアムの請求権により、あるいは新株を引き受ける権利(引受権)を有償譲渡することにより、含み益を享受することができる。
- (6) 増資新株の売出価格は後に述べる一二月「認可基準」(第二〇の(六)(七))により以下のように定められた。①旧株主、特別損失を負担した旧債権者および引受権の譲渡を受けたものの引き受ける株式についてはその額面金額。②プレミアム請求のあった株式数の株式については、申出価額(プレミアム請求者がそれぞれ売出価格を指定することとされた)の加重算術平均額。ただしこの額で六〇日以内に申込みのなかった数の株式については、特別管理人の定める価格。③その他の株式については、特別管理人の定める価格。
- (7) 第二会社は、旧会社から出資を受けた純資産の対価として旧会社に株式を与え、旧会社は当該株式を処分することを原則とする。この株式処分は、一二月の「認可基準」(第七条(一四)のイ)によって、①個人または金融機関である旧株主および特別損失を負担した旧債権者、②第二会社の役員および従業員、③地方人、④一般の順に

譲渡売却されることとなった。

- (8) 旧株主または特別損失を負担した旧債権者であつて、「独占禁止法」に基づき第二会社の株式を譲り受けられないものは、額面超過額（当該株式を額面以上の価額により他に譲渡し、その額面を超える金額から当該株式の処分のために必要な費用を控除した金額のうち、決定整備計画の定めるところにより計算した額）の交付を請求することができた（一二月「認可基準」第七、(四)(イ)。また自己の譲渡を受けるべき数の株式を優先的に買い受ける権利（買受権）を他に有償譲渡することができた（一二月「認可基準」第七、(四)(ロ)）。

- (9) 第二会社株式の譲渡価格は一二月「認可基準」(第七、(四)(ウ))により次のように定められた。①旧株主、特別損失を負担した旧債権者および買受権の譲渡を受けたものの買い受ける株式についてはその額面金額。②額面超過額の交付の請求のあつた株式数の株式については、請求のあつた額面超過額を額面に加算した額（増資新株同様、請求者がそれぞれ売出価額を指定した）の加重算術平均額。ただしこの額で六〇日以内に処分できなかった数の株式については、特別管理人が定める価額。③その他の株式については、特別管理人の定める価額。

右の株式割当に関する日本政府と司令部の交渉は次のようなものであつた。⁽¹¹⁾

第二会社を作つた場合、その株式は、結局債権者や株主に割当てることになるわけですが、その割当方法についても随分議論しました。これは資産の評価基準とも関係するのですが、われわれとしては、資産は公正な時価で評価すべきである。その上で、債権の打切りが行われるならまだしも、資産を簿価で評価して債権を打切りながら、将来第二会社が業績を挙げて儲かるようになった場合、株主だけがそれに均霑して、迷惑をかけた債権者にはしらぬ顔ということではよくない。そこで、第二会社の株式は、旧会社の株主に割当てると同時に、強制的に債権を打切られた債権者にも割当てる、第二会社の含みの一部を旧債権者に還元したい、そういうことを考えていたのですが、これは割合に簡単に司令部も了解してくれました。ところが、当時司令部

としては、株式の民主化ということに非常に力を入れていたので、会社の従業員とか、工場所在地の住民とか、そういう方面の人々に広く株の割当をしろということを強く云つて参りました。しかし、私どもの考え方は、会社はあくまで株主のものだ、会社の含みというようなものは、元来全部株主に帰属すべきものだ、そういう観念で突張りまして、そのことは、結局司令部も最後には了解して呉れまして、従業員や一般地方民に対する割当は後順位にしたわけです（中略——引用者）。

司令部が株式の民主化を強く唱えておりましたのは、前に申しました財閥の解体、集中排除ということが、考え方の根底にあつたためではないかと思ひます。即ち、再建整備法で事業を分割したり、第二会社を作つたりしても、旧株主にその株が割当てられると、依然として、新会社の実権は、旧会社の特定の人々によって支配され、大小の財閥の復活ということになる。そういう状態を打ち破つておかなければならないということが、強く考えられていたのだと思ひます（中略——引用者）。

それから、同じような考え方から出たのですが、第二会社の株は、二、三ヶ月の間に売つてしまえ、そういうことが、司令部から云われました。しかし実質的には破産してしまつている特経会社の第二会社の株ですから、そう易々と短期間に売れるものではない。強いて売ろうとすれば、一時に株の洪水で値段が下つてしまふ。当時の混乱した日本経済では到底できるものではない。その間に SCLC というものがあつて、調節はするもの、とても日本の大部分の産業の株式をそう短い期間内に捌き切るものではない。そんなことで、ブッシュとやり合つていましたが、ブッシュは、それでは、旧会社が第二会社の株を六ヶ月以上持っている間は、その株主権を制限して、三人委員会を設けて、その委員会に権利を行使させる、というようなことを云つて来ました。この三人委員会というのは、ちょっと記憶が薄れましたので、間違っているかも知れませんが、たしか、旧会社の代表と債権者の代表と、公平な第三者で構成するといふものであつたかと思ひます。私共の方としては、第二会社といふものはその経営の成績は直接に旧会社の損益にひびいて来る。つまり、第二会社も結局は、旧会社の株主と、打切られた債権者のものだという観念から、何も三人委員会を作つて株主権を行使させる必要はない、また、全国に何千とある特別経理会社に一々三人委員会を作らうとしても、第一、公平な第三者が、それも本当に企業経営のわかつた人が、そんなに沢山得られるとは考えられない。特経会社には、特別管理人というものがいるのだから、特管人に任せておいてもいいではないか、そんなことで、やり合つ

たわけです。これも結局はブッシュの意見のようなことになりましたが、要するに司令部としては、戦前からの特定少数の株主が、日本の多くの産業を支配することになるのを極度に警戒する、そのことは、私達にも一応は判るのですけれども、われわれとしては、日本経済は強力な資本力がなければ、復興が覚束ない。しかも、日本の一般大衆は、過去において、株式というものは危いものだという苦い経験を持っている。だから大衆はむしろ、郵便貯金なり、銀行預金なりという形での貯蓄を好み、これは、アメリカあたりとは違うのだということ、やはり、従来株式投資に興味を持ち、資力を持っている人々を大事にしなければ、企業の資本力は強くない。そういうことで折衝して来たわけですから（後略——引用者）。

「認可基準」の第二は「企業再建整備法の整備計画についての認可基準」⁽¹²⁾（昭和二年一月一七日理秘第四八四号）であり、同認可基準は「集排法」が公布・施行される前日の一月一七日に中央経済再建整備委員会に付議・決定され同日大蔵省から公表された。内容は広範多岐にわたり、①会社の存続または解散の別、②「商法」の規定による会社の整理によるか否かの別、③会社の存続する場合、④会社の解散する場合、⑤会社の合併する場合、⑥合併により会社を設立する場合、⑦第二会社を設立する場合、⑦ノ二 資本を倍額以上に増加する第二会社に出資または譲渡する場合、⑧旧勘定に所属する資産の処分、⑨新勘定に所属する資産の処分、⑩特別損失の計算に関する事項、⑪旧債権についての条件の変更に関する事項、⑫未払込株金の払込みに関する事項、⑬法第一条の規定による株式を発行する場合、⑭第二会社の株主の議決権に制限を加える場合、⑮法第二四條ないし第二六條の規定による利益の処理に関する事項、⑯特別損失を繰越欠損として処理する場合、⑰資本の減少に関する事項、⑱存続する場合の資本減少および第二会社の株式の交付に関する事項、⑲残余財産の分配としての株式の交付に関する事項、⑳資本の増加、プレミアム請求および引受権の譲渡に関する事項、㉑事業設備の新設、拡張または改良に関する事項、以上が細かく規定された。また「過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律」⁽¹³⁾（法律第二〇八号）が、一月八

日「集排法」と同日に公布・施行されて、「集排法」と「企業再建整備法」の調整がおこなわれた。この結果七月に理財局経済課が指摘した問題点については、①「企業再建整備法」に基づく整備計画は、「集排法」指定会社の場合、「集排法」の規定による決定指令（「集排法」第一条第二項）で認められた企業再編成計画の内容に従っておこなうこと、②「集排法」により管理人が指名された場合（「集排法」第七条第二項第八号）、過度の経済力集中の排除に関する限り、「集排法」に基づく管理人は、「企業再建整備法」に基づく特別管理人を監督すること、とされた。このほか持株会社整理委員会の権限については「集排法」に規定された。また「集排法」に基づく会社指定については司令部の企業調査が進み企業再編成案の検討がおこなわれていた。

一方この間、先に述べたごとく特別経理会社による特別損失概算書の金融機関等への提出（六月中、後に七月一五日まで延期⁽¹³⁾）がおこなわれた。昭和二年八月「会社経理応急措置法」の施行に伴い、特別経理会社として取り扱われた会社は八三三七社にのぼったが、その後適用除外、新旧勘定併合認可がおこなわれ（本編第二章第二節一）、昭和二年七月末現在における日本銀行の特別概算書受理状況調によれば、特別損失概算書提出済会社数は五三三三社、今後提出見込会社数九五九社、合計六二九二社であった⁽¹⁴⁾。

日本銀行資金調整局による昭和二年八月四日現在の特別損失概算書中間集計は表4-3、表4-4のとおりであった。特別損失概算書は、この後、金融機関等の公告する資本金および債権切捨額や、新たに発生する旧債権損失等を加味して修正されて整備計画における特別損失計算書となるのであって、概算書の各項目は正確なものではない。また特別損失を負担する株主および旧債権者に対しては、今まで述べてきたように増資新株や第二会社株式の優先的な割当や増資新株のプレミアム請求権等、並びに第二会社株式の額面超過額請求権等による含み益の享受や、新旧勘定併合後の仮勘定差引利益の払戻し等がおこなわれて、彼らの負担した損失の一部が補填されることになったため、特

表 4-3 特別経理会社の業種別特別損失負担額

業種	社数	公称資本	払込資本	特別損失負担債権	うち)		評価換前特別損失
					金融機関		
航空機工業	109	2,059	1,511	9,215	6,606		8,909
金属工業	251	3,662	3,282	8,597	4,250		5,806
鉱業	58	2,876	2,255	4,625	2,214		3,246
兵器工業	41	415	340	829	512		854
造船両工業	95	1,980	1,513	4,409	2,940		2,815
電気通信機工業	155	2,245	1,785	6,160	4,226		4,165
その他機械工業	477	2,363	2,051	5,139	3,861		3,532
人造肥料工業	14	1,150	882	2,713	1,145		1,662
燃料工業	15	804	681	1,716	589		1,498
製紙パルプ工業	15	530	457	496	348		243
その他化学工業	270	2,089	1,806	3,507	2,799		1,666
繊維工業	109	1,966	1,659	5,230	3,766		1,609
その他工業	243	722	664	1,295	932		390
其の他運輸業	81	1,341	1,277	1,498	988		1,963
陸運業	29	339	326	767	446		184
電気瓦斯業	10	229	200	145	110		43
農林水産業	31	364	305	499	239		276
農投資保全業	53	655	513	1,003	685		1,222
証券業	31	60	50	39	26		14
其の他商業	218	1,073	983	4,420	2,171		1,641
其の他興行業	7	10	10	8	5		3
其の他雑業	98	669	533	1,041	240		1,292
合計	2,410	27,614	23,097	63,798	39,110		43,048

(注) 1. 日本銀行資金調整局調。
 2. 100万円以下切捨て。0は100万円以下を示す。計数は整合しないが原表
 3. 株主負担率は株主負担額が公称資本金に占める比率、旧債権負担率は旧
 出所：鈴木安三「戦後企業再建整備措置の具体的過程」(経済企画庁調査部調査課

概算 (昭和22年8月4日現在)

(単位 百万円, %)

評価益	評価換後特別損失	株主負担額	株主負担率	旧債権負担額	旧債権負担率	払込額
2,323	6,586	1,750	85.0	4,835	52.5	455
2,546	3,259	1,844	50.4	1,414	16.4	24
1,014	2,232	1,521	52.9	703	15.2	109
342	511	195	47.0	315	38.0	42
1,236	1,579	987	49.8	598	13.6	200
2,138	1,026	504	22.4	522	8.5	23
2,009	1,522	688	29.1	714	13.9	23
486	1,176	508	44.2	668	24.6	100
201	1,297	490	60.9	806	47.0	69
237	3	3	0.6	0	0	—
992	642	507	24.3	133	3.8	21
896	713	487	24.8	225	4.3	0
222	169	105	14.5	58	4.5	11
201	1,762	1,000	74.6	620	41.4	39
125	58	57	16.8	1	0.1	—
43	0	0	—	—	—	—
134	215	159	43.7	55	11.0	2
320	902	472	72.1	428	42.7	43
0	13	12	20.0	1	2.6	—
345	1,296	545	50.8	710	16.1	25
2	1	1	10.0	—	—	—
242	1,059	416	62.2	627	60.2	60
17,168	26,032	12,269	44.4	13,445	21.1	1,249

のまま。
 債権負担額が特別損失負担債権額に占める比率。
 『経企調内』昭和31年第14号)。

別損失概算書の特別損失負担割合という
 のは、株主や旧債権者の実質的な負担を
 示しているわけではない。しかしその時
 時に集計される特別損失負担程度は、政
 策推行のための基礎資料となり、個別企
 業の再編成の方向に影響を与え、またそ
 の時点の経済状況を反映する鏡となつて
 いる。二二年八月集計によれば、特別経
 理会社二四一〇社の評価換前特別損失は
 四三〇・四八億円にのぼり、この三九・
 九%が評価益一七一・六八億円で補填さ
 れ、残りの評価換後特別損失二六〇・三
 二億円は、株主により一二二・六九億
 円、旧債権者により一三四・四五億円補
 填されると考えられた。株主の負担率
 (株主負担額が公称資本金に占める比率)は
 平均四四・四%、旧債権者の負担率(旧
 債権負担額が特別損失に占める旧債権総額に

占める比率)は平均二二・一%であった
 (表4-3)。この日銀集計を、前年の昭和
 二二年一二月に、同じく日銀が資産評価
 問題に関して推計した一〇三二社の特別
 損失負担調査(八二九ページ表4-1。以下
 「前年調査」と略称する)と比較してみる
 と、前年調査の株主負担率はA評価の場
 合六二%、B評価の場合五四%、旧債権
 負担率はA評価二七%、B評価二四%で
 あった。A評価は、固定資産の評価益を
 出さず、棚卸資産のみを公定価格で再評
 価した場合であり、実際に決定された評
 価基準に近く、またB評価は、A評価に
 加えて、固定資産を再取得価格で時価評
 価した場合であったが、今回の特別損失
 概算の集計では、A評価のみならず、B
 評価と比較しても評価益および利益項目
 が増大し、株主と旧債権者の負担は軽減

表 4-4 特別経理会社の業種別特別損失状況別会社数
(昭和22年8月4日現在)

種 別	特別損失の多い会社	益補填の得る会社	特別損失が9割以内	特別損失が9割以内の特称債	債権に及ぶ割合	計	未払込徴収をす社
航空機工業	5	13	27	1	63	109	8
金属工業	28	106	66	0	51	251	6
兵器工業	5	16	22	0	15	58	8
造船工業	0	9	5	1	26	41	7
電気通信機工業	10	38	24	0	23	95	8
電器その他機械工業	19	58	24	0	54	155	6
其人造肥料工業	58	183	105	1	130	477	17
燃紙パルプ工業	0	9	4	0	1	14	1
其の他化学工業	1	4	3	0	7	15	4
織維工業	6	5	3	0	1	15	0
其の他工業	55	118	70	3	24	270	5
織維工業	38	36	26	0	9	109	1
其の他運輸業	74	58	75	0	36	243	2
海陸電気	4	6	33	1	37	81	12
瓦斯	8	11	8	0	2	29	0
水産	4	5	1	0	0	10	0
林業	6	7	9	0	9	31	3
農林業	8	6	10	1	28	53	8
農林業	10	0	18	0	3	31	0
農林業	51	18	99	4	46	218	13
農林業	3	2	2	0	0	7	0
農林業	17	15	12	2	52	98	14
合 計	410	723	646	14	617	2,410	121
構成比(%)	17.0	30.0	26.8	0.6	25.6	100	

(注) 日本銀行資金調整局調。未払込徴収会社計は整合しないが原表のまま。出所：前表と同じ。

すると考えられたことになる。
損失負担を社数の比率(表4-4)で見ても、今回の推計では、特別損失のない会社は一七％(前年調査—表4-2—は六・八％)、評価益で補填し得る会社は三〇％(前年調査A評価一九・四％、B評価二七・一％)と前年調査より損失が利益金や評価益で補填される割合が増加した。この結果資本金が九割まで切り捨てられる会社は二七・四％(前年調査A評価三三・五％、B評価二九・七％)、旧債権切捨てに及ぶ会社は二五・六％(前年調査A評価四〇・三％、B評価三六・三％)と、株主や旧債権者に負担の及ぶ会社比率は減少すると考えられたのであった。

本編第四章第一節に述べたごとく、司令部の指令により、固定資産については法定償却率(強制償却率)どおりの償却をしている場合は評価益を出さないことと決まったものの、半年余の間のインフレーション(昭和二十二年一月から昭和二十二年七月にかけて日銀生産財公定卸売物価指数は二・一三倍、日銀生産財間物価指数は二・四六倍⁽¹⁵⁾)の結果、棚卸資産を中心に評価益が大きく増大し、また同じくインフレーションのため、新旧勘定における資産処分益も増大した。さらに積立金の増加があったり、仮受金、未払金等の勘定項目に含まれていた留保利益部分が顕在化するという財務整理の過程で生じた利益増加もあったことと思われる。調査企業数が異なるため両方の集計を厳密に比較することはできないが、半年余の間の(主としてインフレーションに基づく)評価益・資産処分益等利益項目の増大は、資産評価基準問題交渉中に見込まれた特別損失計算の予想を上まわるものであった、と概括することはできるように思われる。

特別損失概算書の提出は一応進んだものの、その後の整備計画の主務大臣への提出は、本節で述べたごとく独占禁止・過度経済力集中排除政策のため遅延した。当初八月末であった提出期限はその後七回改正されて、昭和二十二年二月三日大蔵・司法・厚生・農林・商工・運輸省令第一〇号により二月一五日となり、さらに翌昭和二十三年一月一五日大蔵・司法・厚生・農林・商工・運輸省令第一号により、特別管理人の申請により右の期間を一カ月延期し得ることとなり、結局整備計画提出最終期限は昭和二十三年一月一五日となった(もっともやむを得ない事由のある場合にはさらに提出期限の延期が可能であった)。

(1) 経済団体連合会「企業再建整備法の運用に関する意見」昭和二十二年三月一八日(大蔵省資料Z五一一一三一七。『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一七巻、八二九—三一ページ所収)。

(2) 金融機関は「集排法」の適用をまぬがれたが、集中排除計画の立案当初は、過度集中の銀行と保険会社も「集排法」で指定されることが司令部の内部では一般に了解されており、集中排除政策の中で一般企業と金融機関の取扱いは、当初同等のものであったと考えられる。この点 Herbert, H. Scheier, Brief History of the Reorganization Branch of the Anti-

trust and Cartels Division, ESS, GHQ/SCAP, Oct. 1949, p. 29. 参照。

- (3) 大蔵省資料Z五一一三〇八(前掲書、第一七卷、八三五―三九ページ所収)。
- (4) Scheier, op. cit., pp. 14-15.
- (5) 大蔵省資料Z五一一三〇八(前掲書、第一七卷、八四三―四七ページ所収)。
- (6) 同前(前掲書、第一七卷、八四七―四八ページ所収)。
- (7) 同前。
- (8) 大蔵省資料Z六二〇一五一(前掲書、第一七卷、八四八―五〇ページ所収)。
- (9) 「通常固定すべき運転資金」とは、棚卸資産保有量のうち、正常なる廻転速度、当面の生産予想高、現在の物価水準から考えて常時最低保有量として不動の部分、とされた(昭和二年九月二六日付、日銀資金調整局作成の「企業再建整備法の整備計画についての経理に関する認可基準の件」による——大蔵省所蔵日本銀行資料)。
- (10) たとえば全国銀行協会連合会の「経理準則の運用と証券処理対策に関する意見書」昭和二年一〇月一〇日(大蔵省資料Z五二六―七―一六。前掲書、第一七卷、八五一―五五ページ所収)。
- (11) 酒井俊彦口述「会社経理応急措置法と企業再建整備法について」(「戦後財政史口述資料」第四分冊)一六―二一ページ。
- (12) 大蔵省所蔵日本銀行資料。その全文は次のとおり。

企業再建整備法の整備計画についての認可基準
 企業再建整備法の整備計画については、「企業再建整備法の整備計画についての経理に関する認可基準」によるの外、左に定めるところにより、実情に即して認可を行うものとする。

第一 会社の存続又は解散の別

- (一) 経営事業の内容より見て公益上絶対に存続を必要とする会社については、存続させ或は第二会社を設立させる如く措置する。
- (二) 事業設備の全部が賠償指定を受けている場合においても、その撤去が完了するまで存続することを認める。
- (三) 特別損失の負担により現在の資本金全額の減資を要する場合においても、必ずしも第二会社を設立することを要せず、減資前の増資によって会社の存続を認める。

第二 商法の規定による会社の整理によるか、否かの別

新勘定の損失が多く債務超過又は支払不能に陥る場合その他商法の規定による会社の整理手続によらなければ、会社の整備が著しく困難な場合には、第二会社を設立して、旧会社は解散するものとする。

第三 会社の存続する場合

- (一) 存続する会社の資本金額については「企業再建整備法の整備計画についての経理に関する認可基準」の定めるところにより、特別損失処理後の資本金が同基準の額に達しないときには証券市場の状況等からみて、可能な限りにおいて増資をすることを要するものとし、急速な増資の困難な場合には、例えば復興金融金庫からの借入金、建設仮勘定に見合う債務その他已むを得ないものについては、例外を認めるものとする。
- (二) 存続する会社の資本金額を定めるについて考慮すべき通常固定すべき流動資金の額は、当該企業が経常的に保有すべき流動資産の額即ち今後一年間に必要とする流動資産の総額を当該企業の通常の流動資産回転率で除した額等を考慮し、経理上の通念に従って定めるものとする。
- (三) 存続する会社の役員については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下独占禁止法という)財閥同族支配力排除法及び昭和二十一年勅令第五百六十七号の規定による役員の兼任の制限に抵触しない旨の宣誓書並びに昭和二十二年内務省令第一号公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令の施行に関する命令別表第二に掲げる会社については、当該会社の役員となるべき資格についての宣誓書を添附することを要するものとする。

第四 会社の解散する場合

- (一) 解散の時期について、賠償指定物件の撤去が確定又は完了したときにおいて解散するというのが如き定め方もこれを認める。
- (二) 清算人については、第三(三)に準ずるものとする。
- (三) 新旧勘定併合後において、債務超過に陥る惧のある場合その他特別清算の手続によらなければ、円滑なる解散の困難な場合に限り特別清算の手続によることを認めるものとする。
- (原注) 解散するまでの期間が一年以上ある場合又は一年以上あると予想される場合には、その間の役員の氏名その他存続する会社に必要な事項については、存続する場合に準じて記載するものとする。

第五 会社の合併する場合

- (一) 合併は、独占禁止法で認められる場合に限り、特に厳重審査の上認めるものとする。

- (一) 合併する場合においては、整備計画に株式の過半数を所有する株主の合併に関する同意書を添附することを要するものとする。但し、合併の相手方が株式の過半数を所有する場合には、この限りでない。
- (二) 合併比率については、当該特別経理株式会社は、吸収する会社の帳簿価額を基準として時価を考慮して吸収される会社の資産の評価額を定め過大な評価益を生ぜしめないものとする。
- (三) 合併後存続する会社の資本金額については、第三(一)及び(二)に準ずる。
- (四) 合併する場合において、一部の資産をもって第二会社を設立するときには、合併の期限については、第二会社の設立後合併するものとする。
- (五) 合併により被合併会社の株主に割当てる株式は、全額払込済のものであることを要するものとする。

第六 合併に因り会社を設立する場合

- (一) 新設合併についても第五(一)(四)及び(五)を準用する。
- (二) 合併比率については、評価の最も低い会社の資産の評価額を基準として、時価を考慮してこれを定めるものとする。

- (三) 合併により設立する会社については、未払込株式の発行は、これを認めないものとする。

第七 第二会社を設立する場合

- (一) 左の各号の条件を具備する会社を設立する場合には、これを第二会社の設立とする。
 - (イ) 当該特別経理株式会社が発起人であること。
 - (ロ) 当該特別経理株式会社の引受ける株式が新設会社の総株式の二分の一を超えること。
 - 但し、新設会社の実質的に当該特別経理株式会社の事業を承継するものと認められる場合にはこの限りでない。
 - (ハ) 残存旧債権又は旧勘定資産大にしてその整理事務と生産事務との分離を適当とすると認められる場合及び新勘定の経理が著しく不健全な場合には、原則として第二会社を設立するものとする。
 - (原注) (イ) 過度経済力集中排除法又は独占禁止法の規定により事業の分割を必要とする場合には、原則として、第二会社の設立の方法によりこれを行う。
 - (ロ) 第二会社に賠償指定施設を運営させる場合には、資産の賃貸又は経営の委任の方法によることを原則とする。(将来撤去されないことが明かになったときには、原則として出資に改めるものとする。)但し、賠償指定施設であっても、土地建物等撤去されることが明かなものは、出資の方法によることができる。
- (二) 前項の場合において第二会社は、当該施設を撤去された後と雖も可及的にその事業の継続が可能であるよう措置することを要するものとする。
- (三) 第二会社の目的とする事業については、必ずしも旧特別経理株式会社と同一であることを要せず、第二会社における事業の転換を認めるものとする。
- (四) 第二会社の資本金額については、第三(一)及び(二)に準ずるものとする。
- (五) 二以上の特別経理株式会社から現物出資を受ける第二会社について、出資する会社の資産の評価額が相互に不均衡であるときには、評価の最も低い会社の資産の評価額を基準として時価を考慮して出資の比率を定める。
 - (原注) この場合において比率一以下となった資産を出資した特別経理株式会社は、出資の対価として受け取った株式については、出資した資産の帳簿価額と同額までの価額を附することができる。
- (六) 資産の第二会社に対する出資又は譲渡については、固定資産は現物出資することを原則とし、流動資産については譲渡によることも認めるが、その際の価額は、企業再建整備法(以下法という)第八条の評価換を行った後の帳簿価額とする。但し、新勘定に欠損のある場合には、棚卸資産については、右の欠損額を限度として、公定価格(協定価格等を含み、これらの価格のないものは、類似品の公定価格を基準として定めた価格とする。尚製品については、一割五分を基準とする適正なる販売費用及び販売利益の額を控除する。)により出資又は譲渡することができる。
- (七) 第二会社の設立に際しては、特別経理株式会社以外のものの現物出資を認めない。
- (八) 現物出資する資産の目録は、現実に出資することのできる資産を予定して作成するものとする。
- (九) 現物出資と現金出資との不均衡がある場合において必要と認めるときは、プレミアムを附する等適当な方法によって、これを是正させる。
- (十) 法第十条の規定による第二会社への債務の承継については、整備計画立案時後第二会社設立時までに生ずべき債務の増減を予想して記載するものとし(既存債務と整備計画立案後の予想債務とは区別して記載すること。)二以上の第二会社を設立する場合には、整備計画立案後あらたに債務の生じた場合、これを何れの第二会社に承継するかについて記載することを要するものとする。

- (十一) 尚買掛金その他少額の債務については、承継先の明かな限り工場単位等で一括記載することを認めるものとする。

- (四) 旧債権の第二会社への承継は、第二会社の資本構成を書しない場合には当該旧債権者の同意を条件として、これを認める。
- 尚この場合において、旧会社は、第二会社に対し、承継される旧債権の額に相当する金額の資産を譲渡しなければならないものとする。
- (五) 特別損失填補後の残存積立金及び指定時後第二会社設立のときまでに新勘定に生じた利益金を第二会社へ承継させる場合において、その第二会社間（旧会社の存続する場合には旧会社と第二会社間）の配分は、各工場、事業場別の新勘定の損益状況及び各第二会社の資本金額（旧会社については、資本金額から所有する第二会社株式の額を控除する。）等を考慮して定めるものとする。
- (六) 退職金支払のため留保した積立金の旧会社及び第二会社への配分は、原則として、各会社に引継がれる従業員の数等に比例して定めるものとする。
- (七) 旧会社に帰属する第二会社の株式は、急速に処分しなければならない。
- (八) この場合の処分の順位は左により、前順位のもの譲渡を受けない株式のある場合に次順位のものに譲渡するものとする。但し、第二会社の株式をもって戦時補償特別税の物納に充てる場合には物納後の残存株式につきこの順位により処分をするものとする。
- (九) 旧株主（未払込株金の徴収の結果失権する株主を除く。）及び特別損失を負担した旧債権者。但し、金融機関以外の会社である旧株主及び旧債権者は、これを除き、金融機関である旧株主及び旧債権者に対しては、独占禁止法の規定により保有を認められる株式数を限り譲渡するものとする。
- 過度経済力集中排除法による決定指令のある場合には、前項の規定にかかわらず、決定指令の定めるところに従うものとする。
- (十) 第二会社の役員及び従業員となるべき者（第二会社の役員及び従業員となるべき者に対しては、別に定めるところにより、一定条件で一定限度までの株式を譲渡するものとする。）
- (十一) 地方人（地方色の特に濃厚な会社の本店、支店その他の事務所、工場等の所在地と同一都道府県内に住所を有する個人に限る。）
- (4) 一 般

- (ハ) 金融機関に対する第二会社の株式の譲渡については、株式総数の百分の五に達するまでは普通株、これを越える株式は無議決権株を譲渡するものとする。
- (ニ) 旧株主と特別損失を負担した旧債権者間及び特別損失を負担した旧債権者相互間の第二会社の株式の譲渡比率は、原則としてそれぞれの特別損失負担額に比例するものとする。
- (ホ) 第二会社の株式を旧株主に譲渡する場合の各旧株主間の比率は、その持株数に比例するものとする。但し、一株当りの特別損失負担額を異にする株式のある場合の持株数の計算については、一株当り特別損失負担額の最も大なる株式を一つとし、その特別損失負担額に比例して比率を定めるものとする。
- (ヘ) 旧株主又は特別損失を負担した旧債権者であつて第二会社の株式を譲り受けないものは、当該特別経理株式会社に対し、(ロ)及び(ハ)の計算により自己の譲渡を受けるべき数の株式につき、当該株式を額面以上の価額により他に譲渡し、その額面を超える金額から当該株式の処分のために必要な費用を控除した金額のうち決定整備計画の定めるところにより計算した額の金銭（以下額面超過額という。）の交付を請求することができる。
- (ト) 旧株主又は特別損失を負担した旧債権者であつて第二会社の株式を譲り受けないものは、(ロ)及び(ハ)の計算により自己の譲渡を受けるべき数の株式を優先的に買い受ける権利（以下買受権という。）を他に有償譲渡することができる。この場合における買受権の譲渡の方法等については、第二十(ハ)に準ずる。
- (チ) 第二会社が二以上ある場合に譲渡すべき各第二会社の株式の組合せについては、各第二会社の資産の情況に照らして公正妥当なものであることを要する。
- (リ) 第二会社の株式の譲渡価格は、左による。
- (A) 旧株主、特別損失を負担した旧債権者及び買受権の譲渡を受けたものの買い受ける株式についてはその額面金額
- (B) 額面超過額の交付の請求のあった株式数の株式については(イ)に定める価額
- (C) その他の株式については特別管理人の定める価額
- (イ) 額面超過額の請求及び交付に関しては第二十(七)に準ずるものとする。
- (ロ) 第二会社の役員については、第三(三)を準用する。旧会社の役員が第二会社の役員となることは、一般にこれを認めるが、この場合においては、昭和二十二年閣令第一号別表二に掲げる会社の第二会社においては、当該第二会社

の旧会社で追放された者でない旨の宣誓書を添附するものとする。

旧会社が解散する場合においては、旧会社の役員と第二会社の役員の兼任については、独占禁止法第十三条第一項の規定を適用せず、同条第二項の適用上は、旧会社と第二会社の役員の地位を併せて一の役員の地位とみなす。

第二会社の役員の任期は、旧会社が所有する当該第二会社の株式の大部分の処分完了の予定時期までとする。但し、六ヶ月を越えることが出来ない。爾後の役員は、第二会社の株主総会において選任するものとする。

第七ノ二 資本を倍額以上に増加する第二会社に出資又は譲渡する場合

(一) 左の何れかの条件を具備する場合には、その会社を当該特別経理株式会社として認めるものとする。

(イ) 当該特別経理株式会社が増資する会社の増資後の株式の二分の一以上を所有すること。

(ロ) 増資する会社が当該特別経理株式会社から出資を受けることにより実質的にその事業を承継するものと認められること。

(二) 第七(三)乃至(五)の基準は、本項の第二会社について、これを準用する。

第八 旧勘定に所属する資産の処分

(一) 賠償指定施設以外の資産は、原則として、全て速かに処分することを要する。但し、新旧勘定分離の日現在において遊休施設であるため旧勘定に所属させた資産であっても将来の稼動見込十分な資産の如きものはかならずしも処分を必要とせず、第二会社への出資又は譲渡も認める。

(二) 株式については、昭和二十一年勅令第五百六十七号又は独占禁止法の規定により処分を要する場合には、これらの法令により処分することを整備計画に記載しなければならないものとする。この場合において処分の相手方、時期及び方法等については、持株会社整理委員会又は証券処理調整協議会に提出する処分計画に定めるところによる等の記載方法を認める。

前項に該当しない株式についてもこれを処分しようとする場合には、前項の記載方法を認める。

(三) 第九(一)の基準は、旧勘定資産を処分する場合にも、これを準用する。

(四) 処分の相手方については、相手方との間の出資並びに重役の兼任関係その他の関係がある場合には、その関係につき明瞭に記載するものとする。

(五) 処分の相手方の未定の場合においては、その旨記載するものとし、爾後において確定した場合には、決定整備計画

の変更として取扱い法施行規則第十三条第三号の規定を適用する。

第九 新勘定に所属する資産の処分

(一) 新勘定に所属する資産は、旧会社において使用し、又は第二会社に出資するを原則とするが已むを得ず第二会社以外のものに処分する場合には、当該資産の活用の見地からできる限り出資又は包括的譲渡の方法によるものとし、処分の相手方、価額、時期その他の条件について厳重に審査するものとする。

(二) 第八(四)及び(五)の基準は、新勘定資産を処分する場合にも、これを準用する。

第十 特別損失の計算に関する事項

(一) 資産の評価に関しては別に定める企業再建整備法に基く資産の評価換に関する認可基準により適正な評価をしてゐるかどうかを審査する。

(二) 法第三十四条の四第一項の規定により留保することのできる積立金の額は、その会社の過去の平均退職率等より計算したその会社及びその第二会社が二年以内に支払うことを要する退職金の予想額の合計額とする。但し、全株主及び全債権者の同意のない場合には、任意積立金の額より配当平均準備金、設備拡張留保金、修繕積立金、償却積立金及び研究積立金等特定の目的のために積立てた任意積立金(退職金支払に充当するために積立てたもの及び従業員の福祉のために積立てたものを除く。)の額を控除した残額の三分の一に相当する額又は退職金支払に充当するために積立てた任意積立金の額のうち何れか多い額を超えることができない。

第十一 旧債権についての条件の変更に関する事項

(一) 旧債権についての条件の変更は、貸付形式、期限、償還方法、代物弁済、利率、担保及び保証人等の変更をいい、会社の資金計画及び事業計画等に照し公正且具体的であることを要するものとする。

(原注) 旧債権を社債に更改することは、条件の変更ではあるが、申請書の第二十二に別記するものとする。

(二) 旧債権の条件変更として旧債権者の選択により、第二会社の株式その他の有価証券による代物弁済をすることができ、尚旧債権者が一定期日までに整備計画に記載した代物弁済に反対の意思表示をしない場合には、旧債権者がその代物弁済を選択したものとみなすという整備計画の記載方法をも認める。

(三) 整備計画認可前に遡る旧債権の利子歩合の更訂は、これを認めない。

(四) 閉鎖機関の有する旧債権の条件変更については、事前に閉鎖機関整理委員会等の同意を得ることを要するものとする。

第十二 未払込株金の払込に関する事項

- (一) 払込は現金、国債、地方債及び特別管理人の公告した有価証券に限りこれを認めるものとする。株主を振出人とする約束手形による払込を認める場合には、約束手形の期限、利率、担保等については、特別管理人の定めるところによる。
- (二) 株主が本邦所在の外国人である場合にも、同一の原則によつて徴収する。
- 第十二の二 資本の負担すべき特別損失の額のない特別経理株式会社未払込株金の払込に関する事項
- (一) 当該会社の資金計画に照して、必要と考えられるものについては、これを認める。
- (二) 払込は、一回にこれをなすもの限り、二回以上に分けて徴収するものは、これを認めない。
- (三) 払込は、現金又は自由預金によるものとする。但し、已むを得ない場合には、第一封鎖預金による払込をも認めるものとする。

第十三 法第十一条の規定による株式を発行する場合

- (一) 特別経理株式会社を増資は、本項目及び第二十に該当するが、そのうち法第十一条の規定による無議決権株の発行の方法による場合は無議決権株に関する事項について本項目に記載することとし、その他の事項は、第二十に記載するものとする。

(二) 無議決権株の発行は、旧株主又は特別損失を負担した旧債権者である金融機関に対して割当てる場合の外これを認めない。但し、当該金融機関の所有する株式の数が当該特別経理株式会社の発行する総株式の百分の五に達するまでは、普通株によることができる。

第十四 第二会社の株主の議決権に制限を加える場合

- (一) 左に掲げる場合において株主又は債権者の権利の保護のため必要あるときは旧会社その他のものは、その所有する第二会社の株式の議決権の行使を他に委託しなければならないものとする。
 - (イ) 旧会社が第二会社の株式を六ヶ月以上保有することとなる場合
 - (ロ) その他の者が第二会社の株式を相当多数所有する場合
- (二) 議決権行使の委任方法としては、株主及び債権者の権利を保護するに適当な機関を作り、これに議決権の行使を委任するものとする。

任するものとする。

(三) 包括的な議決権の委任は、これを認めないものとし、委任すべき事項を整備計画に記載して限定することを要する。但し、特に委任しない事項を列挙して記載して限定することも認める。

第十五 法第二十四条乃至第二十六条の規定による利益の処理に関する事項

- (一) 割戻請求権の譲渡を認めるか、否か及び譲渡を認めた場合における会社に対する対抗要件その他仮勘定の利益の割戻の実施に関する事項については、会社の必要と認めることを記載するものとする。
- (二) 旧債権者又は旧株主に帰属させるべき仮勘定の益金がそれぞれの負担額に満たない場合には、プレミアムの交付を受けた旧債権者又は旧株主に対しては、その負担額から、交付を受けたプレミアムの額を控除した残額に仮勘定の益金の割戻比率を乗じて得た金額を帰属せしめるものとする。
- (三) 特定の旧債権者及び旧株主が予め割戻請求権を拋棄する場合には、特約事項として整備計画に記載するものとする。この場合には当該旧債権者及び旧株主に割戻すべき金額は、他の旧債権者及び旧株主に帰属する。
- (原注)(一) 特定の請求権者が整備計画実行中に拋棄した場合には、仮勘定の処理終了前の拋棄ならば当該拋棄は、他の旧債権者又は旧株主の利益の為とみなされ、割戻額確定後の拋棄ならば当該権利者に帰属すべき利益は、会社に帰属する。
- (二) 請求権者不明のときは、その者に割当てるべき金額は、時効完成まで会社の債務として残るものとする。
- (三) 整備計画申請後認可までの間に処分損益又は特別損失の額の増減を来した場合は、認可後と同様にその増減は、仮勘定として処理するものとする。

第十六 特別損失を繰越欠損として処理する場合

- (一) 規則第十七条第一項の規定により株式の端数切上額相当額と新勘定に生じた利益金の合計額に相当する額の特別損失を繰越すことを認める。

(二) 法人税を課せられるべき新勘定利益金に対しては、法人税相当額は、控除するものとする。

(原注) 繰越欠損として処理することのできる金額は、法第七条の規定により株主の負担額として計算した額の範囲内とする。

第十七 資本の減少に関する事項

(一) 本項目に記載して減資をしなければならない額は、法施行令第三十条に規定する資本減少額（端数整理額を含む。）とする。

(二) 外国人の所有する株式についても他の株主の所有する株式と同様減資するものとする。

第十八 存続する場合の資本減少及び第二会社の株式の交付に関する事項

(一) 第二会社を設立し旧会社が存続する場合等において第三(一)及び(二)の基準を超える自己資本を有することとなるときには、適当な金額まで減資することを認める。

(二) 株主の選択により株金額の払戻に代えて、又は株式の消却の際支払うべき金銭の支払に代えて第二会社の株式を交付しようとする場合において、株主が一定期日までに特に金銭の支払を欲する旨の特別の意思表示のないときには、株主が第二会社の株式による代物弁済を選択したものとみなすといふ整備計画の記載方法を認める。

(三) 前号の場合において、株主に交付する第二会社の株式の数及び交付価格については、第七(四)に準ずる。

第十九 残余財産の分配としての株式の交付に関する事項

(一) 本項目による第二会社の株式の交付については、第十八(一)及び(二)の基準を準用する。

(二) 清算終了までに長期の時日を要する場合において、債務の弁済に支障を来す惧のない限り、株主に対し、その選択により、当該株主が残余財産の分配として受取るべき金額の範囲内で、第二会社の株式を譲渡し、その代金を当該株主に対する債権として整理し、残余財産分配の際分配すべき残余財産と相殺することを認める。

第二十 資本の増加、プレミアムの請求及び引受権の譲渡に関する事項

(一) 特別経理株式会社の資本金額は第三(一)及び(二)により、かかる原則に従うため必要な増資は、広くこれを認める。

(二) 増資は、資金計画と照応するものであることを要する。

(三) 増資新株は、全額払込の株式であることを要し、未払込株式は、これを認めない。

(四) 増資新株の割当の順位については、第七(四)(ロ)の基準に準ずるものとする。但し、既に株主総会の決議において、この基準と異なる割当方法を定めた場合には、旧株主に割当てべき株式の一部を旧株主以外のものに割当てることができる。

(五) 旧株主と特別損失を負担した旧債権者間及び特別損失を負担した旧債権者相互間の増資新株の割当比率については、第七(四)(二)に準ずるものとし、旧株主相互間の比率については、第七(四)(ロ)に準ずるものとする。

(六) 増資新株の売出価額は、左による。

(イ) 旧株主、特別損失を負担した旧債権者及び引受権の譲渡を受けたものの引き受ける株式については、その額面金額

(ロ) プレミアム請求のあった株式数の株式については(七)に定める価額

(ハ) その他の株式については、特別管理人の定める価額

(七) 旧株主又は特別損失を負担した旧債権者であつて新株の引受人とならないものが(四)及び(五)の計算により自己の割当を受けべき数の株式につきプレミアムを請求しようとする場合には、当該特別経理株式会社に対し、増資前一定期日までに当該株式の売出価額を指定してプレミアム請求の方法によるべき旨を申出なければならない。

特別経理株式会社は、プレミアム請求のあった数の株式を申出価額の平均額（加重算術平均の方法により計算する。）により売出すものとし、この方法により六十日以内に申込のなかった数の株式については、特別管理人の定める価額により売出すものとする。

特別経理株式会社は、右の方法により会社に帰属したプレミアムの額からプレミアム請求のあった新株の発行に要した費用を控除した残額を、プレミアム請求者に対し、プレミアム請求のあった株式の数に比例して交付するものとする。

(八) 引受権を譲渡しようとするものは、相手方に対し、代金引替えに引受権譲渡証明書を交付しなければならない。引受権譲渡証明書は、会社の発行する用紙によるものとし、引受権を譲渡しようとする者が譲渡しようとする株式数及び自己の氏名を記載捺印の上会社の定める一定期日迄にこれを会社に提示し、会社は、当該提示者が引受権を持つ場合には当該証明書に会社の証印を捺すことにより、有効となるものとする。

引受権の譲渡を受けたものは、株式申込証に引受権譲渡証明書を添附して会社に提出するものとする。

第二十一 事業設備の新設、拡張又は改良に関する事項

(一) 事業設備の新設、拡張又は改良は、現下の事態において必要な最少限度に限るものとする。

(二) 金融緊急措置令に基く金融機関資金融通準則別表産業資金貸出優先順位表において甲順位に属する事業については、原則として新設、拡張又は改良を認めるものとし、乙順位に属する事業については、主として改良程度を認め新設、拡張は特にそれを必要とする事情を具体的事案について厳重審査の上認否を決定するものとし、丙の順位に属す

る事業に対しては原則として新設、拡張及び改良を認めないものとする。

(三) 事業設備の新設、拡張又は改良は、整備計画に添附する事業計画及び資金計画と照応し、計画の具体的に確定したものであることを要するものとし、特に所要資材及び資金の確保を前提としてこれを認めるものとする。

なおこの認可基準は、その後改正もしくは取扱変更がおこなわれた。昭和二三年六月新勘定赤字補填、特別損失負担旧債権への株式割当、資産出資方法及び価格等に関して改正。昭和二四年五月新勘定赤字の第二会社への継承に関して改正。同年六月独占禁止法改正に伴う改正。昭和二五年一月二日増資に関する取扱い変更、以上である。

(13) 昭和二二年七月四日大蔵・司法・厚生・農林・商工・運輸省令第四号による「企業再建整備法施行規則」の改正。

(14) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(15) 前掲書、第一九卷「統計」四二―四三ページ、五七―五八ページ。

(16) 本編第四章第一節に述べたごとく、棚卸資産については、日本側の要求で旧勘定棚卸資産は「評価時」の公定価格によって再評価されて評価益が増大することとなったが、本文のごとく、この効果は小さくなかったと考えられる。

第五章 企業再建整備の実施

第一節 実施状況

企業再建整備計画の提出・処理状況と、主務大臣に認可された決定整備計画の実行状況は、それぞれ表5-1、表5-2のように推移した。昭和五七年五月末現在で整備計画実行未了の五九六社は大部分が所在不明（五六六社）であった。⁽¹⁾ 整備計画における存続・解散会社の集計は表5-3のとおりとなった。

(1) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

表 5-3 資本金規模別整備計画実施状況

区分	資本金別	会社数	未払込徴収会社数	増資会社数	第二会社設立数	増資
存統	A	390	135	387	52	0
	B	286	42	199	11	1
	C	1,689	202	1,150	14	3
	D	1,272	114	963	0	0
	計	3,637	493	2,699	77	4
解散	A	164	45	3	190	0
	B	77	19	0	40	0
	C	357	24	0	71	0
	D	460	26	0	39	0
	計	1,058	114	3	340	0
合計		4,695	607	2,702	417	4

- (注) 1. 日本銀行資金局管理課調査.
 2. Aは、資本金1000万円以上.
 Bは、 ≧ 1000万円未満500万円以上.
 Cは、 ≧ 500万円未満100万円以上.
 Dは、 ≧ 100万円未満.

出所：前表と同じ。

表 5-1 整備計画提出・処理状況

年月末	要提出会社数 (A)	提出済会社数 (B)	(B/A) %	未提出会社数	処理済会社数 (C)	(C/B) %
昭和23.10	5,114	4,477	87.5	637	3,238	72.3
12	4,768	4,471	93.7	297	3,772	84.3
24.3	4,767	4,563	95.7	204	4,148	90.9
6	4,776	4,696	98.3	80	4,392	93.5
9	4,756	4,742	99.7	14	4,629	97.6
12	4,756	4,752	99.9	4	4,693	98.7
25.3	4,756	4,754	99.9	2	4,718	99.2
6	4,762	4,757	99.9	5	4,740	99.6
9	4,762	4,760	99.9	2	4,755	99.8
12	4,762	4,762	100.0	0	4,752	99.7
26.3	4,762	4,762	100.0	0	4,756	99.8
6	4,762	4,762	100.0	0	4,758	99.9
9	4,762	4,762	100.0	0	4,758	99.9
29.10	4,764	4,764	100.0	0	4,764	100

(注) 処理済会社数は再建整備委員(審議)会において、認可、不認可、解散命令などの処理を終わった会社。

出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

表 5-2 決定整備計画実行会社数

年月末	認可会社数 (A)	実行完了会社数 (B)	実行未了会社数	(B/A) %
昭和24.10	4,486	2,288	2,198	51.0
25.9	4,562	3,002	1,560	65.8
26.3	4,571	3,204	1,367	70.0
9	4,681	3,346	1,335	71.4
12	4,686	3,500	1,186	74.6
27.3	4,687	3,590	1,097	76.5
6	4,688	3,653	1,035	77.9
9	4,688	3,693	995	78.7
12	4,689	3,731	958	79.5
28.3	4,690	3,771	919	80.4
6	4,691	3,817	874	81.3
9	4,692	3,852	840	82.1
12	4,693	3,874	819	82.5
29.3	4,693	3,887	806	82.8
6	4,693	3,897	796	83.0
9	4,693	3,910	783	83.3
12	4,695	3,921	774	83.5
30.3	4,695	3,927	768	83.6
6	4,695	3,936	759	83.8
9	4,695	3,940	755	83.9
12	4,695	3,947	748	84.0
31.5	4,695	3,953	742	84.2
12	4,695	3,980	715	84.7
41.9	4,695	4,057	638	86.4
57.5	4,695	4,099	596	87.3

出所：前表と同じ。

表 5-4 特別損失計算総括表 (昭和27年9月末現在) (単位 百万円, %)

区 分	存続3,637社		解散1,058社		合計4,695社		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成費	
損 失 項 目	戦時補償特別税	21,527	46.5	16,083	35.8	37,610	41.2
	在外資産等損失	3,543	7.6	5,069	11.3	8,612	9.4
	戦時封鎖預金等損失	706	1.5	342	0.8	1,048	1.1
	旧債権・株式・賠償等損失	4,345	9.4	4,199	9.3	8,544	9.4
	繰延資産	173	0.4	306	0.7	479	0.5
	当期及び繰越欠損	3,278	7.1	3,202	7.1	6,480	7.1
	旧勘定の損	9,773	21.1	10,790	24.0	20,563	22.5
	差引益 (調整項目)	2,118	4.6	4,903	10.9	7,021	7.7
		876	1.9	83	0.2	959	1.1
	損 失 合 計	46,339	100.0	44,977	100.0	91,316	100.0
利 益 項 目	当期及び繰越利益	1,493	3.2	259	0.6	1,752	1.9
	当積勘定の他利	4,271	9.2	1,858	4.1	6,129	6.7
	繰越利益	13,812	29.8	6,978	15.5	20,790	22.8
	繰越利益	8,847	19.1	4,391	9.8	13,236	14.5
利 益 合 計	28,423	61.3	13,486	30.0	41,908	45.9	
評 価 益	固定資産評価益 (簿価)	3,543	7.6	3,983	8.9	7,526	8.2
	流動資産評価益 (簿価)	(2,312)	—	(2,672)	—	(4,984)	—
	流動資産評価益 (簿価)	8,179	17.7	3,778	8.4	11,957	13.1
合 計	(11,897)	—	(4,018)	—	(15,915)	—	
特 別 損 失	6,194	13.4	23,729	52.8	29,923	32.8	

(注) 1. 日本銀行調査による。
 2. 差引益は、利益合計が損失合計を超過した部分を調整した項目。損失合計に加算すると、損失が過大評価されることが考えられるが、他の集計表との関係上原表のままとした。

出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

第二節 特別損失計算

特別経理会社の特別損失計算は、昭和二七年九月末現在で表5-4のように集計された。調査対象四六九五社の損失合計は九一三億円に達し、内訳では戦時補償特別税がその四割を占めて最大損失項目となり、そのほか旧勘定損失が二割強、在外資産純損失と旧債権・株式・賠償等損失がそれぞれ一割弱を占めた。この損失合計は利益合計と評価益で補填されて、残りが特別損失となった。このうち新旧勘定資産処分益(本編第四章第一節)等を含む「旧勘定利益」、未整理留保利益等を含む「その他利益」等の利益項目が大きく、利益合計は損失合計の半分近く(四一九億円、損失合計の四五・九%)に達した。また評価益は、固定資産再評価が抑えられたものの、損失合計の二割強(一九五億円、二一・三%)を補填することになり、以上の結果、株主および旧債権者が負担する部分である特別損失は約三〇〇億円(三二・八%)となった。特に存続企業においては、戦後のインフレーションと企業整備と経済復興の過程で利益合計と評価益が大きく膨らみ、特別損失は損失合計の一三・四%へと減少して、株主および旧債権者の負担は大幅に軽減された。

特別損失計算書の産業部門別集計については、中間集計の存在が確認されるものの⁽¹⁾、決定整備計画に記された最終的な特別損失計算の集計は発見することができなかった⁽²⁾。そこで今回大蔵省に一部残された「整備計画認可」より、中央経済再建整備委員会審議分のうち、四九九社の特別損失計算書を集計して、産業部門別の特別損失計算の特徴を見ることにした(表5-5、表5-6)。四九九社の集計は、前出昭和二七年九月末現在日銀調査四六九五社の集計に

表 5-5 産業別特別損失計算書

区 分		農 林	鉱 業	金 属	通 信	重 電	輸 送
産 業 別		水 産		工 業	機 械	家 電	機 械
調 査 対 象 会 社 数	11	21	53	19	16	39	
	501	2,830	3,163	485	2,694	3,166	
称 資 本 金	491	2,430	3,103	429	2,525	2,506	
損 失 項 目	戦時補償特別税	217	340	3,449	1,118	2,553	3,795
	在外資産損失	44	918	1,303	109	117	157
	第二封鎖預金等損失	4	86	23	7	19	80
	旧債権・株式・賠償等損失	11	587	986	74	200	1,152
	繰延資産	0	6	179	3	1	18
	当期および繰越欠損	53	360	1,229	72	211	813
	旧勘定の他損失	117	1,372	3,047	486	852	2,710
損 失 合 計	20	372	1,064	189	34	1,059	
利 益 項 目	当期および繰越利益金	466	4,040	11,280	2,057	3,986	9,785
	積立利益	13	24	80	9	125	83
	旧勘定の他利益	48	259	850	42	315	503
	差引益(調整項目)	188	1,694	2,197	490	1,231	1,737
利 益 合 計	153	292	1,729	260	586	1,023	
評 価 損 失	△ 43	△ 99	△ 1	△ 1	△ 1	△ 53	
特 別 損 失	40	489	2,258	716	1,631	2,484	
特 殊 損 理	株主負担	67	1,381	4,166	541	100	4,007
	旧債権者負担	47	315	1,649	154	31	1,689
損 失 項 目	繰越処	17	851	2,490	387	69	2,265
	戦時補償特別税	3	215	27	0	0	53
	在外資産損失	46.6	8.4	30.6	54.3	64.0	38.8
	第二封鎖預金等損失	9.5	22.7	11.6	5.3	2.9	1.6
	旧債権・株式・賠償等損失	0.8	2.1	0.2	0.3	0.5	0.8
	繰延資産	2.5	14.5	8.7	3.6	5.0	11.8
	当期および繰越欠損	0.0	0.1	1.6	0.1	0.0	0.2
旧勘定の他損失	11.3	8.9	10.9	3.5	5.3	8.3	
損 失 合 計	25.0	34.0	27.0	23.6	21.4	27.7	
利 益 項 目	4.4	9.2	9.4	9.2	0.9	10.8	
利 益 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
利 益 項 目	当期および繰越利益金	2.8	0.6	0.7	0.4	3.1	0.9
	積立利益	10.3	6.4	7.5	2.0	7.9	5.1
	旧勘定の他利益	40.4	41.9	19.5	23.8	30.9	17.8
	差引益(調整項目)	32.8	7.2	15.3	12.7	14.7	10.5
利 益 合 計	△ 9.3	△ 2.5	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.5	
評 価 損 失	77.0	53.7	43.0	38.9	56.6	33.7	
特 別 損 失	8.6	12.1	20.0	34.8	40.9	25.4	
特 殊 損 理	株主負担	14.5	34.2	36.9	26.3	2.5	41.0
	旧債権者負担	10.2	7.8	14.6	7.5	0.8	17.3
損 失 項 目	繰越処	3.6	21.1	22.1	18.8	1.7	23.1
	戦時補償特別税	0.7	5.3	0.2	0.0	0.0	0.5
	在外資産損失	46.6	8.4	30.6	54.3	64.0	38.8

(注) 1. 各社の整備計画認可時点の特別損失計算書を集計したもの。
 2. 差引益は、利益合計の損失合計超過分を調整したもの。
 3. 構成比は、損失合計を100とした構成比。

出所：「整備計画認可綴」(大蔵省所蔵資料)により作成。

(その1—金額・構成比)

(単位 百万円, %)

航 空 機 器	そ の 他 機 械	化 学	織 維	そ の 他 業 務	海 運	そ の 他 商 業 ・ サ ー ビ ス	合 計
21	91	69	42	39	33	45	499
965	1,105	2,960	4,220	1,244	663	621	24,617
666	1,058	2,569	4,087	1,162	641	578	22,245
3,931	1,308	1,489	2,234	240	1,465	333	22,472
2	59	1,207	905	466	129	341	5,758
8	13	27	143	11	72	21	515
864	211	430	435	63	267	157	5,436
1	28	79	0	1	2	0	319
430	216	241	16	26	51	34	3,750
2,519	597	1,156	813	292	325	271	14,557
930	265	378	184	145	88	68	4,796
8,686	2,697	5,006	4,730	1,246	2,400	1,226	57,604
3	45	81	164	41	18	48	734
117	104	313	786	254	270	173	4,035
1,142	612	1,297	1,632	380	688	360	13,648
635	426	863	1,441	124	984	185	8,701
△ 1	△ 1	△ 5	△ 267	△ 32	△ 21	△ 30	△ 555
1,896	1,186	2,549	3,757	767	1,940	736	26,563
1,582	897	1,069	596	349	83	144	12,339
5,207	614	1,388	378	129	377	346	18,702
689	251	577	48	39	253	162	5,904
4,518	362	746	6	31	123	137	12,002
0	0	65	324	60	1	47	795
45.3	48.5	29.7	47.2	19.3	61.0	27.2	39.0
0.0	2.2	24.1	19.1	37.4	5.4	27.8	10.0
0.1	0.5	0.5	3.0	0.9	3.0	1.7	0.9
9.9	7.8	8.6	9.2	5.1	11.1	12.8	9.4
0.0	1.0	1.6	0.0	0.1	0.1	0.0	0.6
5.0	8.0	4.8	0.3	2.1	2.1	2.8	6.5
29.0	22.1	23.1	17.2	23.5	13.5	22.1	25.3
10.7	9.8	7.5	3.9	11.6	3.7	5.6	8.3
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	1.7	1.6	3.5	3.3	0.8	3.9	1.3
1.3	3.9	6.3	16.6	20.4	11.3	14.1	7.0
13.2	22.7	25.9	34.5	30.5	28.7	29.3	23.7
7.3	15.8	17.2	30.5	9.9	41.0	15.1	15.1
△ 0.0	△ 0.0	△ 0.1	△ 5.6	△ 2.6	△ 0.9	△ 2.4	△ 1.0
21.8	44.0	50.9	79.4	61.6	80.8	60.0	46.1
18.2	33.3	21.4	12.6	28.0	3.5	11.7	21.4
60.0	22.8	27.7	8.0	10.4	15.7	28.2	32.5
7.9	9.3	11.5	1.0	3.1	10.5	13.3	10.2
52.0	13.4	14.9	0.1	2.5	5.1	11.2	20.8
0.0	0.0	1.3	6.8	4.8	0.0	3.8	1.4

表 5-6 産業別特別損失計算書

区分	産業別					輸送機	送機
	農水	林産	鉱業	金属工業	通信機械		
公称資本	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
公称資本金	0.98	0.86	0.98	0.88	0.94	0.79	0.79
損失項目	戦時補償特別税	0.43	0.12	1.09	2.31	0.95	1.20
	在外資産損失	0.09	0.32	0.41	0.23	0.04	0.05
	第二封鎖預金等損失	0.01	0.03	0.01	0.01	0.01	0.03
	旧債権・株式・賠償等損失	0.02	0.21	0.31	0.15	0.07	0.36
	繰延資産産損失	0.00	0.00	0.06	0.01	0.00	0.01
	当期および繰越欠損	0.11	0.13	0.39	0.15	0.08	0.26
	旧勘定他損	0.23	0.48	0.96	1.00	0.32	0.86
	その他	0.04	0.13	0.34	0.39	0.01	0.33
	損失合計	0.93	1.43	3.57	4.25	1.48	3.09
	利益項目	当期および繰越利益	0.03	0.01	0.03	0.02	0.05
積立金	0.10	0.09	0.27	0.09	0.12	0.16	
勘定他利益	0.38	0.60	0.69	1.01	0.46	0.55	
差引益(調整項目)	0.30	0.10	0.55	0.54	0.22	0.32	
利益合計	△0.09	△0.04	△0.00	△0.00	△0.00	△0.02	
評価益	0.08	0.17	0.71	1.48	0.61	0.78	
特別損失	0.13	0.49	1.32	1.12	0.04	1.27	

(注) 公称資本金額を1.00とした各項目金額の倍率。
出所：前表と同じ。

(その2—倍率)

(単位 百万円, %)

航空兵器	その他機	化学	繊維	その他業	海運	その他商業・サービス	合計
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
0.69	0.96	0.87	0.97	0.93	0.97	0.93	0.90
4.07	1.18	0.50	0.53	0.19	2.21	0.54	0.91
0.00	0.05	0.41	0.21	0.37	0.20	0.55	0.23
0.01	0.01	0.01	0.03	0.01	0.11	0.03	0.02
0.90	0.19	0.15	0.10	0.05	0.40	0.25	0.22
0.00	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
0.45	0.20	0.08	0.00	0.02	0.08	0.05	0.15
2.61	0.54	0.39	0.19	0.23	0.49	0.44	0.59
0.96	0.24	0.13	0.04	0.12	0.13	0.11	0.19
9.00	2.44	1.69	1.12	1.00	3.62	1.97	2.34
0.00	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03	0.08	0.03
0.12	0.09	0.11	0.19	0.20	0.41	0.28	0.16
1.18	0.55	0.44	0.39	0.31	1.04	0.58	0.55
0.66	0.39	0.29	0.34	0.10	1.48	0.30	0.35
△0.00	△0.00	△0.00	△0.06	△0.03	△0.03	△0.05	△0.02
1.97	1.07	0.86	0.89	0.62	2.93	1.18	1.08
1.64	0.81	0.36	0.14	0.28	0.13	0.23	0.50
5.40	0.56	0.47	0.09	0.10	0.57	0.56	0.76

対して社数は一〇・六％にすぎないが、中央で審議された大企業の多くが含まれており、損失合計あるいは特別損失で見るといずれも前者は後者の六二―六三％を占めている。また特別損失各項目の構成比(損失合計を一〇〇とした全産業合計の構成比。表5-4、表5-5)も、ほぼ同様の傾向を示しており、大まかな特徴を考えるかぎりでは四九九社の集計でも十分有効であるように思われる。集計の結論は以下のとおりである。損失合計と特別損失について、金額から見た最大部門は、機械工業(通信・重電・家電・輸送・航空および旧兵器・その他機械)であった。同工業の損失項目の構成比を見ると、輸送機械を除いていずれも戦時補償特別税が損失合計に占める比率が、産業合計の同比率を大きく上回っており、同工業は主として戦中に軍需産業の中心であったことが損失を増大させたことがわかる。特別損失計算各項目を公称資本金で割った指数を作って、企業規模に対する各項目の大きさを考えてみると表5-6のごとくになる。同表によれば金属・通信機械・輸送機械・航空機および旧兵器・その他機械・海運の各工業において、資本金規模に比較した戦時補償特別税および損失合計が大きく、やはり軍需産業の中心であった機械工業と、その素材を生産する金属工業、そして戦中に船舶設備に壊滅的な打撃を受けた海運業が、戦中の軍需に応じて過大な業務拡大をおこない、戦後に至って軍需にかかわる戦時補償が打ち切られたことが主因となって、重い損失負担を負ったことが理解される。このうち金属・通信機械・輸送機械・航空機および旧兵器の各工業は、利益および評価益で損失を補填しきれず、大きな特別損失が残り、株主および旧債権者の負担となったが、その他機械工業と海運業においては、利益および評価益が大きく、特別損失は軽くなった。重電・家電工業においては、金額から見ると損失合計が大きかったものの、資本金規模に比較すると案外損失は小さく、利益および評価益で補填した後の特別損失も小さかった。以上のほかの主として平和産業においては、損失合計も特別損失も比較的小さかった。⁽³⁾

特別損失の、株主および旧債権者の負担状態に関しては、日銀の産業別、存続会社・解散会社別集計が存在する

対して社数は一〇・六％にすぎないが、中央で審議された大企業の多くが含まれており、損失合計あるいは特別損失で見るといずれも前者は後者の六二―六三％を占めている。また特別損失各項目の構成比(損失合計を一〇〇とした全産業合計の構成比。表5-4、表5-5)も、ほぼ同様の傾向を示しており、大まかな特徴を考えるかぎりでは四九九社の集計でも十分有効であるように思われる。集計の結論は以下のとおりである。損失合計と特別損失について、金額から見た最大部門は、機械工業(通信・重電・家電・輸送・航空および旧兵器・その他機械)であった。同工業の損失項目の構成比を見ると、輸送機械を除いていずれも戦時補償特別税が損失合計に占める比率が、産業合計の同比率を大きく上回っており、同工業は主として戦中に軍需産業の中心であったことが損失を増大させたことがわかる。特別損失計算各項目を公称資本金で割った指数を作って、企業規模に対する各項目の大きさを考えてみると表5-6のごとくになる。同表によれば金属・通信機械・輸送機械・航空機および旧兵器・その他機械・海運の各工業において、

表 5-7 産業別企業整備状況

業 種	会社数	公 称 資 本 金 (A)	旧 債 権 総 額 (B)	評 価 益	特別損失
2. 工 業	2,715	16,501	33,875	10,293	4,379
金 属	358	2,589	4,949	1,597	493
機 械	1,331	7,290	15,927	6,023	2,787
窯 業	85	411	556	118	89
化 学	396	3,262	6,395	1,585	395
織 維	199	1,828	4,058	696	409
食 品	91	294	430	47	96
電 気・ガ 斯	20	245	186	44	2
土 建	83	299	665	90	54
そ の 他	152	283	709	93	54
3. 農 林 水 産 業	53	463	952	92	76
4. 運 輸 通 信 業	224	1,530	2,174	277	609
5. 商 業	432	961	2,110	74	426
6. そ の 他	127	264	341	49	38
合 計	3,637	22,672	43,804	11,722	6,194

出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

表 5-8 産業別企業整備状況

業 種	会社数	公 称 資 本 金 (A)	払 込 資 本 金	旧 債 権 総 額 (B)	評 価 益
2. 工 業	701	7,379	6,320	26,718	6,942
金 属	101	1,994	1,896	6,865	1,700
機 械	436	3,340	2,636	15,566	4,566
窯 業	17	39	38	36	2
化 学	53	1,481	1,279	3,200	439
織 維	32	313	257	725	158
食 品	12	104	102	7	1
土 建	11	8	8	25	3
そ の 他	39	100	104	294	72
3. 農 林 水 産 業	44	182	173	216	30
4. 運 輸 通 信 業	57	551	455	791	194
5. 商 業	154	1,111	934	2,259	486
6. そ の 他	42	374	338	168	6
合 計	1,058	10,196	8,703	32,153	7,762

出所：前表と同じ。

(その1—存続会社)

(単位 百万円, %)

株 主 負 担 (C)	$(\frac{C}{A})\%$	旧 債 権 者 負 担		処 分 資 産		増 資	出来上り 資 本 金
		(D)	$(\frac{D}{B})\%$	簿 価			
431	14.6	234	5.4	552	133	6,979	9,702
2,607	15.8	1,772	5.2	6,512	2,110	37,094	51,048
405	15.6	89	1.8	975	314	3,517	5,555
1,435	19.7	1,353	8.5	3,914	1,295	12,739	18,405
83	20.2	5	0.9	14	6	1,252	1,641
215	6.6	178	2.8	731	333	8,038	11,089
359	19.6	50	1.2	550	76	9,173	10,954
52	17.7	45	10.5	145	26	755	1,011
1	0.4	1	0.5	2	2	409	653
25	8.4	29	4.4	89	27	650	940
32	11.3	22	3.1	92	31	561	800
55	11.9	20	2.1	58	39	1,972	2,396
421	27.5	188	8.6	212	84	2,146	3,211
290	30.2	136	6.4	60	14	999	1,809
18	6.8	20	5.9	59	12	282	499
3,822	16.9	2,370	5.4	7,453	2,392	49,472	68,665

(その2—解散会社)

(単位 百万円, %)

特別損失	株 主 負 担		旧 債 権 者 負 担		処 分 資 産		第二会社 資 本 金
	(C)	$(\frac{C}{A})\%$	(D)	$(\frac{D}{B})\%$	簿 価		
1,723	547	91.3	1,148	57.4	140	93	546
19,674	5,579	75.6	14,017	52.5	6,971	2,810	13,282
4,847	1,755	88.0	3,055	44.5	1,318	598	3,492
12,120	2,703	80.9	9,405	60.4	5,187	2,028	5,709
30	19	48.7	12	33.3	73	24	28
2,354	936	63.2	1,399	43.0	189	91	2,138
60	48	15.3	11	1.5	78	16	1,646
10	4	3.8	4	57.1	1	1	203
15	3	37.5	6	24.0	7	4	6
237	111	111.0	125	42.5	117	48	60
285	161	88.5	111	51.4	10	13	29
738	341	61.9	382	48.3	358	153	166
1,115	627	56.4	476	21.1	610	39	86
192	83	22.2	110	65.5	35	15	80
23,729	7,338	72.0	16,244	50.5	8,124	3,123	14,189

(表5-7、表5-8)、同集計でも、株主負担率(特別損失負担資本金の公称資本金に対する比率)や、旧債権者負担率(特別損失負担旧債権の旧債権総額に対する比率)は、やはり機械工業や金属工業において高く、旧軍需工業の株主や旧債権者の負担が他産業に比べて重かったことが理解される。このほか株主負担率について、運輸通信業と商業が高かった。なお以上の株主および旧債権者による特別損失負担の全部あるいは一部が、①増資新株の割当、②増資の際に生じたプレミアムの払戻し、③増資株引受権の有償譲渡、④第二会社株式の割当、⑤第二会社株式の額面超過額の交付請求、⑥第二会社株式買受権の有償譲渡、⑦仮勘定差引益の払戻し、によって補填されたことは、前述のとおりである。

(1) 本編第四章第三節。日本銀行資金調整局調。鈴木安三「戦後企業再建整備措置の具体的過程」(経済企画庁調査部調査課『経企調内昭和三年第一四号』)。小湊繁「企業再建整備」(東京大学社会科学研究所編『戦後改革』七「経済改革」昭和四九年)。「大蔵省発表特別損失概算」(東洋経済新報社刊『新設公開会社の検討』昭和二三年一月。『東洋経済新報』昭和二二年一〇月二一日号)。

(2) 前掲鈴木安三論文が、増資目論見書より特別経理会社九五社の特別損失計算を集計しているのが唯一の調査であるように思われる。

(3) 前掲鈴木論文、小湊論文参照。

(4) 昭和二四年六月「独占禁止法」改正に基づく昭和二二年一〇月「認可基準」改正。

(5) 昭和二四年六月「独占禁止法」改正に基づく昭和二二年一二月「認可基準」改正。

第三節 企業財務の推移

昭和二二年八月二一日(指定時)以後、ドッジ不況から朝鮮戦争ブームまでの大企業の貸借対照表は表5-9のごとく推移した。旧勘定の整理が終了し、固定資産の再評価も実施されたため、資産勘定においては、固定資産比率が上昇し、流動資産の比率は低下した。資本・負債勘定に関しては、企業再建整備においても、ドッジ改革においても、資産再評価のシャープ勧告においても、自己資本の充実が求められた。そして大企業の増資がすすみ、再評価積立金の資本金への繰込みもすすんだため、自己資本比率はこの間増大傾向が見られた。しかしながら戦中戦後にかけて進出した借入金等他人資本依存の財務体質は基本的に維持されており、これが以後の高度成長期に引き継がれることになるのである。

表 5-9 主要企業の貸借対照表 (指定時から昭和27年上期

区 分	21年 8月11日		21年 8月11日		25 年 上 期	
	(指定時) 合併勘定	構成比	(指定時) 新 勘 定	構成比		構成比
調 査 対 象 会 社 数	266		266		545	
1. 流 動 資 産	34,426	43.5	20,276	68.6	666,074	64.1
(1) 当 座 資 産	13,267	16.8	3,843	13.0	269,712	26.0
a. 現 金・預 け 金	3,640	4.6	961	3.2	76,557	7.4
b. 受 取 手 形・受 取 勘 定	7,446	9.4	2,526	8.5	150,114	14.5
c. そ の 他	2,181	2.8	356	1.2	43,041	4.1
(2) 棚 卸 資 産	18,116	22.9	15,162	51.3	288,998	27.8
a. 商 品・製 品・半 製 品 等	8,993	11.4	7,823	26.5	101,883	9.8
b. 原 材 料・貯 蔵 品 等	9,123	11.5	7,339	24.8	187,115	18.0
(3) そ の 他	3,044	3.8	1,270	4.3	107,364	10.3
2. 固 定 資 産	23,045	29.1	9,295	31.4	372,705	35.9
(1) 有 形 固 定 資 産	14,335	18.1	8,353	28.2	356,811	34.3
a. 建 物・構 築 物 等	4,792	6.1	2,669	9.0	311,774	30.0
b. 機 械・装 置	5,089	6.4	3,136	10.6		
c. 土 地	1,839	2.3	929	3.1		
d. 建 築 仮 勘 定	2,615	3.3	1,619	5.5	38,927	3.7
(2) 無 形 固 定 資 産	331	0.4	279	0.9	3,275	0.3
(3) 投 資 資 産	7,692	9.7	253	0.9	7,628	0.7
(4) 繰 上 償 却 資 産	687	0.9	410	1.4	4,991	0.5
3. 特 別 清 算 勘 定	21,600	27.3	1	0.0	—	—
4. 使 用 総 資 産 (1+2+3)	79,071	100.0	29,572	100.0	1,038,779	100.0
5. 負 債	57,854	73.2	290	1.0	722,179	69.5
a. 支 払 手 形・支 払 勘 定	5,507	7.0	4	0.0	201,327	19.4
b. 短 期 借 入 金	21,040	26.6	0	0.0	143,703	13.8
c. 納 税 引 当 金	743	0.9	1	0.0	19,118	1.8
d. そ の 他 引 当 金	1,183	1.5	2	0.0	10,117	1.0
e. そ の 他 短 期 負 債	12,957	16.4	282	1.0	192,269	18.5
f. 社 債	5,062	6.4	—	—	43,336	4.2
g. 長 期 借 入 金	11,361	14.4	—	—	112,309	10.8
6. 自 己 資 本	19,138	24.2	△ 1	△ 0.0	316,600	30.5
a. 資 本 金	15,775	20.0	—	—	93,588	9.0
b. 資 本 準 備 金	1,658	2.1	—	—	187,989	18.1
c. 積 立 金	4,380	5.5	0	0.0	15,111	1.5
d. 前 期 繰 越 金	△ 3,023	△ 3.8	—	—	1,468	0.1
e. 当 期 繰 上 償 却 金	348	0.4	△ 1	△ 0.0	18,444	1.8
7. 特 別 清 算 勘 定	2,077	2.6	29,282	99.0	—	—
8. 使 用 総 資 本 (5+6+7)	79,071	100.0	29,572	100.0	1,038,779	100.0

(注) 1. 指定時の調査対象は、「集排法」指定企業中の特別経理会社のうち資料の集計方法による「集排法手続記録」による)の集計で、新旧勘定間の貸借を示す未整理支払・
 2. 指定時の「繰上償却資産」には「前払費用」を含む。その他指定時の項目の
 3. 指定時の「特別清算勘定」の資産は「戦時補償請求権」および「在外資産」である。
 4. 「流動資産」の「その他」は「仮払金」「前払金」「未整理勘定」「未決算
 5. 25年上期以降の「資本準備金」には「再評価積立金」を含む。
 出所:「集排法手続記録」(公正取引委員会所蔵資料)および三菱経済研究所『本邦

まで) (単位 百万円, %)

	26 年 上 期		27 年 上 期	
		構成比		構成比
	560		560	
1,234,375	57.3	1,435,722	54.1	
494,347	22.9	644,841	24.3	
156,614	7.3	224,405	8.5	
291,739	13.5	361,157	13.6	
45,994	2.1	59,279	2.2	
601,832	27.9	656,699	24.7	
189,630	8.8	215,064	8.1	
412,202	19.1	441,635	16.6	
138,196	6.4	134,182	5.1	
920,310	42.7	1,217,949	45.9	
886,372	41.1	1,157,344	43.6	
770,401	35.8	1,001,924	37.8	
9,800	0.5	12,063	0.5	
106,171	4.9	143,357	5.4	
5,531	0.3	8,507	0.3	
23,101	1.1	45,176	1.7	
5,306	0.2	6,992	0.3	
—	—	—	—	
2,154,685	100.0	2,653,671	100.0	
1,350,611	62.7	1,672,397	63.0	
398,251	18.5	427,591	16.1	
332,887	15.4	419,406	15.8	
64,702	3.0	43,951	1.7	
19,899	0.9	52,408	2.0	
265,039	12.3	310,979	11.7	
86,144	4.0	118,218	4.5	
183,689	8.5	299,844	11.3	
804,074	37.3	981,274	37.0	
121,663	5.6	190,389	7.2	
531,489	24.7	575,852	21.7	
75,806	3.5	162,767	6.1	
4,603	0.2	7,280	0.3	
70,513	3.3	44,986	1.7	
—	—	—	—	
2,154,685	100.0	2,653,671	100.0	

整っている会社(公正取引委員会「集
 受取勘定は相殺してある。
 集計方法は755ページ表2-2と同じ。
 産),負債は「戦時補償仮受金等」で
 勘定」等。
 事業成績分析』により作成。